

地域型保育事業 指導検査基準
(令和5年4月1日適用)

豊島区子ども家庭部

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	評価形態	考え方
C	文書指摘	<p>福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合(軽微な違反の場合を除く。)は、原則として、「文書指摘」とする。</p> <p>ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。</p>
B	口頭指導	<p>福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。</p> <p>ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。</p> <p>なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。</p>
A	助言指導	<p>法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。</p>

運 營 編

〔凡例〕

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	子ども・子育て支援法
2	平成26年6月9日内閣府令第44号「子ども・子育て支援法施行規則」	子ども・子育て支援法施行規則
3	昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
4	昭和23年3月31日厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」	児童福祉法施行規則
5	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」	保育所保育指針
6	平成26年10月27日条例第31号「豊島区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」	認可条例
7	平成26年10月27日条例第32号「豊島区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」	運営条例
8	平成26年12月12日雇児発1212第6号通知「家庭的保育事業等の認可等について」	雇児発1212第6号通知
9	平成28年8月23日府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」	留意事項通知
10	公定価格に関するFAQ【Ver. 21】（令和5年1月4日時点版）	公定価格に関するFAQ
11	平成27年3月24日子ども家庭部長決定「豊島区特定地域型保育事業扶助要綱」	豊島区特定地域型保育事業扶助要綱
12	平成10年2月13日児保第3号通知「保育所への入所の円滑化について」	児保第3号通知
13	昭和22年4月7日法律第49号「労働基準法」	労働基準法
14	昭和22年8月30日厚生省令第23号「労働基準法施行規則」	労働基準法施行規則
15	平成12年6月7日障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575通知「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」	児発第575通知
16	昭和26年3月29日法律第45号「社会福祉法」	社会福祉法
17	平成5年6月18日法律第76号「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」	パートタイム・有期雇用労働法
18	平成3年12月20日基発第712号通知「育児休業制度の労働基準法上の取扱いについて」	基発第712号通知
19	平成3年5月15日法律第76号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」	育児・介護休業法
20	平成3年10月15日労働省令第25号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」	育児・介護休業法施行規則
21	平成28年8月2日雇児発第0802第3号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について」	雇児発第0802第3号
22	昭和47年7月1日法律第113号「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」	均等法

No.	関係法令及び通知等	略称
23	昭和61年1月27日労働省令第2号「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則」	均等法施行規則
24	昭和41年7月21日法律第132号「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」	労働施策総合推進法
25	平成27年9月3日府子本第254号・雇児発0903第6号通知「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」	経理等通知
26	平成27年9月3日府子本第255号・雇児保発0903第1号通知「「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の取扱いについて」	経理等取扱通知
27	昭和47年6月8日法律第57号「労働安全衛生法」	労働安全衛生法
28	昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」	労働安全衛生規則
29	昭和32年6月15日法律第177号「水道法」	水道法
30	昭和32年12月12日政令第336号「水道法施行令」	水道法施行令
31	昭和32年12月14日厚生省令第45号「水道法施行規則」	水道法施行規則
32	昭和23年7月24日法律第186号「消防法」	消防法
33	昭和36年3月25日政令第37号「消防法施行令」	消防法施行令
34	昭和36年4月1日自治省令第6号「消防法施行規則」	消防法施行規則
35	昭和62年9月18日社施第107号通知「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」	社施第107号通知
36	平成12年12月22日条例第202号「東京都震災対策条例」	震災対策条例
37	平成13年4月6日消防庁告示第2号「東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示」	消防庁告示第2号
38	昭和55年1月16日社施第5号通知「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」	社施第5号通知
39	昭和48年4月13日社施第59号通知「社会福祉施設における火災防止対策の強化について」	社施第59号通知
40	昭和58年12月17日社施第121号通知「社会福祉施設における防災対策の強化について」	社施第121号通知
41	平成13年6月15日雇児総発第402号通知「児童福祉施設等における児童の安全確保について」	雇児総発第402号通知
42	平成28年9月9日雇児総発0909第2号通知「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」	雇児総発0909第2号通知
43	平成28年9月15日雇児総発0915第1号通知「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」	雇児総発0915第1号通知
44	昭和24年6月4日法律第193号「水防法」	水防法
45	平成12年5月8日 法律第57号「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」	土砂災害防止法

目 次

1 乳幼児の利用状況等			
(1) 認可定員・利用定員の遵守	1	(4) 職員配置(小規模保育事業B型)	21
(2) 認可・確認内容の変更	1	(5) 職員配置(小規模保育事業C型)	24
(3) 内容及び手続の説明並びに同意(重要事項説明書)	2	(6) 職員配置(小規模型事業所内保育事業)	26
(4) 受給資格等の確認	2	(7) 職員の資格保有	28
(5) 利用者負担額等の受領	2	(8) 採用、退職	28
(6) 地域型保育給付費の額の通知	2	(9) 関連帳簿の整備	29
(7) 情報の提供等	3	5 勤務状況	
2 基本方針及び組織		(1) 勤務体制	29
(1) 保育サービスの基本的理念	3	(2) 均等な待遇の確保	29
(2) 利用者の人権の擁護、虐待の防止	3	(3) 妊娠した労働者等の就業環境の整備	30
(3) 個人情報保護	4	(4) 勤務状況の帳簿の整備	30
(4) 秘密保持	4	6 職員給与等の状況	
(5) 苦情解決	5	(1) 本俸・諸手当	30
(6) サービスの質の評価等	5	(2) 社会保険	31
(7) 事業計画	5	(3) 貸金台帳	31
(8) 事業報告	6	7 健康管理	
(9) 運営委員会	6	(1) 安全衛生管理体制	31
(10) 運営規程の策定及び重要事項の揭示	7	(2) 健康診断	32
(11) 分掌事務	7	8 職員研修	33
(12) 業務日誌(園日誌)	7	9 施設長の責務	33
(13) 職員会議	8	10 建物設備等の管理	
3 就業規則等の整備		(1) 建物設備の状況	34
(1) 就業規則	8	(2) 建物設備の安全、衛生	35
(2) 給与規程	9	(3) 環境衛生の状況	36
(3) 育児休業規程等	10	11 災害対策の状況	
(4) 旅費	13	(1) 管理体制(防火管理者)	37
(5) 労使協定等	14	(2) 防火対策	37
(6) 周知等の措置	14	(3) 消防計画等	38
4 職員の状況		(4) 消防署の立入検査	38
(1) 職員配置(共通事項)	15	(5) 防災訓練等	39
(2) 職員配置(家庭的保育事業)	18	(6) 災害発生時への備え	39
(3) 職員配置(小規模保育事業A型)	19	(7) 保安設備	40
		(8) 安全対策	41

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
<p>1 乳幼児の利用状況等</p> <p>(1) 認可定員・利用定員の遵守</p>	<p>1 認可定員・利用定員 家庭的保育事業の定員は、1人以上5人以下とする。 小規模保育事業A型およびB型の定員は、6人以上19人以下とする。 小規模保育事業C型の定員は、6人以上10人以下とする。 事業所内保育事業については、利用定員数の区分に応じて、地域枠(従業員枠以外のその他の乳幼児の枠)の定員を設定する。 特定地域型保育事業者は、事業所ごとに、利用定員を満1歳に満たない乳児と満1歳以上の幼児に区分して定めること。</p> <p>2 定員の弾力化 特定地域型保育事業者(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問保育事業または事業所内保育事業を行う者)で確認を受けたものをいう。以下同じ)は、総定員の範囲内で受け入れることを基本とする。ただし、条例に定める面積及び職員配置基準を下回らない範囲内で、定員を超えて保育を実施することができる。連続する過去の5年度間常に利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率(当該年度内における各月の初日の在籍児童数の総和を各月の初日の利用定員の総和で除したものをいう。)が120パーセント以上のときは、定員の見直しを行うこと。</p> <p>3 私的契約児等の入所 定員に空きがある場合に、既に入所している乳幼児の保育に支障を生じない範囲で入所させることは差し支えない。</p>	<p>1 認可定員は遵守されているか。 利用定員は遵守されているか。</p> <p>2 定員の弾力化は認められる範囲内となっているか。</p> <p>3 定員を超えて私的契約児等を受け入れているか。</p>	<p>(1) 児童福祉法第34条の15 (2) 児童福祉法第6条の3第9項、第10項、第12項 (3) 認可条例第35条</p> <p>(4) 雇児発1212第6号通知第13(1) (5) 運営条例第37条</p> <p>(1) 運営条例第48条 (2) 留意事項通知別紙6V1、別紙7V1、別紙8V1</p> <p>(1) 児保第3号通知2(準拠)</p>	<p>(1) 入所乳幼児数の定員超過により、職員、設備、面積等が基準を下回り、その結果施設運営に重大な支障が生じている。</p> <p>(1) 入所乳幼児数が認可定員を超え、かつ弾力化の認められる範囲を上回っている。 (2) 定員の見直し等を行っていない。</p> <p>(1) 認可定員を超え私的契約児等を入所させている。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
<p>(2) 認可・確認内容の変更</p>	<p>特定地域型保育事業者は、事業の認可・確認事項について変更が生じた時は、豊島区保育主管課へ変更届を提出すること。</p> <p>① 事業所(施設)の名称 ② 事業所(施設)の所在地 ③ 事業の種類・類型 ④ 事業者(法人または個人)の名称 ⑤ 事業者の住所(法人の場合は主たる事務所の所在地) ⑥ 事業者の代表者(氏名・生年月日・住所・職名) ⑦ 事業者の役員(氏名・生年月日・住所) ⑧ 定款、寄附行為等(当該確認に係る事業に関するものに限る。) ⑨ 施設長(氏名・生年月日・住所) ⑩ 建物・設備の規模・構造、図面(各室の用途を明示) ⑪ 定員または年齢区分ごとの数 (ただし、利用定員の増加については申請) ⑫ 事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程) ⑬ 連携施設の名称 ⑭ 給付費の請求に関する事項(口座情報、加算項目等)</p>	<p>1 認可・確認内容の変更を届け出ているか。</p>	<p>(1) 児童福祉法施行規則第36条の36第3項、第4項 (2) 子ども・子育て支援法第44条、第47条 子ども・子育て支援法施行規則第40条、第41条</p>	<p>(1) 認可・確認内容の変更を届け出していない。</p>	<p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
(3) 内容及び手続の説明並びに同意(重要事項説明書)	<p>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込をした保護者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>なお、上記の文書の交付については、利用申込者の承諾がある場合、電磁的方法により提供することができる。</p>	1 利用申込をした保護者に重要事項説明書を交付して説明を行い、同意を得ているか。	(1) 運営条例第38条、第53条	(1) 重要事項説明書を作成していない。 (2) 重要事項説明書の内容が不十分である。 (3) 保護者に対し、重要事項説明書を交付し、説明を行っていない。 (4) 保育の提供の開始に際し、保護者の同意を得ていない。 (5) 保育の提供の開始に際し、保護者の同意が不十分である。	C B C C B
(4) 受給資格等の確認	<p>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供を求められた場合は、給付認定保護者の提示する支給認定証によって、給付認定の有無、給付認定子どもの区分(法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分)、給付認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。</p>	1 給付認定の有無、給付認定子どもの区分、給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認しているか。	(1) 運営条例第50条により準用第8条	(1) 給付認定の有無、給付認定子どもの区分、給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認していない。	B
(5) 利用者負担額等の受領	<p>1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たって当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用と見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額の差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を、教育・保育給付認定保護者から受けることができる。(上乘せ徴収)</p> <p>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、運営条例第43条第4項に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。(実費徴収)</p>	<p>1 特に必要であると認められる対価の支払いについて、定められた範囲内で設定されているか。</p> <p>2 便宜に要する費用について、該当しない費用の支払いを保護者から受けていないか。</p> <p>3 費用の用途、額、理由について書面で明らかにするとともに、説明を行い、文書(条例に規定する場合を除く)による同意を得たうえで支払いを受けているか。</p>	(1) 運営条例第43条第3項、第4項、第6項、第53条	<p>(1) 特に必要であると認められる対価の支払いについて、定められた範囲内で設定されていない。</p> <p>(2) 便宜に要する費用について、該当しない費用の支払いを保護者から受けている。</p> <p>(3) 費用の用途、額、理由について書面で明らかにするとともに、説明を行い、文書(条例に規定する場合を除く)による同意を得たうえで支払いを受けていない。</p>	B B C
(6) 地域型保育給付費の額の通知	<p>特定地域型保育事業者は、法定代理受領により特定地域型保育事業に係る地域型保育給付費の支給を受けた場合は、給付認定保護者に対し、当該給付認定保護者に係る地域型保育給付費の額を通知しなければならない。</p>	1 保護者に対し、当該給付認定保護者に係る地域型保育給付費の額を通知しているか。	(1) 運営条例第50条により準用第14条	(1) 法定代理受領により支給を受けた地域型保育給付費の額について、当該保護者に通知していない。	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
(7) 情報の提供等	<p>1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業を利用しようとする子どもの保護者が、その希望を踏まえて適切に保育施設を選択することができるように、提供する保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、当該地域型保育事業について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。</p>	<p>1 保護者が適切に施設を選択することができるように、提供する保育の内容に関する情報提供を適切に行っているか。</p> <p>2 当該地域型保育事業についての広告内容が虚偽又は誇大なものとなっているか。</p>	<p>(1) 運営条例第50条により準用第28条第1項</p> <p>(1) 運営条例第50条により準用第28条第2項</p>	<p>(1) 保護者に提供する保育の内容に関する情報提供を適切に行っていない。</p> <p>(1) 当該地域型保育事業の広告内容が虚偽又は誇大なものとなっている。</p>	<p>B</p> <p>C</p>
2 基本方針及び組織 (1) 保育サービスの基本的理念	<p>1 利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分等、又は保育の提供に要する費用負担の有無によって差別的な取扱いをしてはならない。なお、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事への参加を強制したりすることは、厳に慎まなければならない。 また、職員に対し、国籍、信条又は社会的身分等を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、良質かつ適切であり、かつ、保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の保育の提供を行うことにより、全ての乳幼児が健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指し、乳幼児の意思及び人格を尊重し、常に乳幼児の立場に立って保育を提供するように努めなければならない。</p>	<p>1 国籍、社会的身分等により差別的な扱いをしたり、信条等を強制したりしていないか。</p> <p>2 乳幼児の立場に立った保育サービスを提供するよう努めているか。</p>	<p>(1) 認可条例第11条 運営条例第50条により準用第24条</p> <p>(2) 労働基準法第3条</p> <p>(1) 運営条例第3条第1項、第2項</p>	<p>(1) 国籍、社会的身分等により差別的扱いをしたり、信条等を強制したりしている。</p> <p>(1) 乳幼児の立場に立った保育の提供に努めていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
(2) 利用者の人権の擁護、虐待の防止	<p>特定地域型保育事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、1人1人の人格を尊重して運営を行わなければならない。 また、特定地域型保育事業者の職員は、利用乳幼児に対し、心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 特定地域型保育事業者は、利用乳幼児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めること。</p>	<p>1 利用乳幼児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制を整備しているか。</p> <p>2 利用乳幼児の人権の擁護、虐待の防止等のため、研修を実施する等必要な措置を講じているか。</p>	<p>(1) 認可条例第5条第1項、第12条</p> <p>(2) 運営条例第3条第2項、第4項 運営条例第50条により準用第25条</p> <p>(3) 児童福祉法第33条の10</p> <p>(4) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第3条</p> <p>(5) 保育所保育指針第1章1(5)</p> <p>(6) 令和5年3月27日子発0327第5号「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について」</p>	<p>(1) 利用乳幼児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備していない。</p> <p>(2) 利用乳幼児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な措置が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
(3) 個人情報保護	<p>福祉関係事業者が事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合、個人情報保護の重要性に鑑み、その取扱いに適正を期し、個人の権利利益を侵害することのないよう努める必要がある。保有する個人情報について、次のように取り扱うこと。</p> <p>① 利用目的をできる限り特定すること。 ② 個人情報を取得した場合、速やかに本人に利用目的を通知又は公表すること。 ③ 個人情報を適正に取得し、またその内容を正確に保つこと。 ④ 個人情報漏えいの防止及び漏えい時の報告連絡体制等、安全管理措置を講じること。 ⑤ 法令に基づく場合等を除き、個人情報を第三者に提供する際はあらかじめ本人の同意を得ること。 ⑥ 例外規定に該当する場合を除き、本人から個人情報の開示を求められた場合は開示すること。</p>	<p>1 個人情報保護に関して、法律等に基づいて適切な措置を講じているか。</p>	<p>(1) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第15条～第33条 (2) 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編) (3) 保育所保育指針第1章1(5)ウ、第4章1(2)イ</p>	<p>(1) 適切な措置を講じていない。</p>	B
(4) 秘密保持	<p>1 特定地域型保育事業者の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 特定地域型保育事業者は、職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。 <必要な措置(例)> ・ 規程等の整備 ・ 雇用時の取決め 等</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用乳幼児に関する情報を提供するには、あらかじめ文書により当該乳幼児の保護者の同意を得ておかなければならない。</p>	<p>1 施設は秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じているか。</p> <p>2 情報提供の際に、文書により、保護者の同意を得ているか。</p>	<p>(1) 認可条例第20条 (2) 運営条例第50条により準用第27条第1項、第2項 (3) 運営条例第50条により準用第27条第3項</p>	<p>(1) 必要な措置を講じていない。 (2) 必要な措置が不十分である。</p> <p>(1) 文書により保護者の同意を得ていない。 (2) 保護者の同意が不十分である。</p>	<p>C B C B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
(5) 苦情解決	<p>1 特定地域型保育事業者は、その提供した保育サービスに関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。(なお、第三者委員は複数選任が望ましい。)</p> <p>2 苦情解決の体制や手順等、苦情解決の仕組みを作り、広報誌、ホームページ等により利用者等に周知し、ルールに沿った解決を進めること。</p> <p>3 苦情を受け付けた場合には、その内容等を記録しなければならない。また、苦情の内容等の記録は、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>4 苦情解決の結果を公表すること。</p>	<p>1 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。</p> <p>2 施設内への掲示、文書の配布等により、苦情解決の仕組みが利用者等に周知されているか。</p> <p>3 苦情の受付から解決・改善までの経過と結果を記録し、保存しているか。</p> <p>4 苦情解決の結果を公表しているか。</p>	<p>(1) 認可条例第21条第1項</p> <p>(2) 運営条例第50条により準用第30条第1項</p> <p>(3) 児発第575通知</p> <p>(4) 運営条例第30条第2項 運営条例第49条第2項第4号</p>	<p>(1) 苦情解決の仕組みを整備していない。</p> <p>(2) 苦情解決責任者・受付担当者を設置していない。</p> <p>(3) 第三者委員を設置していない。</p> <p>(4) 苦情に関する対応が不十分である。</p> <p>(1) 利用者への周知が行われていない。</p> <p>(2) 利用者への周知が不十分である。</p> <p>(1) 苦情に関する記録が不十分である。</p> <p>(2) 苦情に関する記録を5年間保存していない。</p> <p>(1) 苦情解決の結果を公表していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
(6) サービスの質の評価等	<p>特定地域型保育事業者は、5年に1回程度定期的に外部の者による評価を受け、それらの結果を公表し、改善を図るなど、サービスの質の向上に努めなければならない。</p>	<p>1 定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、サービス内容の改善を図っているか。</p>	<p>(1) 認可条例第5条第4項 運営条例第45条第2項</p> <p>(2) 平成26年9月5日雇児発0905第2号「家庭的保育事業等の設備及び運営の基準の運用上の取り扱いについて」2(1)</p>	<p>(1) 外部評価を受審し、その結果を公表し、改善を行っていない。</p>	<p>B</p>
(7) 事業計画	<p>1 事業計画は単なる理念やスローガンのものではなく、法人及び施設が当該年度に実施する基本的な事項を具体化するものでなければならない。また、計画を実施するためには、内容を職員が十分に理解している必要がある。事業計画の作成に当たって職員と十分に討議し、決定後はよく周知することが求められる。</p> <p>2 事業計画の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営の基本方針(サービス内容、行事、健康管理等) ・組織管理(職員構成、職務分担、職員研修等) ・安全管理、防火管理 <p>3 立案の方法・内容</p> <p>事業計画は前年度の事業の反省及び職員の意見等を反映した上で立案することが必要である。</p> <p>なお、予算、保育所保育指針に基づく全体的な計画との関連が十分であることが求められる。</p>	<p>1 事業計画を適切に作成しているか。</p>	<p>(1) 認可条例第19条</p>	<p>(1) 事業計画を作成していない。</p> <p>(2) 内容、決定の方法等が不適切である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
(8) 事業報告	<p>1 事業報告書は当該年度の事業計画に基づき実施した事業の総括であり、各事務所に備えておくこと。 なお、社会福祉法人が運営する事業においては、定款の規定により作成の上、社会福祉法第45条の27の定めにより、毎会計年度終了後3か月以内に作成し、各事務所に備えておく必要がある。</p> <p>2 事業報告の内容 ・運営の基本方針(サービス内容、行事、健康管理等) ・組織管理(職員構成、職務分担、職員研修等) ・安全管理、防火管理</p> <p>3 立案の方法・内容 事業報告の作成に当たっては、事業計画に沿い、事業の総括を行った上で作成することが必要である。</p>	1 事業報告書を適切に作成しているか。	(1) 認可条例第19条 (2) 社会福祉法第45条の27第2項	(1) 事業報告書を作成していない。 (2) 内容、決定の方法等が不適切である。	C B
(9) 運営委員会 【社会福祉法人又は学校法人以外が設置する家庭的保育事業】	<p>社会福祉法人又は学校法人以外が設置する家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業または事業所内保育事業をいう。以下同じ。)については、社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会(家庭的保育事業等の運営に関し、当該家庭的保育事業等の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。)を設置し、適正に運営する必要がある。 ただし、経営者に保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含む場合を除く。</p>	1 運営委員会を設置し、適正に運営しているか。	(1) 雇児発1212第6号通知 第1 3(3)ウ	(1) 運営委員会を設置していない。 (2) 運営委員会の運営が不適正である。	B B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
(10) 運営規程の策定及び重要事項の掲示	<p>1 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めておかねばならない。 なお、全部又は一部について、別途規定している場合、重ねて規定する必要はなく、別途定めている規定を示せば足りる。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針 ② 提供する保育の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 保育の提供を行う日・時間、提供を行わない日 ⑤ 保護者から支払を受ける費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥ 乳児、満3歳に満たない幼児の区分ごとの利用定員 ⑦ 利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(運営条例第39条第2項に規定する選考方法を含む。) ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項</p>	<p>1 運営規程を適切に定めているか。</p>	<p>(1) 認可条例第18条 (2) 運営条例第46条 (3) 平成26年9月5日雇児発0905第2号「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」2(4)</p>	<p>(1) 運営規程等を定めていない。 (2) 運営規定の内容が不十分である。</p>	<p>C B</p>
	<p>2 特定地域型保育事業者は、事業を実施する施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	<p>2 施設の見やすい場所に、運営規程の概要等、利用者の施設選択に資する重要事項を掲示しているか。</p>	<p>(1) 運営条例第50条により準用第23条</p>	<p>(1) 施設の見やすい場所に、運営規程の概要等の重要事項を掲示していない。</p>	<p>C</p>
(11) 分掌事務	<p>職員の分掌事務を明確にすることは、適切に職務を遂行し、かつ責任の所在を明らかにする観点から必要なことである。</p>	<p>1 各職員の職務分掌は明確になっているか。</p>	<p>(1) 認可条例第19条</p>	<p>(1) 職務分掌が明確でない。</p>	<p>B</p>
(12) 業務日誌(園日誌)	<p>施設の状況を的確に把握するため、業務(園)日誌は施設の日常業務を一覧できる内容である必要がある。 施設長等が日々の施設運営上重要と認めることを記録する。 <例> 職員及び乳幼児の出欠状況、園行事、会議、出張、来訪者等</p>	<p>1 業務(園)日誌を適切に作成しているか。</p>	<p>(1) 認可条例第19条</p>	<p>(1) 業務(園)日誌が未作成である。 (2) 記録、保管が不十分である。</p>	<p>B B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
(13) 職員会議	<p>事業運営の良否は、施設長の意思決定とリーダーシップによること が大であるが、全職員が一体となって運営に協力してはじめてサー ビスの向上を図ることができる。そこで施設長は職員を招集して、施 設の運営方針及びその内容等を十分協議し、民主的運営を図る必 要がある。</p> <p>職員会議の実施内容は、全体職員会議(各担当部門の代表者参 加による場合も含む。)、保育カリキュラム会議、給食(献立)会議、 事務連絡会議等多様である。職員会議の開催時間は、基本的には 施設側の判断に委ねられる。</p> <p>記録は、日時、場所、出席者、欠席者、会議内容等を記録する。</p>	<p>1 職員会議の開催方法等は適切か。</p> <p>2 会議録を作成しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章1(5) ウ、3(5)イ</p> <p>(1) 認可条例第19条</p>	<p>(1) 職員会議の参加者等が不適切であ る。単なる情報伝達の場となっており、職 員の意見が出やすいような配慮をして いない。</p> <p>(3) 欠席者等へ周知していない。</p> <p>(1) 会議録を作成していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
3 就業規則等の整備 (1) 就業規則	<p>1 就業規則は当該事業施設職員の労働条件を具体的に定めた ものであり、職員の給与とともに、職員処遇の中心をなすもので ある。施設の円滑かつ適正な運営を期す上からも、これらを踏ま えた職員処遇が適正に行われていることが必要である。</p> <p>2 非常勤職員就業規則 事業主は、短時間労働者について、労働基準法、最低賃金 法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等の労働者保護 法令を遵守する必要がある。</p> <p>3 職員10人以上の施設にあっては就業規則の作成と労働基準 監督署への届出が義務づけられており、変更届についても同様 である。 10人未満の施設については、作成の義務はないが、労働条 件の明示の観点から作成することが望ましい。</p> <p>4 就業規則に記載すべき事項 (1) 絶対的の必要記載事項(就業規則に必ず記載しなければならない 事項) ① 労働時間に関する事項…始業及び終業の時刻、休憩時間、 休日、休暇(産休、育児休業、介護休業、子の看護休業を含 む。)並びに交替制の場合は就業時転換 ② 賃金に関する事項…賃金の決定、計算、支払の方法、賃金 の締切り及び支払の時期並びに昇給 ③ 退職に関する事項…退職の条件及び方法並びに解雇の条 件及び方法</p>	<p>1 就業規則を整備しているか。</p> <p>2 非常勤職員就業規則を整備してい るか(就業規則において非常勤職員に関 する事項を定めていない場合)。</p> <p>3 就業規則の内容は適正か。また、就 業規則の内容と現状に差異はないか。 ・有給休暇の付与日数や取得に関す る管理は適切か。 ・勤務時間及び休憩時間は法定時間 を遵守しているか。 ・65歳までの定年の引上げ、継続雇 用制度の導入等を定めているか(平成 25年4月1日施行)。</p> <p>4 労働基準監督署に届け出ているか。</p>	<p>(1) 労働基準法第32条～41条、 第89条、第90条</p> <p>(1) パートタイム・有期雇用労働 法第7条 (2) 平成19年10月1日厚生労働 省告示第326号「事業主が講 ずべき短時間労働者及び有 期雇用労働者の雇用管理の 改善等に関する措置等につ いての指針」 (1) 労働基準法第32条～41条、 第89条、第90条 (2) 高年齢者等の雇用の安定等 に関する法律(昭和46年法 律第68号)第9条</p> <p>(1) 労働基準法第89条、第90条 第2項</p>	<p>(1) 就業規則を作成していない。</p> <p>(1) 非常勤職員就業規則を作成してい ない。</p> <p>(1) 必要記載事項を規定していない。 (2) 就業規則の内容が不適正である。 (3) 就業規則と現状に差異がある。</p> <p>(1) 労働基準監督署に届け出ているか。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
	<p>(2) 相対的必要記載事項(当該事業所に適用されるべき一定の「定めをする場合」には、就業規則に必ず記載しなければならない事項)</p> <p>① 退職手当に関する事項…適用される労働者の範囲、手当の決定、計算及び支払の方法並びに手当の支払時期</p> <p>② 臨時の賃金及び最低賃金額に関する事項</p> <p>③ 労働者に負担させる食費、作業用品その他に関する事項</p> <p>④ 安全及び衛生に関する事項</p> <p>⑤ 職業訓練に関する事項</p> <p>⑥ 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項</p> <p>⑦ 表彰及び制裁に関する事項…種類及び程度</p> <p>⑧ 上記以外の当該事業所の労働者のすべてに適用される事項</p> <p>なお、「定めをする場合」とは、新たに規程を設ける場合のみに止まらず、「不文の慣行又は内規がある場合」も該当する。従って、「定めをする場合」に該当する事項がある場合には、必ず成文化する必要があり、その範囲では絶対的必要記載事項と同じ扱いとする。</p>				
(2) 給与規程	<p>1 給与規程は、就業規則の一部であるから、作成、改正、届出等についても就業規則と一体のものであるが職員の給与が職員の処遇上極めて重要であることから適正に整備されていることが必須である。</p> <p>2 職員の給与の支給については、労働基準法(差別的扱いの禁止、男女同一、賃金支払い方法、非常時払い、時間外勤務手当等)及び最低賃金法で定める事項の外は、当該法人における労働契約、就業規則、労働協約が尊重される。</p> <p>3 給与及び諸手当の支給基準が明確であり、また、基準に従って支給すること。</p>	<p>1 給与規程を整備し、労働基準監督署に届け出ているか。</p> <p>2 給与規程の内容は適正であるか。また、規程と実態に差異はないか。</p> <p>3 給与及び諸手当等の支給基準が明確になっているか。</p>	<p>(1) 労働基準法第89条、第90条</p> <p>(1) 労働基準法第3条、第4条、第24条～第28条、第37条、第89条</p> <p>(1) 労働基準法第15条、第89条</p>	<p>(1) 給与規程を整備していない。</p> <p>(2) 労働基準監督署に届け出していない。</p> <p>(1) 給与規程の内容が不適正である。</p> <p>(2) 給与規程と実態に差異がある。</p> <p>(1) 給与及び諸手当の支給基準が明確でない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
(3) 育児休業規程等	<p>1 育児休業</p> <p>(1) 育児休業とは、1歳(一定の条件下で2歳)に満たない子を養育する労働者が休業を申し出ることにより労働契約関係が存続したまま労働者の労務提供義務が消滅することをいう。ただし、次の労働者について育児休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は申出を拒むことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用された期間が1年に満たない場合 ・ 申出の日から1年以内(1歳6か月及び2歳まで育児休業する場合には6か月以内)に雇用関係が終了することが明らかな場合 ・ 1週間の所定労働日数が2日以下の場合 <p>※両親ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまで1年間以内の休業が可能。 育児休業は就業規則の記載事項である「休暇」に含まれることから、就業規則において次の事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業の対象となる労働者の範囲等の付与要件 ・ 育児休業の取得に必要な手続 ・ 育児休業期間 <p>※出生時育児休業(産後パパ育休) 養育する子について、休業を申し出ることにより、子の出生後、8週間以内に4週間以内の期間を定めてする休業。 ただし、次の労働者について育児休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は申出を拒むことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申出があった日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな場合 ・ 1週間の所定労働日数が2日以下の場合 <p>(2) 雇用環境の整備及び雇用管理等に関する措置 事業主は、育児休業申出等が円滑に行われるようにするため、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① その雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施 ② 育児休業に関する相談体制の整備 ③ その他厚生労働省令で定める育児休業に係る雇用環境の整備に関する措置 	<p>1 育児休業に関する規程を整備し、労働基準監督署に届け出ているか。(就業規則において育児休業に関する事項を定めていない場合)</p> <p>2 雇用環境の整備及び雇用管理等に関する措置をしているか。</p>	<p>(1) 労働基準法第89条、第90条 (2) 基発第712号通知 (3) 育児・介護休業法第5条～第10条、第16条の8、第17条、第19条、第21条、第21条の2、第23条、第24条 (4) 育児・介護休業法施行規則第8条、第21条の2～第22条の2 (5) 雇児発第0802第3号</p> <p>(1) 育児・介護休業法第22条 (2) 育児・介護休業法施行規則第71条の2</p>	<p>(1) 育児休業に関する規程を整備していない。 (2) 育児休業に関する規程の内容に不備がある。 (3) 労働基準監督署に届け出していない。</p> <p>(1) 育児休業に関する研修等の措置がされていない。</p>	<p>B B B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
	<p>(3) 妊娠又は出産等についての申出があった場合は、育児休業に関する制度その他の厚生労働省令で定める事項を知らせるとともに意向確認のための面談等の措置を講じなければならない。</p> <p>《周知事項》</p> <p>①育児休業・産後パパ育休に関する制度 ②育児休業・産後パパ育休の申し出先 ③育児休業給付に関すること ④労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い</p> <p>《周知・意向確認の方法》</p> <p>①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか</p> <p>また、育児休業期間中の待遇、休業後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項をあらかじめ定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。 加えて、その雇用する労働者のうち、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、労働者の申出に基づく育児に関する目的のために利用することができる休暇を与えるための措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(4) 育児休業の取得の状況の公表 常時雇用する労働者の数が千人を超える事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、その雇用する労働者の育児休業の取得の状況として厚生労働省令で定めるものを公表しなければならない。</p>	<p>3 育児休業及び勤務時間の短縮等の措置を職員に周知しているか。</p> <p>4 毎年少なくとも一回、その雇用する労働者の育児休業の取得の状況として厚生労働省令で定めるものを公表しているか。</p>	<p>(1) 育児・介護休業法第21条第1項、第2項 (2) 育児・介護休業法施行規則第69条の3、第69条の4</p> <p>(1) 育児・介護休業法第22条の2 (2) 育児・介護休業法施行規則第71条の3、第71条の4</p>	<p>(1) 職員に周知していない。又は不十分である。</p> <p>(1) 労働者の育児休業の取得の状況を公表していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
	<p>2 介護休業</p> <p>介護休業とは、要介護状態にある対象家族を介護する労働者が休業を申し出ることにより労働契約関係が存続したまま労働者の労務提供義務が消滅することをいう。対象家族1人につき通算93日まで3回を上限として分割して取得することができる。ただし、次の労働者について介護休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は申出を拒むことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用された期間が1年に満たない場合 ・申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかでない従業員 ・1週間の所定労働時間が2日以下の従業員 <p>介護休業は就業規則の記載事項である「休暇」に含まれることから、就業規則において次の事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護休業の対象となる労働者の範囲等の付与要件 ・介護休業の取得に必要な手続 ・介護休業期間 <p>また、介護休業期間中の待遇、休業後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項をあらかじめ定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 労働時間の制限等</p> <p>(1) 勤務時間の短縮等の措置</p> <p>① 3歳に満たない子を養育する労働者であって育児休業をしていないものについては、事業主は、労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするため、労働者の申出に基づき、1日の所定労働時間を6時間とする短時間勤務制度が義務付けられる。</p> <p>なお、労使協定により適用除外とした場合、以下の代替措置を講じなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業の制度に準ずる措置 ・フレックスタイム制 ・始業・終業時間の繰り上げ、繰り下げ ・託児施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与 <p>② 要介護状態にある対象家族を介護する労働者については、事業主は、労働者が就業しつつ要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするため、次のいずれかの方法を講じる必要がある。介護休業とは別に利用開始から3年の間で2回以上の利用が可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短時間勤務制度 ・フレックスタイム制 ・始業・終業時間の繰り上げ、繰り下げ ・介護サービスを利用する場合の費用の助成その他これに準ずる制度 	<p>5 介護休業に関する規程を整備し、労働基準監督署に届け出ているか。(就業規則において介護休業に関する事項を定めていない場合)</p> <p>1 育児・介護休業及び勤務時間の短縮等の措置を適切に講じているか。</p>	<p>(1) 労働基準法第89条、第90条 (2) 育児・介護休業法第11条～第16条、第18条、第20条、第23条 (3) 雇児発第0802第3号</p> <p>(1) 育児・介護休業法第16条の8～第20条の2、第23条～第24条</p>	<p>(1) 介護休業に関する規程を整備していない。 (2) 介護休業に関する規程の内容に不備がある。 (3) 労働基準監督署に届け出していない。</p> <p>(1) 育児・介護休業及び勤務時間の短縮等の措置を講じていない。</p>	<p>B B B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
	<p>(2) 時間外労働の制限 小学校就学前の子を養育する者から、当該子を養育するために請求があったとき又は要介護状態にある対象家族を介護する労働者から、当該対象家族を介護するために請求があったときは、制限時間を超えて労働時間を延長してはならない。 ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。 (制限時間1月24時間、1年150時間)</p> <p>(3) 深夜労働の制限 小学校就学前の子を養育する者から、当該子を養育するために請求した場合又は要介護状態にある対象家族を介護する労働者から、当該対象家族を介護するために請求があったときは、午後10時から午前5時までの間において労働させてはならない。 ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。</p> <p>4 子の看護休暇 小学校就学前の子を養育する労働者は、申し出ることにより、病気・けがをした子の看護のほか予防接種、健康診断を受けさせるために、労働者1人につき1年度において5日(子が2人以上の場合、10日)休暇を取得できる。 看護休暇は1日単位又は時間単位で取得することができる。</p> <p>5 介護休暇 要介護状態にある対象家族の介護、世話をする労働者は、事業主に申し出ることにより、1年度において5日まで(その介護、世話をする対象家族が2人以上の場合、10日)、介護のために休暇を取得することができる。 介護休暇は1日単位又は時間単位で取得することができる。</p> <p>6 労働者の配置に関する配慮 事業主は、労働者を転勤させようとする場合には、子の養育又は家族の介護の状況に配慮しなければならない。</p>	<p>2 子の看護休暇制度について、適切に実施しているか。</p> <p>3 介護休暇制度について、適切に実施しているか。</p> <p>4 労働者の配置について、配慮しているか。</p>	<p>(1) 育児・介護休業法第16条の2～第16条の4</p> <p>(1) 育児・介護休業法第16条の5～第16条の7</p> <p>(1) 育児・介護休業法第26条</p>	<p>(2) 時間外労働の制限について、適切に実施していない。</p> <p>(3) 深夜労働の制限について、適切に実施していない。</p> <p>(1) 子の看護休暇制度について、適切に実施していない。</p> <p>(1) 介護休暇制度について、適切に実施していない。</p> <p>(1) 労働者の配置について、配慮していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
(4) 旅費	<p>職員が業務又は研修のため出張する場合は、その旅費(実費及び手当)を支給するものとする。 旅費、日当の支払い、宿泊費の定額払いを行う場合は根拠となる規程が必要である。</p>	<p>1 旅費に関する規程を整備しているか。また、規程と実態に差異はないか(実費以外を支給している場合)。</p>	<p>(1) 労働基準法第89条、第90条</p>	<p>(1) 旅費に関する規程を整備していない。</p> <p>(2) 旅費に関する規程が内容不備又は規程内容と実態に差異がある。</p>	<p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
(5) 労使協定等	<p>1 36協定 時間外及び休日に労働させる場合は協定を締結する必要がある。締結に当たっては、労働者の過半数で組織する労働組合の代表者、労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と使用者との間で書面による協定を結び、労働基準監督署に届け出る必要がある。 なお、届出の様式は労働基準監督署の窓口に備えられており、有効期間は1年が一般的である。また、協定は法の適用単位である事業場ごとに締結しなければならない。</p> <p>2 24協定 賃金から給食費や親睦会費など、法令で定められている税金、社会保険料等以外の経費を控除する場合は、36協定と同様の手続きをもって「賃金控除協定」を締結する必要がある。</p> <p>3 変形労働時間制 (1) 1か月以内の変形労働時間制 1か月以内の期間を単位とする変形労働時間制を行う場合には、労使協定の締結又は就業規則その他これに準じるものによる規定をし、労働基準監督署に届け出る必要がある。</p> <p>(2) 1か月超1年以内の変形労働時間制 1か月を超え1年以内の期間を単位とする変形労働時間制を行う場合には、労使協定を締結し、労働基準監督署に届け出る必要がある。また、1年単位の変形労働時間制を採用した場合は、始業・終業、休憩時間、休日を就業規則に定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。</p> <p>(3) フレックスタイム制 3か月以内の一定の総労働時間を定め、労働者がその範囲で各日の始業及び終業の時刻を選択して働く場合には、労使協定の締結及び就業規則その他これに準じるものによる規定をし、労働基準監督署に届け出る必要がある。 なお、期間が1か月以内の場合は、労使協定については労働基準監督署への届け出を要しない。</p>	<p>1 36協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。(時間外及び休日に労働させる場合)</p> <p>2 24協定を適切に締結しているか。(賃金から法定外経費を控除する場合)</p> <p>3 変形労働時間制等に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。</p>	<p>(1) 労働基準法第36条</p> <p>(1) 労働基準法第24条</p> <p>(1) 労働基準法第32条の2から第32条の4</p>	<p>(1) 36協定を締結していない。</p> <p>(2) 労働基準監督署に届け出していない。</p> <p>(3) 協定内容と現状に差異がある。</p> <p>(1) 24協定を締結していない。</p> <p>(2) 協定内容、手続きが不適切である。</p> <p>(1) 変形労働時間制(1か月以内)に関する協定を締結せず、就業規則等にも規定していない。</p> <p>(2) 変形労働時間制(1か月超1年以内)に関する協定を締結していない。</p> <p>(3) フレックスタイム制に関する協定の締結及び就業規則等の規定がない。</p> <p>(4) 労働基準監督署に届け出していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
(6) 周知等の措置	<p>1 就業規則及び協定等については、職員に周知しなければならない。</p> <p>2 賃金は、通貨による支払が原則であるが、個々の労働者の同意を得た場合には、口座振込により支払うことができる。 なお、労働者が賃金の振込先として本人名義の預金口座を指定していれば同意を得ていると解される。</p>	<p>1 就業規則等を職員に周知しているか。</p> <p>2 口座振込に関する個人の書面による同意を得ているか。</p>	<p>(1) 労働基準法第106条 (2) 育児・介護休業法第21条の2</p> <p>(1) 労働基準法施行規則第7条の2 (2) 昭和63年1月1日基発第1号「改正労働基準法の施行について」</p>	<p>(1) 職員に周知していない。又は不十分である。</p> <p>(1) 個人の同意を得ていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
<p>4 職員の状況</p> <p>(1) 職員配置(共通事項)</p>	<p>1 特定地域型保育事業における職員の配置は、認可条例及び「留意事項通知」に基づく要件をすべて充足した配置とすること。</p> <p>施設類型別の職員配置基準は、以下(2)職員配置(家庭的保育事業)から(6)職員配置(小規模型事業所内保育事業)までのとおりとする。</p> <p>2 保育に直接従事する職員の数は、「乳幼児の定員」及び「入所乳幼児数」のそれぞれについて、認可条例および留意事項通知における基本分単価に定める計算式により算出し、いずれか多い方の員数とする。</p> <p>ただし、特定地域型保育事業の開始後において、子ども・子育て支援法により定める利用定員を定員と異なる人数に設定した場合においては、利用定員及び入所児童数のそれぞれについて、同様に算出し、いずれか多い方とする。</p> <p><常勤職員の定義></p> <p>各事業所の就業規則等で定めた常勤のうち、以下の要件をすべて満たすもの。</p> <p>① 期間の定めのない労働契約を結んでいる者(ただし、1年以上の労働契約を結んでいる者を含む。)</p> <p>② 労働基準法施行規則により、明示された就業場所が当該事業所であること。</p> <p>③ 1日6時間以上かつ月20日以上常態的に勤務し、社会保険の被保険者であること。</p> <p>※ 家庭的保育事業所等及び児童福祉施設が他の社会福祉施設を同一敷地内に併設している場合、施設間の職員の兼務を行うことができる(令和5年4月1日施行)。</p> <p>ただし、必要な保育士数や面積を確保することを前提に、直接保育に従事している職員が、その行う保育に支障がある場合は、この限りではない。</p> <p>3 短時間勤務の職員及びその他の常勤以外の職員の導入</p> <p>保育に直接従事する者は、乳幼児を長時間にわたって保育できる常勤の職員をもって確保することを基本とするが、施設本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や乳幼児数の変化に柔軟に対応すること等により、利用乳幼児の処遇水準の確保が図られる場合には、区条例上の定数の一部に短時間勤務の職員及びその他の常勤以外の職員を充てても差し支えない。</p> <p>ただし、この場合、常勤の職員に代えて短時間勤務の職員及びその他の常勤以外の職員を充てる場合の勤務時間数が、常勤の職員を充てる場合の勤務時間数を上回ること。</p>	<p>1 職員配置は適正に行われているか。</p>	<p>(1) 認可条例第23条、第29条、第31条、第34条、第44条、第47条、附則第6条から第9条</p> <p>(2) 留意事項通知 別紙5、別紙6、別紙7、別紙8</p> <p>(1) 令和4年12月19日子ども家庭部長決定「豊島区民間保育所設置認可等事務取扱要綱」第5条第1項 別表第I 職員配置基準(準拠)</p> <p>(2) 認可条例第10条</p> <p>(1) 令和3年3月19日子発0319第1号「保育所等における短時間勤務の保育士の取り扱いについて」</p> <p>(2) 公定価格に関するFAQ No.9</p>	<p>(1) 職員配置が適正に行われていない。</p>	<p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
	<p>4 保育士配置に係る特例について</p> <p>(1) 乳幼児の年齢別配置基準により算定した保育士数が1人となる時間帯の特例 (小規模保育事業A型及び保育所型事業所内保育事業)</p> <p>保育士(児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けた常勤の保育士を指し、認可条例の規定により保育士とみなされる者を除く。以下同じ。)の数は1人以上とすることができる。 ただしこの場合、当該保育士1人に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者(以下「区長が適当と認める者」という。)を置かなければならない。</p> <p><区長が適当と認める者> 次のaからcのいずれかに該当する者であつて、かつ、当該保育事業所の施設長及び設置者代表者が、当該職員の保育者としての能力を確認した上で適当と認める者。</p> <p>a 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設等、児童福祉法第6条の3第8項、第10項、第12項に係る事業、東京都認証保育所事業実施要綱(平成13年5月7日付12福子推第1157号)に基づく認証保育所又は区市町村が独自に行う保育施設・事業であつて区市町村長が適当と認める施設・事業のいずれかで、継続して1年以上、乳幼児の直接処遇を担当した経験を有する者。 なお、継続して勤務した期間中の勤務実績は少なくとも月平均80時間以上とする。</p> <p>b 児童福祉法第6条の3第9項に定める家庭的保育者</p> <p>c 子育て支援員研修事業実施要綱(平成27年5月21日雇児発0521第18号)に基づく子育て支援員研修(子育て支援員専門研修(地域保育コース)のうち選択科目を地域型保育とする研修)を修了した者</p>		<p>(1) 平成28年2月18日雇児発0218第2号「保育所等における保育士配置に係る特例について」1(2)</p> <p>(2) 認可条例 第29条3項、第31条3項、第44条第3項、第47条3項</p> <p>(3) 認可条例 附則第6条、第7条、第8条、第9条</p> <p>(4) 平成29年6月23日29豊子保発第1643号「豊島区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例附則第6条及び第8条に定める『保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者』並びに同第7条に定める『幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭』の取り扱い等について(通知)」</p>		

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
	<p>(2) 雇用すべき乳幼児の年齢別基準職員の資格の特例</p> <p>ア 保健師、看護師又は准看護師 (小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、保育所型事業 所内保育事業、及び小規模型事業所内保育事業)</p> <p>認可基準上定員見合いが必要となる保育士数の算定にあつては、保健師、看護師又は准看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。</p> <p>イ 幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭 (小規模保育事業A型及び保育所型事業所内保育事業) 幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有するもの(以下「幼稚園教諭等」という。)であつて、当該保育事業所の施設長及び設置者代表者が、当該職員の保育者としての能力を確認した上で適当と認める者を、保育士とみなすことができる。</p> <p>なお、幼稚園教諭が行う保育は3歳以上児、小学校教諭が行う保育は5歳以上児を中心に保育することが望ましいとされていることから、保育に従事したことのない幼稚園教諭等に対しては、子育て支援員研修の受講を促すこと。</p> <p>(3) 開所時間中に配置すべき乳幼児の年齢別基準職員の資格の特例</p> <p>ア 「幼稚園教諭等」、「区長が適当と認める者」 (小規模保育事業A型及び保育所型事業所内保育事業)</p> <p>「幼稚園教諭等」、「区長が適当と認める者」を現に登園している乳幼児に対する基準職員数の3分の1を超えない範囲で保育士とみなすことができる。</p> <p>イ 1日8時間を超えて開所する日における「区長が適当と認める者」 (小規模保育事業A型及び保育所型事業所内保育事業)</p> <p>8時間を超えて開所する日において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育事業所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、「区長が適当と認める者」を保育士とみなすことができる。 ただし、基準職員数を超えて雇用した職員のうち、開所時間中における保育に直接従事するために出勤した保育従事者数から基準職員数を差し引いて得た数の範囲で適用することができる。</p>				

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
	<p>(4) 上記(2)イ及び(3)の特例を適用する場合の制限 (小規模保育事業A型及び保育所型事業所内保育事業)</p> <p>上記(2)イ及び(3)を適用する保育事業所においては、児童年齢別配置基準職員数の3分の2以上の保育士(児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けた者に限り、認可条例の規定により保育士とみなされる者を除く。)を置かなければならない。</p>				
(2) 職員配置(家庭的保育事業)	<p>1 保育従事者 家庭的保育者及び家庭的保育補助者(注1) 乳幼児3人につき家庭的保育者1人 (家庭的保育補助者を配置する場合は乳幼児5人まで保育可。) (注1)家庭的保育補助者は、区長が行う研修(区長が指定する東京都知事その他の機関が行う研修を含む。)(注2)を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものであること。 (注2)区長が行う研修(区長が指定する東京都知事その他の機関が行う研修を含む。)とは、以下のとおり。 ①子育て支援員基本研修及び専門研修(地域保育コース(地域型保育)) ②家庭的保育者基礎研修 ③旧小規模要綱に基づき実施された②と同等の研修</p> <p>2 非常勤調理員等 調理業務全部委託の場合、または連携施設等から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。</p> <p>3 非常勤事務職員 乳幼児が3人以下の場合で家庭的保育補助者加算の適用を受ける事業を除く。 家庭的保育者等が兼務する場合または業務委託する場合、配置は不要。</p> <p>4 嘱託医:1人</p> <p>5 嘱託歯科医:1人</p>	1 職員配置は適正に行われているか。	<p>(1) 認可条例第23条 (2) 留意事項通知 別紙5 (3) 平成27年6月3日雇児保発0603第1号「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に定める職員の要件等について」1(1)、(2) (4) 豊島区特定地域型保育事業扶助要綱</p>	(1) 職員配置が適正に行われていない。	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
	<p>6 公定価格における各種加算等による職員配置</p> <p>(1) 障害児保育加算(国・基本加算部分): 障害児(軽度障害児を含む。)(注)を受け入れる事業所において、当該障害児に係る家庭的保育者及び家庭的保育補助者の配置基準を障害児2人につき1人とする場合に加算する。 (注)区市町村が認める障害児とし、手帳の交付の有無は問わない <算式> 以下の必要補助者数以上の配置とすること。 $\text{利用児童数(障害児を除く)} \times 1/5$ (小数点第1位まで計算) + $\text{障害児数} \times 1/2$ (同) = 必要補助者数(小数点第1位を切り上げ)</p> <p>(2) 障害児保育充実加算(区加算): 障害児審査会の対象児童が入所し、公定価格の障害児保育加算の対象となった場合に扶助する。看護師または保健師を常勤1名以上追加配置すること(複数の非常勤を常勤換算することも可)。</p> <p>(3) 栄養管理加算(国・特定加算部分): 栄養士の活用にあたっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。(配置、兼務、嘱託)</p>				
(3) 職員配置(小規模保育事業A型)	<p>1 保育従事者</p> <p>(1) 保育士(常勤) 1・2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人、左記に加えて1人 上記はすべて保育士であること。 (注)ここでいう「1・2歳児」、「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものである。 <算式> 職員(保育士)配置数 $1 \cdot 2 \text{歳児数} \times 1/6$ (小数点第1位まで計算・小数点第2位以下切捨て) + $\text{乳児数} \times 1/3$ (同) + 1 = 配置基準上保育士数(小数点以下四捨五入)</p> <p>(2) 保育士(非常勤) ①年齢別配置基準等とは別に、非常勤保育士1人配置。 ②保育標準時間認定を受けた子どもが利用する事業所については、非常勤保育士1人配置。 上記①及び②により、非常勤保育士を2人配置すること。</p>	1 職員配置は適正に行われているか。	(1) 認可条例第29条 (2) 留意事項通知 別紙6 (3) 豊島区特定地域型保育事業扶助要綱 (4) 認可条例 附則第6条から第9条	(1) 職員配置が適正に行われていない。	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
	<p>2 その他保育従事者以外の職員</p> <p>(1) 管理者:1人 管理者は児童福祉事業等に2年以上従事した者(注1)又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者(注2)で、常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ給付費からの給与支出があるものに限る。 (注1)児童福祉事業に従事した者の例:児童福祉施設職員、幼稚園・小学校等教諭、民生委員等 (注2)同等以上の能力を有すると認められる者の例:公的機関等の実施する施設長研修等を受講した者等 なお、2以上の事業所又は他の事業と兼務し、管理者として職務を行っていない者は欠員とみなされ、要件を満たす管理者を配置したこととはならない。</p> <p>(2) 非常勤調理員等 調理業務全部委託の場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。</p> <p>(3) 非常勤事務職員 管理者等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要。</p> <p>(4) 嘱託医:1人</p> <p>(5) 嘱託歯科医:1人</p> <p>3 公定価格における各種加算等による職員配置</p> <p>(1) 障害児保育加算(国・基本加算部分): 障害児(軽度障害児を含む。)(注)を受け入れる事業所において、当該障害児に係る保育従事者の配置基準を障害児2人につき1人とする場合に加算する。 (注)区市町村が認める障害児とし、手帳の交付の有無は問わない。</p> <p><算式> 保育従事職員(保育士)配置数 $1 \cdot 2$歳児数(障害児を除く) $\times 1/6$(小数点第1位まで計算・小数点第2位以下切捨て) + 乳児数(同) $\times 1/3$(同) + 障害児数 $\times 1/2$(同) + 1 = 配置基準上保育士数(小数点以下四捨五入)</p> <p>(2) 障害児保育充実加算(区加算): 障害児審査会の対象児童が入所し、公定価格の障害児保育加算の対象となった場合に扶助する。看護師または保健師を常勤1名以上追加配置すること(複数の非常勤を常勤換算することも可)。</p>				

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
	<p>(3) 看護師加算(区加算): 配置基準を超えて、正看護師、保健師、または助産師を配置している場合に扶助する。</p> <p>(4) 栄養管理加算(国・特定加算部分): 栄養士の活用にあたっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。(配置、兼務、嘱託)</p> <p>※【保育士配置に係る特例】 配置する保育士数の算定にあたっては、当該保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 また、幼稚園教諭等及び区長が適当と認める者を配置することも可能であるが、この場合には、保育士(児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、保育士とみなされたものはすべて除く。)を、配置すべき保育士数の3分の2以上配置しなければならない。 ※詳細については、項目(1)職員配置(共通事項)を参照。</p>				
(4) 職員配置(小規模保育事業B型)	<p>1 保育従事者 (1) 保育従事者(常勤) 1・2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人、左記に加えて1人 (注)ここでいう「1・2歳児」、「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものである。 上記のうち、1/2以上は保育士であること。</p> <p>保育士以外の保育従事者は、区長が行う研修(区長が指定する東京都知事その他の機関が行う研修を含む。)(注)を修了した者であること。 (注)区長が行う研修(区長が指定する東京都知事その他の機関が行う研修を含む。)とは、以下のとおり。 ①子育て支援員基本研修及び専門研修(地域保育コース(地域型保育)) ②家庭的保育者基礎研修 ③旧小規模要綱に基づき実施された②と同等の研修</p> <p><算式1> 保育従事者数 1・2歳児数×1/6(小数点第1位まで計算・小数点第2位以下切捨て)+乳児数×1/3(同)+1=配置基準上保育従事者数(小数点以下四捨五入)</p> <p><算式2> 保育士数 配置基準上保育従事者数×1/2=配置基準上保育士数(小数点以下四捨五入)</p>	1 職員配置は適正に行われているか。	<p>(1) 認可条例第31条 (2) 留意事項通知 別紙6 (3) 平成27年6月3日雇児保発0603第1号「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に定める職員の要件について」2(1) (4) 豊島区特定地域型保育事業扶助要綱</p>	(1) 職員配置が適正に行われていない。	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
	<p>(2) 保育従事者(非常勤)</p> <p>①年齢別配置基準等とは別に、非常勤保育従事者1人配置。 ②保育標準時間認定を受けた子どもが利用する事業所については、非常勤保育従事者1人配置。 上記①及び②により、非常勤保育従事者を2人配置すること。</p> <p>2 その他保育従事者以外の職員</p> <p>(1) 管理者:1人 管理者は児童福祉事業等に2年以上従事した者(注1)又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者(注2)で、常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ給付費からの給与支出があるものに限る。 (注1)児童福祉事業に従事した者の例:児童福祉施設職員、幼稚園・小学校等教諭、民生委員等 (注2)同等以上の能力を有すると認められる者の例:公的機関等の実施する施設長研修等を受講した者等 なお、2以上の事業所又は他の事業と兼務し、管理者として職務を行っていない者は欠員とみなされ、要件を満たす管理者を配置したこととはならない。</p> <p>(2) 非常勤調理員等 調理業務全部委託の場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。</p> <p>(3) 非常勤事務職員 管理者等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要。</p> <p>(4) 嘱託医:1人</p> <p>(5) 嘱託歯科医:1人</p> <p>3 公定価格における各種加算等による職員配置</p> <p>(1) 保育士比率向上加算(国・基本加算部分): 保育従事者の年齢別配置基準について、保育士資格を有する者の占める割合が3/4以上となる事業所に加算する。 <算式2> 保育士数 配置基準上保育従事者数(小数点以下四捨五入)×3/4=必要保育士数(小数点以下四捨五入)</p>				

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
	<p>(2) 障害児保育加算(国・基本加算部分): 障害児(軽度障害児を含む。)(注)を受け入れる事業所において、当該障害児に係る保育従事者の配置基準を障害児2人につき1人とする場合に加算する。 (注)区市町村が認める障害児とし、手帳の交付の有無は問わない。 <算式> 保育従事者数 $1 \cdot 2$歳児数(障害児を除く) $\times 1/6$ (小数点第1位まで計算・小数点第2位以下切捨て) + 乳児数(同) $\times 1/3$ (同) + 障害児数 $\times 1/2$ (同) + 1 = 配置基準上保育従事者数(小数点以下四捨五入)</p> <p>(3) 障害児保育充実加算(区加算): 障害児審査会の対象児童が入所し、公定価格の障害児保育加算の対象となった場合に扶助する。看護師または保健師を常勤1名以上追加配置すること(複数の非常勤を常勤換算することも可)。</p> <p>(4) 看護師加算(区加算): 配置基準を超えて、正看護師、保健師、または助産師を配置している場合に扶助する。</p> <p>(5) 栄養管理加算(国・特定加算部分): 栄養士の活用にあたっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。(配置、兼務、嘱託)</p> <p>※【保育士配置に係る特例】 配置する保育士数の算定にあたっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1名に限り、保育士とみなすことができる。 ※詳細は項目(1)職員配置(共通事項)を参照。</p>				

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
(5) 職員配置(小規模保育事業C型)	<p>1 保育従事者</p> <p>(1) 家庭的保育者及び家庭的保育補助者(注1) 乳幼児3人につき家庭的保育者1人 (家庭的保育補助者を配置する場合は乳幼児5人まで保育可。) (注1)家庭的保育補助者とは、区長が行う研修(区長が指定する東京都知事その他の機関が行う研修を含む。)(注2)を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものであること。</p> <p>(注2)区長が行う研修(区長が指定する東京都知事その他の機関が行う研修を含む。)とは、以下のとおり。 ①子育て支援員研修基本研修及び専門研修 (地域保育コース(地域型保育)) ②家庭的保育者基礎研修 ③旧小規模保育要綱に基づき実施された②と同等の研修</p> <p>(2) 非常勤保育従事者 ①上記配置基準とは別に、非常勤保育従事者1人配置。 ②保育標準時間認定を受けた子どもが利用する事業所については、非常勤保育従事者1人配置。 上記①及び②により、非常勤保育従事者を2人配置すること。</p> <p>2 その他保育従事者以外の職員</p> <p>(1) 管理者:1人 管理者は児童福祉事業等に2年以上従事した者(注1)又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者(注2)で、常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ給付費からの給与支出があるものに限る。 (注1)児童福祉事業に従事した者の例:児童福祉施設職員、幼稚園・小学校等教諭、民生委員等 (注2)同等以上の能力を有すると認められる者の例:公的機関等の実施する施設長研修等を受講した者等</p> <p>なお、2以上の事業所又は他の事業と兼務し、管理者として職務を行っていない者は欠員とみなされ、要件を満たす管理者を配置したこととはならない。</p> <p>(2) 非常勤調理員等 グループのうちいずれかの利用こどもが3人以下の場合は、家庭的保育補助者が兼ねることができる。 調理業務全部委託の場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。</p>	1 職員配置は適正に行われているか。	(1) 認可条例第34条 (2) 留意事項通知 別紙7 (3) 平成27年6月3日雇児保発0603第1号「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に定める職員の要件について」2(2) (4) 豊島区特定地域型保育事業扶助要綱	(1) 職員配置が適正に行われていない。	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
	<p>(3) 非常勤事務職員 管理者等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合、配置不要。</p> <p>(4) 嘱託医:1人</p> <p>(5) 嘱託歯科医:1人</p> <p>3 公定価格における各種加算等による職員配置</p> <p>(1) 障害児保育加算(国・基本加算部分): 障害児(軽度障害児を含む。)(注)を受け入れる事業所において、当該障害児に係る家庭的保育者及び家庭的保育補助者の配置基準を障害児2人につき1人とする場合に加算する。</p> <p>(注)区市町村が認める障害児とし、手帳の交付の有無は問わない。</p> <p><算式> グループに配置する家庭的保育補助者を以下の必要補助者数以上の配置とすること。 グループの利用児童数(障害児を除く)×1/5(小数点第1位まで計算)+障害児数×1/2(同)=必要補助者数(小数点第1位を切り上げ)</p> <p>(2) 障害児保育充実加算(区加算): 障害児審査会の対象児童が入所し、公定価格の障害児保育加算の対象となった場合に扶助する。看護師または保健師を常勤1名以上追加配置すること(複数の非常勤を常勤換算することも可)。</p> <p>(3) 看護師加算(区加算): 配置基準を超えて、正看護師、保健師、または助産師を配置している場合に扶助する。</p> <p>(4) 栄養管理加算(国・特定加算部分): 栄養士の活用にあたっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。(配置、兼務、嘱託)</p>				

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
(6) 職員配置(小規模型事業所内保育事業)	<p>1 保育従事者(※小規模保育事業A型の基準が適用される事業所の場合)</p> <p>(1) 保育従事者(常勤) 1・2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人、左記に加えて1人 上記はすべて保育士であること。</p> <p>(注)ここでいう「1・2歳児」、「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものである。</p> <p><算式> 職員(保育士)配置数 1・2歳児数×1/6(小数点第1位まで計算・小数点第2位以下切捨て)+乳児数×1/3(同)+1=配置基準上保育士数(小数点以下四捨五入)</p> <p>(2) 保育士(非常勤) ①年齢別配置基準等とは別に、非常勤保育士1人配置 ②保育標準時間認定を受けた子どもが利用する事業所については、非常勤保育士1人配置 上記①及び②により、非常勤保育士を2人配置すること。</p> <p>2 その他保育従事者以外の職員</p> <p>(1) 管理者:1人 管理者は児童福祉事業等に2年以上従事した者(注1)又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者(注2)で、常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ給付費からの給与支出があるものに限る。 (注1)児童福祉事業に従事した者の例:児童福祉施設職員、幼稚園・小学校等教諭、民生委員等 (注2)同等以上の能力を有すると認められる者の例:公的機関等の実施する施設長研修等を受講した者等 なお、2以上の事業所又は他の事業と兼務し、管理者として職務を行っていない者は欠員とみなされ、要件を満たす管理者を配置したことはならない。</p> <p>(2) 非常勤調理員等 調理業務全部委託の場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。</p> <p>(3) 非常勤事務職員 管理者等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要。</p> <p>(4) 嘱託医:1人</p> <p>(5) 嘱託歯科医:1人</p>	<p>1 職員配置は適正に行われているか。</p>	<p>(1) 認可条例第47条 (2) 留意事項通知 別紙8 (3) 豊島区特定地域型保育事業 扶助要綱</p>	<p>(1) 職員配置が適正に行われていない。</p>	<p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
	<p>3 公定価格における各種加算等による職員配置</p> <p>(1) 障害児保育加算(国・基本加算部分): 障害児(軽度障害児を含む。)(注)を受け入れる事業所において、当該障害児に係る保育従事者の配置基準を障害児2人につき1人とする場合に加算する。 (注)区市町村が認める障害児とし、手帳の有無は問わない。</p> <p><算式> 保育従事者(保育士)数 $1 \cdot 2$歳児数(障害児を除く) \times 1/6(小数点第1位まで計算・小数点第2位以下切捨て) + 乳児数(同) \times 1/3(同) + 障害児数 \times 1/2(同) + 1 = 配置基準上保育従事者(保育士)(小数点以下四捨五入)</p> <p>(2) 障害児保育充実加算(区加算): 障害児審査会の対象児童が入所し、公定価格の障害児保育加算の対象となった場合に扶助する。看護師または保健師を常勤1名以上追加配置すること(複数の非常勤を常勤換算することも可)。</p> <p>(3) 看護師加算(区加算): 配置基準を超えて、正看護師、保健師、または助産師を配置している場合に扶助する。。</p> <p>(4) 栄養管理加算(国・特定加算部分): 栄養士の活用にあたっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。(配置、兼務、嘱託)</p> <p>※【保育士配置に係る特例】 配置する保育士数の算定にあたっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1名に限り、保育士とみなすことができる。 ※詳細については項目(1)職員配置(共通事項)を参照。</p>				

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
(7) 職員の資格保有	<p>1 保育士、家庭的保育者、家庭的保育補助者及び嘱託医等については、それぞれの資格を有していなければならない。</p> <p>2 調理員については、必ずしも栄養士の資格を要するものではない。</p> <p>3 施設長は、児童福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者(施設長研修等受講者等)の要件を具備していることが必要である。</p> <p>4 保育士でない者は、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。</p>	<p>1 資格を要する職種において、有資格者が勤務しているか。</p> <p>2 保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用していない</p>	<p>(1) 認可条例第3条、第8条、第23条、第29条、第31条、第34条、第44条、第47条、附則第4条、附則第6～9条</p> <p>(2) 留意事項通知別紙6、別紙7、別紙8</p> <p>(1) 児童福祉法第18条の23</p>	<p>(1) 資格を要する職種に有資格者が勤務していない。</p> <p>(1) 保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用している。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
(8) 採用、退職	<p>1 事業主は、募集及び採用について、性別にかかわらず均等な機会を与えなくてはならない。</p> <p>2 使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の条件を明示しなければならない。</p> <p>① 労働契約の期間に関する事項 ② 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項 ③ 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 ④ 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに就業時転換に関する事項 ⑤ 賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切及び支払いの時期並びに昇給に関する事項 ⑥ 退職に関する事項(解雇の事由を含む) 上記の事項については、必ず明示しなければならず、また昇給に関する事項を除き、書面交付の方法により明示する必要がある。 ※当該労働者が希望した場合は、ファクシミリ・電子メール送信によることも可。</p> <p>3 非常勤職員の雇用 就業規則等の交付等により雇用期間、賃金、勤務時間、職務内容等が明確であること。 労働の実態が就業規則等と異なる場合には、労働条件に関する事項を文書で明らかにする必要がある。</p> <p><パートタイム・有期雇用労働法上の明示事項></p> <p>① 昇給の有無 ② 退職手当の有無 ③ 賞与の有無 ④ 相談窓口 (短時間労働者の雇用管理の改善等に係る相談窓口)</p>	<p>1 募集及び採用について、性別にかかわらず均等な取扱いをしているか。</p> <p>2 職員の採用時に職務内容、給与等の労働条件を明示しているか。</p> <p>3 非常勤職員の採用時に、雇入通知書(雇用契約書)等の文書を交付し、必要な勤務条件を明示しているか。</p>	<p>(1) 均等法第5条</p> <p>(1) 労働基準法第15条第1項 (2) 労働基準法施行規則第5条</p> <p>(1) 労働基準法第15条第1項 (2) 労働基準法施行規則第5条 (3) パートタイム・有期雇用労働法第6条 (4) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則(平成5年労働省令第34号)第2条</p>	<p>(1) 募集及び採用について、性別にかかわらず均等な取扱いをしていない。</p> <p>(1) 採用時に労働条件の明示がない。</p> <p>(2) 採用時に労働条件の明示が不十分である。</p> <p>(1) 非常勤職員に勤務条件の明示がない。</p> <p>(2) 非常勤職員に勤務条件の明示が不十分である。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
(9) 関連帳簿の整備	<p>職員の状況を把握するため、関連帳簿を整備しておかなければならない。</p> <p>(1) 資格証明書(保育士証の写し、医師免許証の写し等) (2) 履歴書 (3) 労働者名簿 <労働基準法上の記載事項> ①氏名 ②生年月日 ③履歴 ④性別 ⑤住所 ⑥従事する業務の種類 ⑦雇入れ年月日 ⑧退職年月日及びその理由 ⑨死亡年月日及びその原因等</p>	<p>1 資格が必要な職種の職員について、資格証明書を整備しているか。</p> <p>2 履歴書を整備しているか。</p> <p>3 労働者名簿は全職員分を整備しているか。</p>	<p>(1) 認可条例第19条</p> <p>(1) 認可条例第19条</p> <p>(1) 労働基準法第107条、109条 (2) 労働基準法施行規則第53条、第56条</p>	<p>(1) 資格職種の資格証明書を整備していない。</p> <p>(2) 一部職員の資格証明書を整備していない。</p> <p>(1) 履歴書を整備していない。</p> <p>(1) 労働者名簿を整備・保管していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
5 勤務状況 (1) 勤務体制	<p>施設における職員の労働時間や休日等の勤務体制は、労働基準法を遵守すること。</p>	<p>1 勤務体制が労働基準法上、適正か。</p>	<p>(1) 労働基準法第32条～第41条</p>	<p>(1) 勤務体制が労働基準法上、適正でない。</p>	<p>B</p>
(2) 均等な待遇の確保	<p>1 事業主は、労働者の配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職及び解雇等について性別を理由とする差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>2 事業主は、女性労働者が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。 また、その指導事項を守ることができるよう必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 事業主は、正社員と非正規社員との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けてはならない。</p>	<p>1 性別にかかわらず均等な取扱いをしているか。</p> <p>2 妊娠中及び出産後の女性労働者に対して、保健指導等の時間を確保しているか。 また、保健指導等に基づく指導事項を守れるよう、勤務の軽減等必要な措置を講じているか。</p> <p>3 正社員と非正規社員との間で、基本給や賞与など、不合理な待遇差を設けていないか。</p>	<p>(1) 均等法第6条～第9条</p> <p>(1) 均等法第12条、第13条</p> <p>(1) パートタイム・有期雇用労働法第8条、第9条、第15条</p>	<p>(1) 性別による差別的取扱いをしている。</p> <p>(1) 保健指導等を受けるための時間を確保していない。 (2) 勤務の軽減等必要な措置を講じていない。</p> <p>(1) 正社員と非正規社員との間で、不合理な待遇差を設けている。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
(3) 妊娠した労働者等の就業環境の整備	1 事業主は、女性労働者が妊娠・出産・産前産後休業の申請取得等に関する言動により就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。	1 妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置を行っているか。	(1) 均等法第9条、第11条の3、第11条の4 (2) 均等法施行規則第2条の2	(1) 妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置を行っていない。	B
	2 事業主は、労働者が育児・介護休業等の利用に関する言動により就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。	2 育児・介護休業等の利用に関するハラスメントの防止措置を行っているか。	(1) 育児・介護休業法第10条、第16条、第16条の4、第16条の7、第25条、第25条の2	(1) 育児・介護休業等の利用に関するハラスメントの防止措置を行っていない。	B
(4) 勤務状況の帳簿の整備	職員の状況を把握するため、関連帳簿を整備しておかなければならない。 ・出勤・退勤に関するもの(タイムカード) ・出張(外出)に関するもの ・所定時間外勤務に関するもの ・休暇取得に関するもの 等	1 勤務関連帳簿を整備しているか。	(1) 認可条例第19条 (2) 労働基準法109条 (3) 労働安全衛生法第66条の8の3 (4) 労働安全衛生規則第52条の7の3	(1) 勤務に関する帳簿を整備していない。 (2) 勤務に関する帳簿の一部が整備されていない。又は記録の内容に不備がある。	C B
6 職員給与等の状況 (1) 本俸・諸手当	職員の給与については、適正に支給することが必須である。	1 給与は適正に支給されているか。	(1) 労働基準法第15条、第24条～第28条、第37条、第89条 (2) 経理等通知1(2)(準拠) (3) 経理等取扱通知3(準拠)	(1) 本俸・諸手当を規程どおり支給していない。 (2) 初任給を規程どおりに決定していない。 (3) 昇給及び昇格を規程どおりに行っていない。 (4) 適正な給与水準となっていない。	B B B B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
(2) 社会保険	<p>職員5人以上を使用する事業所は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労働者災害補償保険のいずれの保険においても、被保険者として強制加入又は強制適用となる。</p> <p>常勤職員の労働時間の概ね3/4以上(1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が3/4以上)の職員は、健康保険(75歳以上を除く。)・年金保険(70歳以上を除く。)の加入が必要である。</p> <p>事業規模にかかわらず、週労働時間が20時間以上で31日以上の雇用見込みがある場合(平成29年1月1日以降は65歳以上も対象、ただし平成31年度末まで保険料徴収免除)、雇用保険の適用対象となる。</p> <p>また、職員を1人でも雇用する事業所は、労災保険の適用対象となる。</p>	<p>1 社会保険への加入は適正か。</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康保険、厚生年金等すべての社会保険に加入しているか。 健康保険、厚生年金等の社会保険に未加入者はいないか。 	<p>(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第3条</p> <p>(2) 健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第24条</p> <p>(3) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第6条第1項</p> <p>(4) 厚生年金保険法施行規則(昭和29年厚生省令第37号)第15条</p> <p>(5) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第5条</p> <p>(6) 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第6条</p> <p>(7) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第3条第1項</p>	<p>(1) 健康保険、厚生年金等いずれかの保険に未加入である。</p> <p>(2) 加入はしているが、いずれかの保険に未加入者がいる。</p>	<p>B</p> <p>B</p>
(3) 賃金台帳	<p>使用者は、賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他法令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。</p> <p>①氏名 ②性別 ③賃金計算期間 ④労働日数 ⑤労働時間数 ⑥時間外、休日労働時間数及び深夜労働の時間数 ⑦基本給、手当その他賃金の種類ごとにその額 ⑧賃金控除の額</p>	<p>1 賃金台帳を整備しているか。</p>	<p>(1) 労働基準法第108条、第109条</p> <p>(2) 労働基準法施行規則第54条、第55条、第56条</p>	<p>(1) 賃金台帳を整備・保管していない。</p>	<p>B</p>
<p>7 健康管理</p> <p>(1) 安全衛生管理体制</p>	<p>労働者の健康の確保は、事業の円滑な遂行に不可欠な条件であり、法の定めにより定期的に健康診断を実施するとともに、労働者の安全又は衛生のための教育等が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働者が常時10人以上50人未満の施設においては、衛生推進者を選任し、衛生管理者に準じた職務を行わせること。また、衛生に関する事項について関係労働者の意見を聴くための機会を設けること。 	<p>1 (職員が常時10人以上50人未満の施設において)衛生推進者を選任しているか。</p>	<p>(1) 労働安全衛生法第12条の2</p> <p>(2) 労働安全衛生規則第12条の2～4、第23条の2</p>	<p>(1) 衛生推進者を選任していない。</p> <p>(2) 衛生推進者を職員に周知していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
(2) 健康診断	<p>常時使用する労働者を雇い入れる時は、健康診断を行わなければならない。(雇入時の健康診断)</p> <p>定期健康診断は1年以内ごとに1回、必要な項目について医師による健康診断を行わなければならない。また、夜間業務に従事する職員の場合には6か月以内ごとに1回の健康診断が必要となる。</p> <p>なお、1年以上使用されることが予定されている者及び更新により1年以上引続き使用されている者で、就労時間数が通常の就労者の4分の3以上の者についても同様に行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 結核診断の結果結核の発病のおそれがある者に対して、喀痰検査、胸部エックス線検査、聴診、打診その他必要な検査を行うこと。 健康診断個人票を作成して、これを5年保存すること。 腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する者に対しては、定期的に医師による腰痛の健康診断を実施すること。 <p>【雇入時の健康診断の項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 既往歴及び業務歴の調査 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力(1,000ヘルツ及び4,000ヘルツの音に係る聴力)の検査 4 胸部エックス線検査 5 血圧の測定 6 貧血検査(血色素量及び赤血球数の検査) 7 肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTPの検査) 8 血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール及び血清トリグリセライドの量の検査) 9 血糖検査 10 尿検査(尿中の糖、蛋白の有無の検査) 11 心電図検査 <p>※雇入時の健康診断については、省略できる項目はない。</p> <p>【定期健康診断の項目】</p> <p>雇入時の健康診断の各項目及び喀痰検査が定期健康診断の項目となる。</p> <p>なお、検査項目の一部は、厚生労働大臣が定める基準に基づき医師が個々の労働者ごとに省略可能であると認める場合に、省略することができる。</p>	<p>1 健康診断を適切に実施しているか。</p> <p>2 結果の記録を作成・保存しているか。</p>	<p>(1) 認可条例第17条第4項</p> <p>(2) 労働安全衛生法第66条</p> <p>(3) 労働安全衛生規則第43条～第45条</p> <p>(4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第53条の2</p> <p>(5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号)第27条の2</p> <p>(6) 平成31年1月30日基発第0130第1号「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について」11(4)ト</p> <p>(7) 平成25年6月18日基発0618第4号「職場における腰痛予防対策の推進について」</p> <p>(8) 平成29年8月4日基発0804第4号「定期健康診断における診断項目の取扱い等について」</p> <p>(1) 労働安全衛生規則第51条</p>	<p>(1) 健康診断が未実施である。</p> <p>(2) 調理・調乳に携わる者に健康診断の未受診者がいる。</p> <p>(3) 健康診断の未受診者がいる。</p> <p>(4) 健康診断の実施方法が不適切である。</p> <p>(1) 健康診断実施記録の整備が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
8 職員研修	<p>特定地域型保育事業者の職員は、知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>特定地域型保育事業者は、職員に対し、資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>特定地域型保育事業者は、研修体系を構築し、研修等の充実を図るとともに、職員の自己研鑽が図られるよう、業務の中で必要な知識や技術を習得できる体制や、職場内や外部の研修受講の機会等の確保に努めなければならない。</p> <p>特に、個人の職務遂行能力に応じた、具体的内容をもった実施計画が立てられていることが望まれる。</p> <p>施設長は、保育施設の全体的な計画や、各職員の研修の必要性を踏まえて、体系的・計画的な研修機会を確保するとともに、職員の勤務体制の工夫等により、職員が計画的に研修等に参加し、その専門性の向上が図られるよう努めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職場における研修の充実を図ること。 ・ 外部研修への参加機会が確保されるよう努めること。 ・ 職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成すること。 ・ 研修終了後、報告をさせ、研修内容を他の職員と共有することにより、保育施設全体としての保育実践の質及び専門性の向上につなげること。 ・ 研修の受講は特定の職員に偏ることなく行われるよう、配慮すること。 ・ 職員の研修に関する要望を聴取し、計画に反映させること。 ・ 研修効果を把握し、今後の研修計画に反映させること。 	<p>1 研修の機会を確保しているか。</p> <p>2 研修計画を適切に立てているか。</p> <p>3 研修の成果を活用しているか。</p>	<p>(1) 認可条例第9条 運営条例第47条第3項</p> <p>(2) 保育所保育指針第1章3(1)ウ、第5章2(2)、3、4</p> <p>(3) 平成19年8月28日厚生労働省告示第289号「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に対する基本的な指針」第3-2②③(準拠)</p>	<p>(1) 研修を実施していない。</p> <p>(2) 研修の実施が不十分である。</p> <p>(3) 研修の機会が公平に与えられていない。</p> <p>(1) 研修計画が適切に立てられていない。</p> <p>(1) 研修の成果を活用していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
9 施設長の責務	<p>1 施設長は、運営管理全般の統括、利用者との連絡調整、地域社会との連携など施設長としての職責を十分果たす必要がある。</p> <p>施設長は、保育施設の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、保育施設を取り巻く社会情勢等を踏まえ、施設長としての専門性等の向上に努め、当該保育施設における保育の質及び職員の専門性向上のために必要な環境の確保に努めなければならない。</p> <p>2 施設長は職務に専念する必要がある。</p> <p>施設長は、保育事業の適正かつ円滑な推進を図るため専任であること。専任とは、常時実際にその施設の運営管理の業務に従事し、かつ給付費からの給与支出がある者であること。従って、2以上の施設若しくは他の業務と兼務し、事業所長としての職務を行っていない者は施設長に該当しない。</p>	<p>1 施設長はその職責を果たしているか。</p> <p>2 施設長は専任となっているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第5章2(1)</p> <p>(1) 留意事項通知 別紙6、別紙7、別紙8</p>	<p>(1) 運営管理上問題が生じている。</p> <p>(2) 運営管理上問題が生じている(軽微な場合)。</p> <p>(1) 他施設等の職員を兼務している。</p> <p>(2) 常時施設の運営管理の業務に従事していない。</p> <p>(3) 施設長としての勤務実態が不明確である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
	<p>3 相手の意に反する性的な言動で、それに対する対応によって仕事を遂行する上で、一定の不利益を与えたり、就業環境を悪化させること(セクシュアル・ハラスメント)は、職員個人としての尊厳を不当に傷つけるとともに能力の発揮を阻害するものである。</p> <p>4 同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は就業環境を悪化させる行為(パワー・ハラスメント)は、職員個人としての尊厳を不当に傷つけるとともに、能力の発揮を阻害するものである。</p>	<p>3 セクシュアル・ハラスメントに関する方針を明確化し、周知・啓発しているか。 また、相談・苦情に適切かつ柔軟に対応しているか。</p> <p>4 パワー・ハラスメントに関する方針を明確化し、周知・啓発しているか。 また、相談・苦情に適切かつ柔軟に対応しているか。</p>	<p>(1) 均等法第11条、第11条の2、第15条 (2) 平成18年厚生労働省告示第615号「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」</p> <p>(1) 労働施策総合推進法第30条の2、第30条の3 (2) 令和2年厚生労働省告示第5号「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」</p>	<p>(1) セクシュアル・ハラスメントの防止や必要な対策を講じていない。</p> <p>(1) パワー・ハラスメントの防止や必要な対策を講じていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p>
<p>10 建物設備等の管理 (1) 建物設備の状況</p>	<p>1 利用乳幼児が、良好な環境のもとで生活を営むためには各法令に定められている建物設備の基準を確保する必要がある。建物設備等の内容を変更する場合は、区条例及びその他の法令を満たす必要がある。</p> <p>2 建物設備等の内容変更により、区条例を満たさないことが起こり得る。変更する場合には、内容変更の届出をする必要がある。また、面積が増加する場合も認可内容変更の届出をする必要がある。【認可内容の変更届出については1(2)参照のこと。】認可関係書類、図面等は、施設の設備の現状及び認可内容の状況を示すものであり、整備、保管しておくこと。</p> <p>3 規模及び構造の変更により、基準面積を下回ってはならない。 ・乳児室又はほふく室は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡(有効面積)以上。 ・保育室又は遊戯室は満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡(有効面積)以上。(ただし、家庭的保育事業及び小規模保育事業C型においては、3.3㎡(有効面積)以上) ・屋外遊戯場は満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上。 ※ 他の社会福祉施設(例えば児童発達支援事業所)が併設されている場合において、交流(インクルーシブ保育)を行う設備については、各事業において必要となる面積を合計した面積が確保されていること。(令和4年12月26日厚生労働省事務連絡「保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について」)</p>	<p>1 構造設備が基準を満たしているか。</p> <p>2 建物設備等の認可内容と現状に相違がないか。 また、変更する場合、届出をしているか。 ※変更の届出は1(2)㉔を参照。</p> <p>3 在籍児に見合う基準面積を下回っていないか。</p>	<p>(1) 認可条例第3条、第5条第6項、第22条、第28条、第32条、第33条、第43条、第48条 (1) 児童福祉法施行規則第36条の36第4項</p> <p>(1) 認可条例第22条、第28条、第32条、第33条、第43条、第48条 (2) 認可条例第10条</p>	<p>(1) 構造、設備が基準を満たしていない。</p> <p>(1) 建物設備等の認可内容と現状に著しい相違がある。 (2) 認可内容と現状に相違がある。</p> <p>(1) 基準面積が不足している。</p>	<p>C</p> <p>C B C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
	4 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	4 必要な医薬品等が備えられ、適正に管理されているか。	(1) 認可条例第14条第3項	(1) 必要な医薬品等の整備・管理が不十分である。	B
	5 乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えなければならない。	5 保育に必要な用具が備えられている	(1) 認可条例第28条、第32条、第33条、第43条、第48条 (2) 保育所保育指針第1章1(4)	(1) 用具等が備えられていない。 (2) 用具等の備えが不十分である。	C B
(2) 建物設備の安全、衛生	1 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危険防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。 具体的には、施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備、用具等の衛生管理に努めること。 そして、設備構造はもとより、施設の運営管理上からも、乳幼児の安全確保が図られなければならない。	1 構造設備に危険な箇所はないか。	(1) 認可条例第5条第6項 (2) 保育所保育指針第3章3、4(1)イ	(1) 構造設備に危険な箇所がある。 (2) 備品が損傷して危険である。 (3) 危険物が放置されている。 (4) 構造設備その他にやや危険な箇所がある。	C C C B
	2 特定地域型保育事業者は、利用乳幼児の使用する設備等については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	2 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は適切か。	(1) 認可条例第5条第6項 (2) 保育所保育指針第3章3	(1) 採光・換気等が悪い。	C
	3 建築物及び建築設備の適正な維持管理を図り、災害を未然に防止するために、建築基準法に基づく定期検査報告を特定行政庁に行わなければならない。	3 保育室、便所等設備が清潔である	(1) 認可条例第14条第1項 (2) 保育所保育指針第3章3	(1) 衛生上、著しく問題がある。 (2) 衛生管理が不十分である。	C B
	建築物 3年毎(※) 防火設備 毎年(※) 建築設備 毎年(※) 昇降機 毎年	4 施設内にある用具(寝具、遊具等)が清潔であるか。	(1) 認可条例第14条第1項 (2) 保育所保育指針第3章3	(1) 衛生上、著しく問題がある。 (2) 衛生管理が不十分である。	C B
	※ 児童福祉施設の場合、300㎡を超える規模のもの又は3階以上の階で、その用途に供する部分が対象になる。ただし、平屋建てで500㎡未満のもの又は3階以上で床面積が100㎡未満ものは除く。	5 建築物及び建築設備等の定期検査を行っているか。	(1) 建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)第12条第1項、第3項	(1) 建築物及び建築設備等の定期検査報告を行っていない。	B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
(3) 環境衛生の状況	<p>1 利用乳幼児の飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、かつ衛生上必要な措置を講じなければならないことから、自家水及び受水槽等使用の場合、清浄な飲料水の確保を管理者自らが責任をもって行うこと。</p> <p>100人を超える居住者に地下水(井戸水)を供給する場合は、「専用水道」となり、保健所への確認申請、水道技術管理者の設置、水道事務月報の提出等が義務付けられている。</p> <p>なお、「専用水道」以外の「飲用井戸」の管理については、法的義務はないが「東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」及び「飲用に供する井戸等の衛生管理指導要綱」(都福祉保健局)等により、衛生的措置を採るよう努めること。</p> <p>2 受水槽の有効容量の合計が10m³を超える設備を有する等水道法で規定する簡易専用水道の場合には、次の事項を行う。</p> <p>(1) 厚生労働大臣が指定する検査機関による検査を年1回実施すること。</p> <p>(2) 次のような衛生管理を行うこと。</p> <p>① 貯水槽の清掃(年1回)(専門の清掃業者に委託)。</p> <p>② 給水栓における水の色、濁り、臭い、味、その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、必要な水質検査を行う。</p> <p>なお10m³以下の小規模給水施設管理者は法的義務はないが、「東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」等により、衛生的措置を採るよう努めること。</p> <p>3 浄化槽を使用している場合、放流水の水質検査及び浄化槽の保守点検を定期的に行うことが義務付けられている。</p>	<p>1 水道法に基づく水質検査を定期的実施しているか。</p> <p>2 10m³を超える簡易専用水道の場合において、法令等に基づいた適正管理衛生確保を図っているか。</p> <p>3 浄化槽を使用している場合、定期的な点検及び水質検査を実施しているか。</p>	<p>(1) 認可条例第14条第1項 (2) 水道法第20条 (3) 水道法施行規則第15条</p> <p>(1) 認可条例第14条第1項 (2) 水道法第34条の2 (3) 水道法施行規則第55条、第56条 (4) 水道法施行令第2条</p> <p>(1) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第10条、第11条</p>	<p>(1) 水質検査を定期的実施していない。</p> <p>(1) 10m³を超える簡易専用水道の場合において、水道法に定める検査、衛生的管理を実施していない。</p> <p>(1) 浄化槽の定期的な点検及び水質検査を実施していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
11 災害対策の状況 (1) 管理体制(防火管理者)	<p>防火管理者は、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、おおむね次の事項について当該防火対象物の管理について権限を有する者の指示を受けて消防計画を作成することとされている。</p> <p>(1) 選任(解任)・届出 施設においては、防火管理者を選任し、所轄の消防署に遅滞なく届け出なければならない。</p> <p>(2) 資格 消防法施行令に規定する資格が必要である。</p> <p>(3) 業務 防火管理者は、防火管理上必要な業務を誠実に遂行するとともに、消防用設備等の点検及び整備、又は適切な防火管理上の指示を与えなければならない。 <業務内容> ① 消防計画の作成 ② 消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施 ③ 消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備 ④ 火気の使用又は取扱いに関する監督 ⑤ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 ⑥ 収容人員の管理 ⑦ その他防火管理上必要な業務</p>	<p>1 防火管理者を選任し、届け出ているか。 また、管理的あるいは監督的地位にある者を選任しているか。</p> <p>2 防火管理者としての業務が適正に行われているか。</p>	<p>(1) 消防法第8条 (2) 消防法施行令第3条 (3) 消防法施行規則第3条の2</p> <p>(1) 消防法施行令第3条の2</p>	<p>(1) 防火管理者を選任していない。</p> <p>(2) 防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にある者を選任していない。</p> <p>(3) 防火管理者の届出をしていない。</p> <p>(1) 防火管理者としての業務が適正に行われていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
(2) 防火対策	<p>保育施設のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについては、防災処理を施されたものを使用しなければならない。(認可条例上は保育室を1・2階に設置する建物を除く。消防法は防火対象物について防災処理を求めている。)</p>	<p>1 カーテン、絨毯等は防災性能を有しているか。</p>	<p>(1) 認可条例第28条、第32条、第33条、第43条、第48条 (2) 消防法第8条の3 (3) 消防法施行令第4条の3 (4) 消防法施行規則第4条の3 (5) 社施第107号通知(準拠)</p>	<p>(1) カーテン、絨毯等が防災性能を有していない。</p>	<p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
(3) 消防計画等	<p>1 消防計画は、火災等非常災害時における利用乳幼児、職員の安全確保を図るために、その基本となる具体的計画であり、消防法施行規則第3条に定める項目を満たして作成し、所轄の消防署に届け出る必要がある。</p> <p>(1) 消防計画の策定 非常災害時における乳幼児の安全確保を図るためにその基本となる具体的計画を策定しなければならない。なお、消防計画の内容は、消防法令等に定める項目を満たすこと。</p> <p>(2) 消防署への届出 計画策定者は防火管理者であり、消防署に届け出なければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、都及び区市町村が作成する地域防災計画を基準として、事業活動に関して震災を防止するための事業所単位の防災計画を作成しなければならない。 ・ 消防計画に、事業所防災計画に規定すべき事項を定めること。</p> <p>3 市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、区市町村長に報告しなければならない。</p>	1 消防計画を作成しているか。	(1) 認可条例第7条第1項 (2) 消防法第8条 (3) 消防法施行令第3条の2 (4) 消防法施行規則第3条	(1) 消防計画を作成していない。 (2) 消防計画の内容に不備がある。	B B
		2 消防計画を所轄消防署に届出しているか。	(1) 消防法施行令第3条の2	(1) 消防計画を届出していない。 (2) 変更の届出をしていない。	B B
		3 事業所防災計画を作成しているか。	(1) 震災対策条例第10条 (2) 東京都帰宅困難者対策条例(平成24年東京都条例第17号) (3) 消防庁告示第2号	(1) 事業所防災計画を作成していない。 (2) 事業所防災計画の内容に不備がある。	B B
		4 避難確保計画を作成し、区市町村長に報告しているか。	(1) 水防法第15条の3第1項、第2項 (2) 土砂災害防止法第8条の2第1項、第2項	(1) 避難確保計画を作成していない。 (2) 区市町村長に報告していない。	B B
(4) 消防署の立入検査	消防法第4条に基づく消防署の立入検査の結果による指示事項については、施設として速やかに指示事項を改善すること。	1 消防署の立入検査の指示事項について改善しているか。	(1) 消防法第4条	(1) 消防署の立入検査の指示事項に対する改善がされていない。 (2) 消防署の立入検査の指示事項に対する改善が不十分である。	B B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
(5) 防災訓練等	<p>1 非常災害に平穏かつ迅速に対応するには、平素からの訓練が大切である。特定地域型保育事業者は避難及び消火に対する訓練を、毎月1回以上実施しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難及び消火訓練を毎月1回以上実施すること(図上訓練は含まない)。 ・消防計画に沿った訓練が定期的に行われること。 ・訓練を実施するときは、あらかじめ、消防機関に通知しておくこと。 ・原則として、訓練は全職員が参加して実施すること。 ・避難訓練については、地域の関係機関や保護者との連携の下に行うなど工夫すること。 ・訓練結果については、毎回記録し次回訓練等の参考にすること。 <p>なお、防災訓練については、少なくとも年1回は引渡し訓練を含んだものを行うよう努めること。この場合、降園時間などを活用して保護者の負担をできる限り少なくするよう配慮すること。</p> <p>また、災害発生時時に、保護者等への連絡及び子どもの引渡しを円滑に行うため、日頃から保護者との連携に努めるとともに、連絡体制や引き渡し方法等について確認しておくこと。</p> <p>2 実施状況の記録は、実地の反省及び今後の訓練等の貴重な資料となるので、訓練目標、災害種別、訓練方法及びその状況、所要時間、講評等について、できるだけ詳細に記録する必要がある。</p> <p>訓練方法については、実効ある訓練を確保する見地から、災害発生の想定時間、発生場所等が十分に検討されたものであるかどうか確認し、訓練そのものが惰性的なものにならないようにする。</p> <p>3 市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施し、その結果を区市町村長に報告しなければならない。</p>	<p>1 避難・消火・通報訓練を法令・通達で定められているとおり実施しているか。</p> <p>2 地域の関係機関や保護者との連携の下に避難訓練を実施しているか。</p> <p>3 地震想定訓練を実施しているか。</p> <p>4 訓練結果の記録を整備しているか。</p> <p>5 避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施し、区市町村長に報告しているか。</p>	<p>(1) 認可条例第7条第2項 (2) 消防法施行令第3条の2第2項 (3) 保育所保育指針第3章4(2)イ、ウ</p> <p>(1) 保育所保育指針第3章4(3)イ</p> <p>(1) 社施第5号通知(準拠) (2) 社施第59号通知(準拠) (3) 社施第121号通知(準拠)</p> <p>(1) 認可条例第19条 (2) 火災予防条例(昭和37年東京都条例第65号)第55条の4第2項</p> <p>(1) 水防法第15条の3第5項 (2) 土砂災害防止法第8条の2第5項</p>	<p>(1) 毎月避難及び消火訓練を実施していない。</p> <p>(2) 実施方法が不適切である。</p> <p>(1) 地域の関係機関や保護者との連携の下に避難訓練を実施していない。</p> <p>(1) 地震想定訓練を実施していない。</p> <p>(1) 訓練記録が整備されていない。</p> <p>(2) 訓練記録が不十分である。</p> <p>(1) 避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施していない。</p> <p>(2) 区市町村長に報告していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
(6) 災害発生時への備え	<p>実際に火災や地震などの災害に直面した時のために、保育施設として適切に行動できるよう次のとおり備えておくこと。</p> <p>① 保育施設の立地条件や規模、地域の実情等を踏まえた上で、地震や火災などの災害が発生した時の対応等について各施設でマニュアルを作成し、施設の防災対策を確立しておく必要がある。</p> <p>② 地域の関係機関及び関係者との連携については、区市町村の支援の下、連絡体制の整備をはじめ地域の防災計画に関連した協力体制を構築していくことが重要である。各関係機関等とは、定期的に行う避難訓練への協力なども含め、地域の実情に応じて必要な連絡や協力が得られるようにしておくことが重要である。</p>	<p>1 災害の発生に備え、マニュアルを作成しているか。</p> <p>2 地域の関係機関と日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第3章4(2)ア (2) 雇児総発0909第2号通知</p> <p>(1) 保育所保育指針第3章4(3)イ (2) 雇児総発0909第2号通知</p>	<p>(1) 災害発生に備えたマニュアルを作成していない。</p> <p>(1) 地域の関係機関と日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
(7) 保安設備	<p>1 特定地域型保育事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設け、これに対する日常的な点検を怠らないようにする。</p> <p>2 非常警報器具又は非常警報設備の設置 (1) 認可条例による設置 3階以上の保育事業施設 (2) 消防法施行令による設置 ① 非常警報設備(非常ベル、自動式サイレン、放送設備) 収容人員50人以上の場合に設置 ただし、自動火災報知設備を基準に従い設置しているときは、当該設備の有効範囲内については、この限りではない。 ② 非常警報器具(警鐘、手動式サイレン、その他) 収容人員20人以上50人未満のとき ただし、自動火災報知設備又は非常警報設備を基準に従い設置しているときは、当該設備の有効範囲内については、この限りではない。</p> <p>3 消防機関へ通報する設備等の設置 (1) 認可条例による設置 ① 消防機関へ火災を通報する設備 3階以上の保育事業施設 (2) 消防法施行令による設置 ① 自動火災報知機設備 延面積が300㎡以上の防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものはすべて) ② 消防機関へ通報する火災報知設備 延面積が500㎡以上の防火対象物 ③ 漏電火災報知機 特定の場所を準不燃材以外の材料で造った場合であって、延面積が300㎡以上又は契約電気量50Aを超える場合</p>	<p>1 消防用設備等の点検及び報告をしているか。</p> <p>2 消防用設備等の自主点検をしているか。</p> <p>3 点検後の不良箇所を改善しているか。</p> <p>4 避難器具を設置しているか。</p>	<p>(1) 認可条例第7条第1項 (2) 消防法第17条の3の3</p> <p>(1) 消防法施行令第3条の2第2項、第4項</p> <p>(1) 認可条例第7条第1項、第28条第7号、第32条、第33条、第43条、第48条 (2) 消防法施行令第25条</p>	<p>(1) 消防用設備等の点検及び報告をしていない。</p> <p>(1) 消防用設備等の自主点検をしていない。</p> <p>(1) 不良箇所の改善を行っていない。</p> <p>(1) 避難器具を設置していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
		<p>5 非常警報器具又は非常警報設備を設置しているか。</p>	<p>(1) 認可条例第28条第7号、第32条、第33条、第43条、第48条 (2) 消防法施行令第24条</p>	<p>(1) 未設置である。</p> <p>(2) 整備が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
		<p>6 消防機関へ火災を通報する設備を設置しているか。</p>	<p>(1) 認可条例第28条第7号、第32条、第33条、第43条、第48条 (2) 消防法施行令第23条</p>	<p>(1) 未設置である。</p> <p>(2) 整備が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
		<p>7 自動火災報知機等を設置しているか。</p>	<p>(1) 消防法施行令第21条、第22条</p>	<p>(1) 未設置である。</p> <p>(2) 整備が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
(8) 安全対策	<p>法人及び施設管理者並びに従事者は、乳幼児の安全の確保について、特別の注意を有し、日常の安全管理と緊急時の安全確保に努めなければならない。</p> <p>外部からの不審者等の侵入防止、事故発生時等の適切な救命措置、その他重大事故等のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の共通理解を図り、役割を明確にし、協力体制をとる。 ・ 施設設備面の安全確保を図り、点検する。 ・ 関係機関や地域との連携を図る。 ・ 送迎バス等一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠(事業所等)ごとに、安全運転管理者の選任等を行う。 <p>1 安全計画</p> <p>特定地域型保育事業者は、利用乳幼児の安全を図るため、特定地域型保育事業を行う場所(以下、「地域型保育事業所」という。)ごとに、設備の安全点検、職員、乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた地域型保育事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他地域型保育事業所における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に基づき必要な安全措置を講じなければならない。</p> <p>特定地域型保育事業者は、策定した安全計画について職員に周知し、研修や訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>特定地域型保育事業者は、乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者等に対し、安全計画に基づく取組内容等を周知しなければならない。</p> <p>特定地域型保育事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p> <p>2 自動車を運行する場合の所在の確認</p> <p>特定地域型保育事業者は乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の乳幼児の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて降車の際の所在の確認を行わなければならない。</p> <p>参考「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」(令和4年12月20日 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ編)</p> <p>※ 安全装置設置の経過措置期間は令和6年3月31日まで(可能な限り令和5年6月末までに設置することが望ましい。)</p> <p>なお、経過措置期間内において安全装置が設置されるまでの間は、代替措置を講ずること。</p>	<p>1 安全対策について、必要な措置を講じているか。</p> <p>2 安全計画を策定しているか。</p> <p>3 安全計画に定める研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>4 保護者に対し、安全計画に基づく取組内容等について周知しているか。</p> <p>5 「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合している見落とし防止装置が設置されているか。</p> <p>6 安全装置を用いて降車の際の所在確認を行っているか。</p>	<p>(1) 認可条例第7条の2 (2) 保育所保育指針第3章3(2)、第3章4(1) (3) 雇児総発第402号通知1、2(準拠) (4) 雇児総発0915第1号通知(準拠) (5) 道路交通法(昭和35年6月25日法律第105号)第74条の3 (6) 道路交通法施行規則(昭和35年12月3日総理府令第60号)第9条の9、10</p> <p>(1) 認可条例第7条の2</p> <p>(1) 認可条例第7条の3</p>	<p>(1) 安全対策について、必要な措置を講じていない。 (2) 安全対策について、必要な措置が不十分である。</p> <p>(1) 安全計画を策定していない。</p> <p>(1) 安全計画に定める研修及び訓練を実施していない。</p> <p>(1) 保護者に対し、安全計画に基づく取組内容等について周知していない。</p> <p>(1) 送迎用バスに見落とし防止装置が設置されていない。</p> <p>(2) 安全装置を用いて降車の際の所在確認を行っていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

保 育 編

[凡例]

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	平成26年10月27日条例第31号「豊島区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」	認可条例
2	平成26年10月27日条例第32号「豊島区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」	運営条例
3	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」	保育所保育指針
4	昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
5	平成12年5月24日法律第82号「児童虐待の防止等に関する法律」	児童虐待の防止等に関する法律
6	平成28年8月23日府子本第571号「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」 (最終改正：令和3年3月31日府子本第451号)	留意事項通知
7	令和3年9月14日公定価格に関するFAQ【Ver. 20】	公定価格に関するFAQ
8	令和2年2月14日子保発0214第1号「保育所等における利用乳幼児がいない時間帯の保育士配置の考え方について」	子保発0214第1号通知
9	令和3年3月19日子発0319第1号「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」	子発0319第1号通知
10	平成12年4月25日児発第471号「児童福祉行政指導監査の実施について」	児発第471号通知
11	平成30年3月30日子保発0330第2号「保育所保育指針の適用に関しての留意事項について」	子保発0330第2号通知
12	令和2年3月31日子発0331第1号、障発0331第8号「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」	子発0331第1号通知
13	平成17年6月17日法律第63号「食育基本法」	食育基本法
14	平成16年3月29日雇児保発第0329001号「保育所における食を通じた子どもの健全育成（いわゆる食育）に関する取組の推進について」	雇児保発第0329001号通知
15	令和3年4月1日子保発0401第2号「「第4次食育推進基本計画」に基づく保育所における食育の推進について」	子保発0401第2号通知
16	令和2年3月31日子母発0331第1号「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」	子母発0331第1号通知
17	令和2年1月21日厚生労働省告示第10号「食事による栄養摂取量の基準」	食事による栄養摂取量の基準
18	平成13年8月1日雇児総発第36号「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」	雇児総発第36号通知
19	平成9年3月31日社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」	社援施第65号通知
20	平成8年6月18日社援施第97号「社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について」	社援施第97号通知

No.	関係法令及び通知等	略称
21	平成16年1月20日雇児発第0120001号、障発第0120005号「児童福祉施設等における衛生管理等について」	雇児発第0120001号通知
22	昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」	労働安全衛生規則
23	昭和39年8月1日児発第669号「児童福祉施設等における衛生管理の強化について」	児発第669号通知
24	平成20年3月7日雇児総発第0307001号、社援基発第0307001号、障企発第0307001号、老計発第0307001号「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」	雇児総発第0307001号通知
25	平成17年2月22日健発第0222002号、薬食発第0222001号、雇児発第0222001号、社援発第0222002号、老発第0222001号「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」	雇児発第0222001号通知
26	平成8年8月8日児企第26号「腸管出血性大腸菌感染症の指定伝染病への指定等に伴う保育所等における対応について」	児企第26号通知
27	昭和22年12月24日法律第233号「食品衛生法」	食品衛生法
28	昭和28年8月31日政令第229号「食品衛生法施行令」	食品衛生法施行令
29	昭和23年7月13日厚生省令第23号「食品衛生法施行規則」	食品衛生法施行規則
30	令和2年8月5日薬生食監発0805第3号「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」	薬生食監発0805第3号通知
31	平成28年9月10日子ども家庭部長決定「豊島区特定地域型保育事業における給食供給の届出及び衛生基準に関する取扱要綱」	給食供給の届出及び衛生基準に関する取扱要綱
32	平成9年6月30日衛食第201号「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」	衛食第201号
33	平成10年2月18日児発第86号「保育所における調理業務の委託について」	児発第86号通知
34	昭和33年4月10日法律第56号「学校保健安全法」	学校保健安全法
35	昭和33年6月10日政令第174号「学校保健安全法施行令」	学校保健安全法施行令
36	昭和33年6月13日文部省令第18号「学校保健安全法施行規則」	学校保健安全法施行規則
37	昭和58年4月21日児発第284号「保育所における嘱託歯科医の設置について」	児発第284号通知
38	平成31年3月29日東京都条例第50号「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」	東京都子供への虐待の防止等に関する条例
39	平成31年2月28日府子本第189号、30文科初第1616号、子発0228第2号、障発0228第2号「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」	子発0228第2号通知
40	平成31年2月28日府子本第190号、30文科初第1618号、子発0228第3号、障発0228第3号「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」	子発0228第3号通知
41	平成28年3月23日27福保子保第3650号「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について(通知)」	27福保子保第3650号通知

No.	関係法令及び通知等	略称
42	平成30年10月12日30福保子保第3635号「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について（通知）」	30福保子保第3635号通知
43	昭和46年7月31日児発第418号「児童福祉施設における事故防止について」	児発第418号通知
44	平成13年6月15日雇児総発第402号「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」	雇児総発第402号通知
45	令和2年6月12日付子本第659号、2初幼教第10号、子少発0612第1号、子保発0612第1号「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」	府子本第659号通知
46	平成26年9月5日雇児発0905第2号「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」	雇児発0905第2号通知
47	平成27年3月27日26福保子保第2984号「特定教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」	26福保子保第2984号通知
48	平成28年3月31日府子本第191号、27文科初第1788号、雇児総発0331第6号、雇児職発0331第1号、雇児福発0331第2号、雇児保発0331第2号「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」	重大事故の再発防止のための事後的な検証通知
49	令和5年4月1日こ成安第2号「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」	こ成安第2号通知
50	平成18年3月29日豊島区条例第29号「豊島区子どもの権利に関する条例」	豊島区子どもの権利に関する条例
51	令和4年8月31日子総発0831第1号、子保発0831第1号、子家発0831第1号、子子発0831第2号、子母発0831第2号、障障発0831第1号「中小規模で調理を行う児童福祉施設等における衛生管理について」	子総発0831第1号通知
52	令和5年5月25日5豊子保発第1202号「検査用保存食の保存方法及び保存期間の変更について（通知）」	5豊子保発第1202号通知

目 次

1 保育の状況	
(1) 保育の基本原則	1
(2) 人権の尊重	2
(3) 養護に関する基本的事項	2
(4) 全体的な計画の作成	3
(5) 指導計画の作成	3
(6) 指導計画の展開	4
(7) 保育内容等の評価	5
(8) 保育の体制	5
(9) 整備すべき帳簿	6
(10) 保護者との連携	6
(11) 連携	7
2 食事の提供の状況	
(1) 食育計画	8
(2) 食事計画と献立業務	9
(3) 食事の提供	10
(4) 衛生管理	12
(5) 給食供給者の届出等	14
(6) 調理業務委託	15
(7) 食事の外部搬入	16
3 健康・安全の状況	
(1) 保健計画	16
(2) 乳幼児健康診断	17
(3) 健康状態の把握	17
(4) 虐待等への対応	17
(5) 疾病等への対応	18
(6) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止	20
(7) 乳幼児の安全確保	21

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む)	評価事項	評価
<p>1 保育の状況</p> <p>(1) 保育の基本原則</p>	<p>(役割)</p> <p>家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいう。以下「地域型保育事業」という。)は、児童福祉法第6条の3第9項から第12項の規定に基づき、保育を必要とする乳幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする事業であり、当該保育を必要とする乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。</p> <p>地域型保育事業所における保育は、保育所保育指針に規定される保育の内容に係る基本原則を踏まえ、各地域型保育事業所の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> <p>(目標)</p> <p>地域型保育事業所は、乳幼児が生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、地域型保育事業所の保育は、乳幼児が現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、乳児保育では、身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」、社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちを通じ合う」及び精神的発達に関する視点「身近なものと関わり感性が育つ」を目指す。</p> <p>1歳以上児では、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」に関する目標を目指す。</p> <p>地域型保育事業者(地域型保育事業を行う者をいう。以下同じ。)は、当該保育を必要とする乳幼児の保護者に対し、その意向を受け止め、乳幼児と保護者の安定した関係に配慮し、地域型保育事業所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。</p> <p>(方法)</p> <p>保育の目標を達成するために、保育士等は、次の事項に留意して保育しなければならない。</p> <p>① 一人一人の乳幼児の状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、乳幼児が安心感と信頼感を持って活動できるよう、乳幼児の主体としての思いや願いを受け止めること。</p> <p>② 乳幼児の生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。</p> <p>③ 乳幼児の発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、乳幼児の個人差に十分配慮すること。</p> <p>④ 乳幼児相互の関係作りや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。</p> <p>⑤ 乳幼児が自発的、意欲的に関わられるような環境を構成し、乳幼児の主体的な活動や乳幼児相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育すること。</p> <p>⑥ 一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭状況等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。</p>	<p>1 保育の内容は適切か。</p>	<p>(1) 認可条例第25条、30条、32条、36条、41条、48条</p> <p>(2) 運営条例第44条</p> <p>(3) 運営条例第50条により準用第17条</p> <p>(4) 保育所保育指針第1章、第2章</p>	<p>(1) 保育の内容が適切でない。</p> <p>(2) 保育の内容が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等(準拠を含む)	評価事項	評価
	<p>(環境) 保育の環境には、保育士等や乳幼児などの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがある。地域型保育事業所は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、乳幼児の生活が豊かなものとなるよう、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。</p> <p>(社会的責任) 地域型保育事業所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に当該地域型保育事業所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 地域型保育事業所は、利用する乳幼児等の個人情報を適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めなければならない。</p>	2 地域との交流に努めているか。	(1) 認可条例第5条第2項 (2) 運営条例第50条により準用第31条	(1) 地域との交流に努めていない。	B
(2)人権の尊重 ア 人格を尊重した保育	<p>地域型保育事業者は、乳幼児の最善の利益を考慮し、乳幼児の人権に十分配慮するとともに、乳幼児一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。 一人一人の乳幼児が、自分の気持ちを安心して表すことができ、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれるようにすること。 地域型保育事業所における保育士は、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、乳幼児を保育すること。</p>	1 乳幼児一人一人の人格を尊重した保育を行っているか。	(1) 認可条例第5条第1項 (2) 運営条例第3条第2項 (3) 保育所保育指針第1章1(1)ア、エ、(5)ア、2(2)イ(ア)②、③ (4) 豊島区子どもの権利に関する条例第3条第3項	(1) 乳幼児一人一人の人格を尊重した保育を行っていない。 (2) 乳幼児一人一人の人格を尊重した保育が不十分である。	C B
イ 虐待等の行為	<p>地域型保育事業者の職員は、次に掲げる行為その他乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>① 乳幼児の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ② 乳幼児にわいせつな行為をすること又は乳幼児をしてわいせつな行為をさせること。 ③ 乳幼児の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の乳幼児による①、②又は④の行為の放置その他の施設職員としての業務を著しく怠ること。 ④ 乳幼児に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の乳幼児に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p>	2 乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	(1) 認可条例第12条 (2) 運営条例第50条により準用第25条 (3) 児童福祉法33条の10 (4) 児童虐待の防止等に関する法律第3条 (5) 保育所保育指針第1章1(1)ア、エ、(5)ア (6) 豊島区子どもの権利に関する条例第17条第3項	(1) 心身に有害な影響を与える行為をしている。	C
(3)養護に関する基本的事項	<p>(理念) 保育における養護とは、乳幼児の生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、地域型保育事業者における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものである。地域型保育事業所における保育全体を通じて、養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されなければならない。</p>	1 養護の内容は適切か。	(1) 認可条例第25条、30条、32条、36条、41条、48条 (2) 運営条例第44条 (3) 保育所保育指針第1章2	(1) 養護の内容が適切でない。 (2) 養護の内容が不十分である。	C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む)	評価事項	評価
(4) 全体的な計画の作成	<p>地域型保育事業所は、保育所保育指針第1章1の(2)に示した保育の目標を達成するため、各地域型保育事業所の保育の方針や目標に基づき、乳幼児の発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、施設での生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しなければならない。</p> <p>全体的な計画は、乳幼児や家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、乳幼児の育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されなければならない。</p> <p>全体的な計画は、地域型保育事業所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各地域型保育事業所が創意工夫して保育できるよう、作成されなければならない。</p>	<p>1 全体的な計画を作成しているか。</p> <p>2 全体的な計画の内容は十分か。</p>	(1) 保育所保育指針第1章3(1)ア、イ、ウ	<p>(1) 全体的な計画を作成していない。</p> <p>(1) 全体的な計画の内容が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
(5) 指導計画の作成					
ア 指導計画の構成	<p>地域型保育事業所は、全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、乳幼児の生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な乳幼児の日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しなければならない。</p>	<p>1 長期的な指導計画を作成しているか。</p> <p>2 短期的な指導計画を作成しているか。</p>	(1) 保育所保育指針第1章3(2)ア	<p>(1) 長期的な指導計画を作成していない。</p> <p>(1) 短期的な指導計画を作成していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
イ 作成上の留意事項	<p>乳幼児一人一人の発達過程や状況を十分踏まえるとともに、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>① 3歳未満児については、一人一人の乳幼児の生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。</p> <p>② 異年齢で構成される組やグループでの保育においては、一人一人の乳幼児の生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮すること。</p>	<p>1 3歳未満児について、個別的な指導計画を作成しているか。</p> <p>2 個別的な指導計画の内容は十分であるか。</p>	(1) 保育所保育指針第1章3(2)イ(ア)、(イ)、(ウ)	<p>(1) 3歳未満児について、個別的な指導計画を作成していない。</p> <p>(1) 個別的な指導計画の内容が不十分である。</p>	<p>B</p> <p>B</p>
ウ ねらい及び内容、環境構成	<p>指導計画においては、地域型保育事業所の生活における乳幼児の発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、乳幼児の実態に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。</p> <p>また、具体的なねらいが達成されるよう、乳幼児の生活する姿や発想を大切に適切な環境を構成し、乳幼児が主体的に活動できるようにする。</p>	<p>1 具体的なねらい及び内容が設定されているか。</p> <p>2 具体的なねらいが達成されるよう、適切な環境を設定しているか。</p>	(1) 保育所保育指針第1章3(2)ウ	<p>(1) 具体的なねらい及び内容が設定されていない。</p> <p>(1) 具体的なねらいが達成されるよう、適切な環境を設定していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p>
エ 生活リズムの調和	<p>1日の生活リズムや在園時間が異なる乳幼児が共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るよう配慮すること。</p>	<p>1 生活リズムの調和を図るよう配慮しているか。</p>	(1) 保育所保育指針第1章3(2)エ	<p>(1) 生活リズムの調和を図るよう配慮していない。</p>	B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む)	評価事項	評価
オ 午睡の環境確保と配慮	午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は乳幼児の発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。	1 午睡等の適切な休息をとっているか。 2 安全な睡眠環境を確保しているか。 3 一律とならないよう配慮しているか。	(1) 認可条例第5条 (2) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)④ 第1章2(2)イ(イ)④ 第1章3(2)オ	(1) 午睡等の適切な休息をとっていない。 (1) 安全な睡眠環境を確保していない。 (1) 一律とならないよう配慮していない。	C B B
カ 長時間にわたる保育	長時間にわたる保育については、乳幼児の発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置づけること。	1 長時間にわたる保育について、保育の内容等を指導計画に位置づけ、適切に対応しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2)カ	(1) 長時間にわたる保育について、指導計画への位置づけ、対応が不十分である。	B
キ 障害のある乳幼児の保育	障害のある乳幼児の保育については、一人一人の乳幼児の発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある乳幼児が他の乳幼児との生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置づけること。また、乳幼児の状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。	1 障害のある乳幼児の保育について、発達過程や障害の状態を把握し、指導計画の中に位置づけ、適切に対応しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2)キ 第3章2(2)ウ 第4章2(2)イ	(1) 障害のある子供の保育について、指導計画への位置づけ、対応が不十分である。 (2) 障害のある子供の保育について、家庭や専門機関との連携が不十分である。	B B
(6)指導計画の展開	1 指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。 ① 施設長、保育士などすべての職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。 ② 乳幼児が行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、乳幼児が望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるよう必要な援助を行うこと。 ③ 乳幼児の主體的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりを持つことが重要であることを踏まえ、乳幼児の情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助すること。 2 保育士等は、子供の実態や子供を取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。 3 保育日誌は、保育の過程(全体的な計画・指導計画に基づく保育集団の状況)の記録である。保育の実践を正確に把握し、保育士の反省の資料として次の保育の手がかりとなる重要な記録簿である。 なお、合同保育を行っている場合には合同保育日誌の作成が必要である。	1 指導計画に基づく保育が十分であるか。 2 指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図っているか。 3 保育日誌を作成しているか。 4 保育日誌の記録は十分か。 0・1歳児は個人別記録も作成しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(3)ア、イ、ウ (1) 保育所保育指針第1章3(3)エ、(5)イ (1) 認可条例第19条 (2) 運営条例第49条 (3) 運営条例第50条により準用第12条 (4) 保育所保育指針第1章3(3)エ	(1) 指導計画に基づく保育が不十分である。 (2) 職員による役割分担と協力体制が不十分である。 (1) 指導計画に基づく保育の内容の見直し、改善が不十分である。 (1) 保育日誌を作成していない。 (1) 保育日誌の記録内容が不十分である。	B B C B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等(準拠を含む)	評価事項	評価
(7)保育内容等の評価	<p>1 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。</p> <p>① 保育士等による自己評価に当たっては、乳幼児の活動内容やその結果だけでなく、乳幼児の心の育ちや意欲、取り組む過程などに十分配慮するよう留意すること。</p> <p>② 保育士等は、自己評価における自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、地域型保育事業所全体の保育の内容に関する認識を深めること。</p> <p>2 地域型保育事業所は、自らその行う児童福祉法第6条の3に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>地域型保育事業所の自己評価は、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえて行い、結果を公表するよう努めなければならない。</p> <p>地域型保育事業所が自己評価を行うに当たっては、地域の実情や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解をもって取り組むよう留意すること。</p> <p>3 地域型保育事業所は、評価の結果を踏まえ、当該地域型保育事業所の保育の内容等の改善を図ること。</p> <p>保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価及びこれに基づく改善という一連の取組により、保育の質の向上が図られるよう、全職員が共通理解をもって取り組むことに留意すること。</p> <p>参考 保育所における自己評価ガイドライン(令和2年3月厚生労働省)</p>	<p>1 保育士等の自己評価を行い、専門性の向上や保育実践の改善を行っているか。</p> <p>2 地域型保育事業所の自己評価を行っているか。</p> <p>3 評価の結果を踏まえ、保育の内容等の改善を図っているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章3(4)ア、(5)</p> <p>(1) 認可条例第5条第3項 (2) 運営条例第45条第1項 (3) 保育所保育指針第1章3(4)イ、(5)第5章1(2)</p>	<p>(1) 保育士等の自己評価を行わず、専門性の向上や保育実践の改善を行っていない。</p> <p>(1) 地域型保育事業所の自己評価を行っていない。</p> <p>(1) 評価結果を踏まえ、保育の内容等の改善を図っていない。</p>	<p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
(8)保育の体制 ア 保育時間、開所時間及び開所日数	<p>地域型保育事業における保育時間は、原則として一日につき8時間とし、乳幼児の保護者の労働時間、家庭の状況等を考慮し、地域型保育事業所の長がこれを定めること。</p> <p>地域型保育事業所は、保育を必要とする乳幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設であり、理由なく休所することは許されない。保育を必要とする乳幼児がいるにもかかわらず、保育時間を短縮し、個別的な配慮をすることなく一斉に降園させることも認められない。また、家庭保育を依頼することも適切ではない。</p> <p>休所又は一部休所(地域型保育事業所としては開所しているが、一部の乳幼児を休ませている場合をいう。)の理由とは、</p> <p>① 感染症の疾患 ② 非常災害の発生 ③ 「警戒宣言」の発令などである。</p>	<p>1 保育時間、開所・閉所時間、開所日数が適切に設けられているか。</p>	<p>(1) 認可条例第24条、30条、32条、36条、41条、48条</p>	<p>(1) 施設の都合で保育時間を短縮している。</p> <p>(2) 保育時間を定めるに当たって保護者の労働時間等を考慮していない。</p> <p>(3) 全部又は一部休所している。</p> <p>(4) 家庭保育を依頼している。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む)	評価事項	評価
イ 保育士及び保育従事者の配置	<p>保育に直接従事する職員は、乳幼児の定員及び利用乳幼児のそれぞれについて、認可条例および留意事項通知(「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(平成28年8月23日府子本第571号、雇児発0823第1号通知をいう。以下同じ。))における基本分単価に定める計算式により算出し、いずれか多い方の員数とする。</p> <p>小規模保育事業A型及びB型、事業所内保育事業については、常勤の保育士(法18条の18第1項の登録を受けた者又は認可条例第29条第3項、31条第3項、44条第3項、47条第3項に定める者に限る。)が各組や各グループに1人以上(乳児を含む組又はグループにかかる認可条例上の保育士定数が2人以上の場合は、2人以上)配置されていること。</p>	<p>1 保育士を適正に配置しているか。</p> <p>2 常勤の保育士が各組や各グループに1人以上配置されているか。</p>	<p>(1) 認可条例第23条、29条、34条、39条、44条、47条、附則第6条から第9条</p> <p>(2) 運営条例第47条第1項、2項</p> <p>(3) 留意事項通知別紙5Ⅱ1(2)(ア)、別紙6Ⅱ1(2)(ア)、別紙7Ⅱ1(2)(ア)、別紙8Ⅱ1(2)(ア)、別紙9Ⅱ1(2)(ア)</p> <p>(1) 公定価格に関するFAQ NO.9</p> <p>(2) 子発0319第1号通知</p>	<p>(1) 認可条例及び留意事項における基本分単価に定める職員を配置していない。</p> <p>(2) その他不適正な事項がある。</p> <p>(1) 常勤の保育士を各組や各グループに1人(場合により2人)以上配置していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
(9)整備すべき帳簿	<p>1 児童出欠簿は、入退所の状況又は各種報告の基礎になるものであり、全ての乳幼児について毎日正確に記録し、また、常に保管場所を明らかにしておく必要がある。</p> <p>2 児童票には、個々の乳幼児の状態を把握するものとして乳幼児の保育経過記録と、乳幼児の保育上必要な最低限の家庭の状況等の参考記録が必要である。</p>	<p>1 児童出欠簿を作成しているか。</p> <p>2 児童票を作成しているか。</p>	<p>(1) 認可条例第19条</p> <p>(2) 運営基準第49条</p> <p>(3) 運営基準第50条により準用第12条</p> <p>(1) 認可条例第19条</p> <p>(2) 運営基準第49条</p> <p>(3) 運営基準第50条により準用第12条</p> <p>(4) 保育所保育指針第1章3(3)エ</p>	<p>(1) 児童出欠簿を作成していない。</p> <p>(2) 児童出欠簿の記録が不十分である。</p> <p>(1) 児童票を作成していない。</p> <p>(2) 児童票の記録が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
(10)保護者との連携	<p>地域型保育事業所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとるとともに、保育の内容等につき、当該保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。</p> <p>日常の保育に関連した様々な機会を活用し乳幼児の日々の様子の伝達や収集、地域型保育事業所保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めること。なお、3歳未満児については、連絡帳を備えること。</p>	<p>1 保護者との連携は十分か。</p>	<p>(1) 認可条例第26条、30条、32条、36条、41条、48条</p> <p>(2) 運営条例第50条により準用第17条</p> <p>(3) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)第2章1(3)、4(3)第3章1(1)、(3)第4章2(1)ア</p>	<p>(1) 保護者との連絡体制ができていない。</p> <p>(2) 保護者との連絡が不十分である。</p> <p>(3) 緊急時の連絡先の把握が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む)	評価事項	評価
(11)連携 ア 連携施設への連携 (居宅訪問型保育事業を除く)	地域型保育事業者は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、地域型保育事業者による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。 当該地域型保育事業者により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	1 連携施設を確保しているか。 2 保護者の希望に基づき、引き続き連携施設において受け入れて教育または保育を提供する体制が取れているか。	(1) 認可条例第6条 (2) 運営条例第42条 (3) 運営条例第50条により準用第11条	(1) 連携施設が確保されていない。 (2) 連携施設において引き続き教育または保育を提供する体制が取れていない。	C C
イ 居宅訪問型保育事業	居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の区の指定する施設を適切に確保しなければならない。	1 連携施設を確保しているか。	(1) 運営条例第42条第6項	(1) 連携施設が確保されていない。	C
ウ 小学校との連携	1 居宅訪問型保育事業においては、居宅訪問型保育事業保育が、小学校以降の生活や学習の基礎の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。 2 居宅訪問型保育事業保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」を共有するなど連携を図り、居宅訪問型保育事業保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めること。 3 就学に際し、区市町村の支援の下に、子供の育ちを支えるための資料(保育所児童保育要録)の抄本又は写しを就学先の小学校の校長に送付すること。 なお、作成した保育所児童保育要録の原本等について、その子どもが小学校を卒業するまでの間保存することが望ましい。	1 保育の記録や自己評価に基づいて資料が作成されているか。 2 子供の就学に際し、保育所児童保育要録の写しを地域型保育事業所から小学校へ送付しており、原本を地域型保育事業所に保存しているか。	(1) 運営条例第50条により準用第11条 (2) 保育所保育指針第2章4(2)ア (1) 保育所保育指針第2章4(2)イ (1) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](3)イ (2) 子保発0330第2号通知 (3) 保育所保育指針第2章4(2)ウ	(1) 資料の作成が不十分である。 (1) 保育所児童保育要録が保育所から小学校に送付されていない。	B B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む)	評価事項	評価
2 食事の提供の状況	<p>(地域型保育事業所の特性を生かした食育)</p> <p>乳幼児が豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を取得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。</p> <p>地域型保育事業所における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標としており、乳幼児が生活と遊びの中で、意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う乳幼児に成長していくことを期待するものである。</p> <p>(食育の環境の整備等)</p> <p>日々提供される食事について、食事内容や食事環境に充分配慮すること。また、乳幼児や保護者等に対する献立の提示等食に関する情報の提供や、食事づくり等食に関する体験の機会の提供を行うとともに、「食育」の実践に努めること。</p> <p>乳幼児が自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、乳幼児と調理員との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。</p> <p>ゆとりある時間と、採光や安全性の高い食事の空間を確保し、温かい雰囲気になるよう配慮すること。テーブル、椅子、食器や食具の材質や形などは乳幼児の発達に応じて選択し、食べる場に温かみを感じることができるよう配慮すること。</p> <p>保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で、食に関する取組が進められること。また、区の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。</p> <p>参考 「保育所における食事の提供ガイドライン」、「楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～」(厚生労働省)</p>	<p>1 食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成しているか。</p>	<p>(1) 認可条例第15条 (2) 保育所保育指針第3章2 (3) 子発0331第1号通知 (4) 食育基本法 (5) 雇児保発第0329001号通知(準拠)</p> <p>(1) 認可条例第15条 (2) 保育所保育指針第3章2(1)ウ (3) 雇児保発第0329001号通知(準拠) (4) 子保発0401号第2号通知</p>	<p>(1) 食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成していない。</p>	<p>B</p>
(1)食育計画	<p>乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。</p> <p>作成に当たっては、柔軟で発展的なものとなるように留意し、同時に、各年齢を通して一貫性のあるものとする必要がある。</p> <p>食育の計画を踏まえて実践が適切に進められているかどうかを把握し、次の食育の資料とするため、その経過や結果を記録し、自己の食育実践を評価し、改善するように努めることが必要である。</p>				

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む)	評価事項	評価
(2)食事計画と献立業務 ア 食事計画	<p>1 食事の提供に当たっては、乳幼児の発育・発達状況、栄養状態、生活状況等について把握し、提供する食事の量と質についての計画(以下「食事計画」という。)を立てること。食事計画について、「食事による栄養摂取量の基準」を活用する場合には、地域型保育事業所や乳幼児の特性に応じた適切な活用を図ること。</p> <p>2 乳幼児の性、年齢、発育・発達状況、栄養状態、生活状況等を把握・評価し、提供することが適当なエネルギー及び栄養素の量(以下「給与栄養量」という。)の目標を設定するよう努めること。</p> <p>屋食など1日のうち特定の食事を提供する場合には、対象となる乳幼児の生活状況や栄養摂取状況を把握、評価した上で、1日全体の食事に占める特定の食事から摂取されることが適当とされる給与栄養量の割合を勘案し、その目標を設定するよう努めること。</p> <p>3 献立作成、調理、盛りつけ・配膳、喫食等各場面を通して関係する職員が多岐にわたることから、定期的に施設長を含む関係職員による情報の共有を図るとともに、常に施設全体で、食事計画・評価を通して食事の提供に係る業務の改善に努めること。</p>	<p>1 食事による栄養摂取量の基準を活用した食事計画を策定しているか。</p> <p>2 給与栄養量の目標を設定しているか。</p> <p>3 定期的に施設長を含む関係職員が参加の上、給食(献立)会議等による情報の共有を図っているか。</p>	<p>(1) 認可条例第15条 (2) 子発0331第1号通知 (3) 子母発0331第1号通知(準拠) (4) 食事による栄養摂取量の基準</p> <p>(1) 認可条例第15条 (2) 子発0331第1号通知 (3) 子母発0331第1号通知(準拠)</p> <p>(1) 子母発0331第1号通知3 (2)(準拠)</p>	<p>(1) 食事による栄養摂取量の基準を活用した食事計画を策定していない。</p> <p>(1) 給与栄養量の目標を設定していない。</p> <p>(1) 定期的に施設長を含む関係職員参加の上、給食(献立)会議による情報の共有を図っていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
イ 献立の作成	<p>地域型保育事業所において、乳幼児に食事を提供するに当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに児童の身体的状況及び嗜好を考慮するとともに、可能な限り変化に富み、乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有する献立によらなければならない。</p> <p>献立作成に当たっては、乳幼児の食に関する嗜好や体験が広がりかつ深まるよう、季節感や地域性等を考慮し、品質が良く、多様な食品や料理の組み合わせにも配慮すべきであり、簡易な食事の提供は認められない。簡易な食事の提供とは、米飯の外注・既製品の多用・副食の一部外注のほか、パンと牛乳・カップラーメンなどの調理の手間を省いている食事をいう。</p> <p>献立作成に当たっては、乳幼児の咀嚼や嚥下機能、食具使用の発達状況等を観察し、その発達を促すことができるよう、食品の種類や調理方法に配慮すること。</p> <p>日々提供される食事については、食事内容や食事環境に十分配慮すること。また、乳幼児や保護者等に対する献立の提示等食に関する情報の提供や、食事づくり等食に関する体験の機会の提供を行うとともに、将来を見据えた食を通じた自立支援につながる食育の実践に努めること。</p> <p>例示 ・2週間周期以上の献立となっている。 ・誕生会、行事食等が盛り込まれている。 ・四季に応じた食品が使用されている。</p>	<p>1 献立表を適切に作成しているか。</p>	<p>(1) 認可条例第15条 (2) 子発0331第1号通知 (3) 子母発0331第1号通知(準拠)</p>	<p>(1) 献立を作成していない。</p> <p>(2) 予定献立の記載が不十分である。</p> <p>(3) 責任者の関与がない。</p> <p>(4) 簡易な食事の提供の回数が著しく多い、又は継続している。</p> <p>(5) 献立が季節感などを考慮した変化に富む内容になっていない。</p> <p>(6) 既製品(インスタント食品・市販の調理済み製品等)の使用が随所に見られる。</p> <p>(7) おやつが甘味品・菓子類に偏っている。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む)	評価事項	評価
ウ 給食材料の用意、保管	献立で計画されたメニューを可能な限り正確に実施するには、日々食数を把握し、必要量を購入することになる。そして、食品購入(の手続き)受払等は、適切に管理、把握しなければならない。給食規模の大小にかかわらず、発注・払出しは伝票等により把握すること。 原料食品の購入に当たっては、品質、鮮度、汚染状態等に留意する等検収を確実に実施し、事故発生の防止に努めること。	1 給食材料を適切に用意、保管しているか。	(1) 認可条例第15条 (2) 認可条例第19条 (3) 運営条例第49条 (4) 運営条例第50条により準用第12条 (5) 雇児総発第36号通知 (6) 社援施第65号通知 (7) 社援施第97号通知(準拠)	(1) 正当な理由なく献立に従って食品を購入していない。 (2) 数量に大幅な違いがみられる。 (3) 発注書・納品書がない、又は不十分である。 (4) 発注に当たって責任者の関与がない。 (5) 食品材料の検収を全く行っていない。 (6) 在庫食品の受払を把握していない、又は不十分である。	C C B B C B
(3)食事の提供					
ア 献立に基づく提供	調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。	1 あらかじめ作成された献立に従って食事を提供しているか。 2 食事の提供に関する記録(給食日誌、実施献立等)を作成しているか。	(1) 認可条例第15条 (2) 認可条例第19条 (3) 運営条例第49条 (4) 運営条例第50条により準用第12条	(1) 正当な理由なく、献立に従って食事を提供していない。 (1) 食事の提供に関する記録を作成していない。 (2) 実施献立の記載内容が不十分である。	C C B
イ 乳幼児の状況に応じた配慮	1 一人一人の乳幼児の生活リズム、発達過程、保育時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な食事がとれるようにすること。 体調不良、食物アレルギー、障害のある乳幼児など、一人一人の乳幼児の心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。 2 「食事による栄養摂取量の基準」は、乳児、1～2歳児、3～5歳児の各段階で給与栄養目標量を定めているが、3歳未満児は食品の種類・調理方法に乳幼児の身体的状況及び発達段階での咀嚼力向上について考慮する必要がある。 (乳児) 乳児の食事は、個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めていく中で、様々な食品に少しずつ慣れ、食べることを楽しめるよう配慮すること。 健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、離乳食が完了期へと徐々に移行する中で、様々な食品に慣れるようにするとともに、和やかな雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。 乳児保育に関わる職員間の連携や嘱託医との連携を図り、保育所保育指針第3章に示す事項を踏まえ、適切に対応すること。栄養士及び看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。	1 乳幼児の状況に応じた配慮をしているか。 2 乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮をしているか。	(1) 認可条例第15条 (2) 保育所保育指針第1章2(2)イ(イ)④第3章2(2)ウ (1) 保育所保育指針第2章1(2)ア(イ)①③第2章1(2)ア(ウ)②第2章1(3)ウ第2章2(2)ア(イ)②④第2章2(2)ア(ウ)②④ (2) 子発0331第1号通知 (3) 食事による栄養摂取量の基準	(1) 乳幼児の状況に応じた配慮を行っていない。 (2) 乳幼児の状況に応じた配慮が不十分である。 (1) 3歳未満児に対する配慮を行っていない。 (2) 3歳未満児に対する配慮が不十分である。	C B C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む)	評価事項	評価
	<p>(1歳以上3歳未満児)</p> <p>1歳以上3歳未満児の食事は、一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、乳幼児が自分でしようとする気持ちを尊重すること。また、基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、家庭との適切な連携の下で行うようにすること。</p> <p>健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、ゆったりとした雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。</p> <p>参考 「授乳・離乳の支援ガイド」(厚生労働省)</p> <p>3 乳幼児の健康と安全の向上に資する観点から、乳幼児の食物アレルギー等に配慮した食事の提供を行うとともに、食物アレルギー対策に取り組み、食物アレルギーを有する乳幼児の生活がより一層、安心・安全なものとなるよう誤配および誤食等の発生予防に努めること。</p> <p>乳幼児自身が自分の食物アレルギーの状況を自覚し、食物アレルギーを有していることを自身の言葉で伝えることが困難であることなども踏まえ、生活管理指導表等を活用するなどして、状況を把握するとともに、平素より危機管理体制を構築しておくこと。</p> <p>参考 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(厚生労働省)、「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」、「保育園・幼稚園・学校における食物アレルギー日常生活・緊急時対応ガイドブック」(東京都福祉保健局)</p>	<p>3 食物アレルギーに配慮した食事の提供を行っているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針 第2章1(2)ア(ウ)② 第2章2(2)ア(ウ)②</p> <p>(2) 子発0331第1号通知</p>	<p>(1) 食物アレルギー対策を適切に行っていない。</p> <p>(2) 食物アレルギー対策が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
ウ 食事の中止等	<p>食事は主食、副食及び間食を毎日提供する必要がある。理由なく、園外保育や愛情弁当と称して、保護者全員の同意が得られないまま食事を提供しないことは、一種の保護者負担を強要することである。</p> <p>なお、食事の中止等の理由とは、</p> <p>① 感染症の発生に伴う保健所の指示</p> <p>② 調理室の改築・修繕等</p> <p>③ 非常災害等で給食することが不可能などである。</p>	<p>1 施設の都合で食事を中止していないか。</p>	<p>(1) 認可条例第15条</p> <p>(2) 保育所保育指針 第1章2(2)イ(イ)④ 第2章3(2)ア(イ)⑤</p> <p>(3) 子母発0331第1号通知(準拠)</p>	<p>(1) 食事の提供を中止している。</p> <p>(2) 間食を提供していない。</p> <p>(3) その他不適正な事項がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等(準拠を含む)	評価事項	評価
(4)衛生管理	参考 衛食第201号(最終改正:令和4年2月7日)				
ア 検便	<p>食事の提供で最も留意しなければならないことは、衛生上の安全対策であり、調理や調乳を行う者については、施設における衛生管理及び食中毒予防を徹底しなければならない。特に、赤痢、サルモネラやO157等の感染症・食中毒の予防は極めて重要であり、調理従事者及び調乳担当者については、月1回以上の検便を実施すること。また、雇入れの際及び調理又は調乳業務への配置換えの際の検便を適切に実施し、検便結果を確認した上で調理又は調乳業務に従事させること。</p> <p>検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めることとし、10月から3月までの間には月1回以上または必要に応じてノロウィルスの検便検査に努めること。</p>	<p>1 調理従事者及び調乳担当者の月1回以上の検便を適切に実施及び確認の上従事させているか(雇入れの際及び調理又は調乳業務への配置換えについても同様に行っているか。)</p> <p>2 検便の検査結果を適切に保管しているか。</p>	<p>(1) 食品衛生法第51条、第68条</p> <p>(2) 食品衛生法施行規則第66条の2、別表第17</p> <p>(3) 薬生食監発0805第3号通知</p> <p>(4) 認可条例第17条第4項</p> <p>(5) 雇児総発第36号通知</p> <p>(6) 児企第16号通知</p> <p>(7) 社援施第65号通知</p> <p>(8) 雇児発第0120001号通知</p> <p>(9) 労働安全衛生規則第47条・第51条</p> <p>子総発0831第1号通知</p>	<p>(1) 調理従事者及び調乳担当者の検便を適切に行っていない。</p> <p>(2) その他不十分な事項がある。(検査項目不足等)</p> <p>(1) 検査結果を適切に保管していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>
イ 調理従事者の健康チェック及び調理室等の点検	<p>調理従事者及び調乳担当者は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意し、下痢、嘔吐、発熱などの症状があった時、手指等に化膿創があった時は調理作業に従事しないこと。下痢又は嘔吐等の症状がある調理従事者及び調乳担当者については、直ちに医療機関を受診し、感染性疾患の有無を確認すること。</p> <p>施設長等の責任者は、施設の衛生管理に関する責任者(以下「衛生管理者」という。)に調理室等の衛生管理の点検作業を行わせるとともに、そのつど点検結果を報告させ、適切に点検が行われたことを確認して記録を保管すること。</p> <p>施設長等の責任者は、衛生管理者に毎日作業開始前に、各調理従事者等及び各調乳担当者の健康状態を確認させ、その結果を記録させること。</p> <p>調理室、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずること。</p>	<p>1 調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを毎日行い記録しているか。</p> <p>2 調理室、食材等の衛生管理は適切か。</p>	<p>(1) 食品衛生法第51条、第68条</p> <p>(2) 食品衛生法施行規則第66条の2、第66条の3、別表第17、別表第18</p> <p>(3) 食品衛生法施行令第34条の2</p> <p>(4) 薬生食監発0805第3号通知</p> <p>(5) 雇児総発第36号通知</p> <p>(6) 社援施第65号通知</p> <p>(7) 子総発0831第1号通知</p> <p>(1) 食品衛生法第51条、第68条</p> <p>(2) 食品衛生法施行規則第66条の2、第66条の3、別表第17、別表第18</p> <p>(3) 食品衛生法施行令第34条の2</p> <p>(4) 薬生食監発0805第3号通知</p> <p>(5) 認可条例第5条第6項</p> <p>(6) 認可条例第14条</p> <p>(7) 雇児総発第36号通知</p> <p>(8) 社援施第65号通知</p> <p>(9) 児発第669号通知</p> <p>(10) 子総発0831第1号通知</p>	<p>(1) 調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを行っていない。(下痢、嘔吐、発熱、手指の傷・化膿創等)</p> <p>(2) 調理従事者及び調乳担当者の健康チェックが不十分である。</p> <p>(1) 調理室の衛生管理が不適切である。</p> <p>(2) 衛生管理の自主点検を行い、記録していない。</p> <p>(3) 食材及び食器等の洗浄及び保管が不適切である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む)	評価事項	評価
ウ 食中毒事故対策	<p>1 食中毒事故の発生防止については、新鮮な食品の入手、適温管理をはじめ、特に調理、盛りつけ時の衛生(なま物はなるべく避け、加熱を十分行う、盛りつけは手で行わない等)には十分留意すること。また、調理後はなるべく速やかに喫食させるようにし、やむを得ない場合は冷蔵保存等に努めること。</p> <p>食中毒の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。</p> <p>施設内外の適切な環境の維持に努めるとともに乳幼児及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにすること。また、職員は衛生知識の向上に努めること。</p>	1 食中毒事故の発生予防を行っているか。	<p>(1) 食品衛生法第51条、第68条</p> <p>(2) 食品衛生法施行規則第66条の2、第66条の3、別表第17、別表第18</p> <p>(3) 食品衛生法施行令第34条の2</p> <p>(4) 厚生食監発0805第3号通知</p> <p>(5) 認可条例第14条</p> <p>(6) 保育所保育指針第3章3</p> <p>(7) (1)</p> <p>(8) 社援施第97号通知(準拠)</p> <p>(9) 雇児発第0120001号通知 子総発0831第1号通知</p>	<p>(1) 食中毒事故の発生予防を行っていない。</p> <p>(2) 食中毒事故の発生予防が不十分である。</p>	C
	2 検食を食事提供前に行い、異味、異臭その他の異常が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講ずること。	2 検食を適切に行っているか。	(1) 雇児総発第0307001号通知	<p>(1) 検食を行っていない。</p> <p>(2) 検食の実施方法が不十分である。</p> <p>(3) 検食の記録を作成していない。</p>	C B B
	3 万一、食中毒事故が発生した場合、あるいはその疑いが生じた場合には医師の診察を受けるとともに、速やかに最寄りの保健所に連絡を取り指示を仰ぐなどの措置を取り、事故の拡大を最小限にとどめるように徹底すること。	3 食中毒事故が発生した場合の事後対策がとられているか。	<p>(1) 保育所保育指針第3章3</p> <p>(2) (1)</p> <p>(3) 社援施第97号通知(準拠)</p> <p>(4) 雇児発第0222001号通知 雇児企第26号通知</p>	<p>(1) 食中毒事故が発生した場合の事後対策がとられていない。</p> <p>(2) 食中毒事故が発生した場合の事後対策が不十分である。</p>	C B
	<p>4 食中毒事故の原因究明のため、検査用保存食を保存すること。</p> <p>原材料及び調理済み食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔容器(ビニール袋等)に密封して入れ、-20℃以下で2週間以上保存すること。原材料は、特に洗浄、殺菌等を行わず、購入した状態で保存すること。</p> <p>なお、果物やトマトなど、生食する場合、原材料は、検査用保存食として保存せず、消毒したうえで、50グラム、提供する状態のものを検査用保存食として保存すること。</p>	4 検査用保存食を適切に保存しているか。	<p>(1) 子総発0831第1号通知</p> <p>(2) 給食供給の届出及び衛生基準に関する取扱要綱第3条</p> <p>(3) 5豊子保発第1202号通知</p>	<p>(1) 検査用保存食を保存していない。</p> <p>(2) 検査用保存食の保存方法・保存期間等が一部不適切である。</p>	C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む)	評価事項	評価
(5)給食供給者の届出等 ア 給食供給者の届出	給食供給者は、給食施設における食事の供給を開始した日から10日以内に、1回20食以上食事を供給する場合は知事に、1回20食未満食事を提供する場合には、豊島区保育主管課に届け出なければならない。給食供給者とは、学校、病院、社会福祉施設等において特定多数人に対して、同一の施設等で週1回以上継続的に1回20食以上又は1日50食以上の食事を供給する者のほか、地域型保育事業者の給食施設において、食事を供給する者をいう。	1 給食供給者の届出をしているか。	(1) 食品衛生法第57条、第68条 (2) 食品衛生法施行規則第70条の2 (3) 薬生食監発0805第3号通知 (4) 給食供給の届出及び衛生基準に関する取扱要綱第1条、第2条	(1) 給食供給者の届出をしていない。	B
イ 食品衛生責任者の選任	給食供給者は、施設ごとに自ら食品衛生責任者となるか、又は当該施設における従事者のうちから食品衛生責任者1名を定めて置かなければならない。 食品衛生責任者は、栄養士、調理師又は食品衛生責任者のための講習会の受講修了者等に該当し、常時、施設、食品の取扱い等を管理できる者のうちから選任されなければならない。	1 食品衛生責任者を選任しているか。	(1) 食品衛生法施行規則第66条の2、別表17 (2) 薬生食監発0805第3号通知	(1) 食品衛生責任者を選任していない。	B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む)	評価事項	評価
(6)調理業務委託	<p>調理業務については、地域型保育事業所が責任を持って行えるよう施設の職員により行われることが原則であり、望ましい。しかしながら、施設の管理者が業務上必要な注意を果し得るような体制及び契約内容により、施設職員による調理と同様な食事の質が確保される場合には、保育内容の確保につながるよう十分配慮しつつ、当該業務を第三者に委託することは差し支えない。</p> <p>調理業務を委託する場合は、地域型保育事業所や保健所、区等の栄養士により、献立等について栄養面での指導を受けられるような体制にあるなど栄養面での配慮をするほか、児発第86号通知を順守すること。</p> <p>また、契約内容、施設と受託業者との業務分担及び経費負担を明確にした契約書を取り交わすこと。契約書には、以下の事項を含めること。</p> <p>① 受託業者に対して、施設側から必要な資料の提出を求めることができること。</p> <p>② 受託業者が契約書で定めた事項を誠実に履行しないと地域型保育事業所が認めたとき、その他受託業者が適正な給食を確保する上で支障となる行為を行ったときは、契約期間中であっても地域型保育事業所側において契約を解除できること。</p> <p>③ 受託業者の労働争議その他の事情により、受託業務の遂行が困難となった場合の業務の代行保証に関すること。</p> <p>④ 受託業者の責任で法定伝染病又は食中毒等の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履行しないため地域型保育事業所に損害を与えた場合は、受託業者は地域型保育事業所に対し損害賠償を行うこと。</p> <p>⑤ 施設における給食の趣旨を十分認識し、適正な給食材料を使用するとともに所要の栄養量が確保される調理を行うものであること。</p> <p>⑥ 調理業務に従事する者の大半は、当該業務について相当の経験を有するものであること。</p> <p>⑦ 調理業務従事者に対して、定期的に、衛生面及び技術面の教育又は訓練を実施するものであること。</p> <p>⑧ 調理業務従事者に対して、定期的に、健康診断及び検便を実施するものであること。</p>	<p>1 調理業務を委託している場合に、適切に行っているか。</p>	<p>(1) 認可条例第23条第1項第1号、第29条第1項、第31条第1項、第34条第1項、第47条第1項</p> <p>(2) 児発第86号通知(準拠)</p> <p>(3) 児発第471号通知別紙1-2(2)第2[共通事項](7)</p>	<p>(1) 調理業務委託契約書を作成していない。</p> <p>(2) 調理業務委託契約書に必要な事項が盛り込まれていない。</p> <p>(3) 食事の質が確保されていない。</p> <p>(4) 施設内の調理室を使用して調理していない。</p> <p>(5) 栄養面での配慮がされていない。</p> <p>(6) 施設が行う業務を行っていない。</p> <p>(7) 施設が行う業務が不十分である。</p> <p>(8) その他児発第86号通知に違反している事項がある。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む)	評価事項	評価
(7)食事の外部搬入	<p>1 地域型保育事業所は、乳幼児に食事を提供するときは、当該地域型保育事業所で調理する方法により行うことが原則である。</p> <p>しかしながら、次の各号に掲げる要件を満たす地域型保育事業者の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し、搬入する方法により提供することができる。ただし、当該地域型保育事業で行うべき調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>① 利用乳幼児に対し食事を提供する責任が当該地域型保育事業者にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>② 当該地域型保育事業所等又は他の施設、保健所、区等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導を受ける等、必要な配慮が行われること。</p> <p>③ 調理業務の受託者を、当該地域型保育事業者による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等に適切に対応できる者とする。</p> <p>④ 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>① 連携施設</p> <p>② 当該地域型保育事業者と同一の法人または関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等</p> <p>③ 学校給食法第3条第2項に規定する義務教育諸学校</p>	<p>1 食事を外部搬入により提供している場合に、適切に行っているか。</p>	<p>(1) 認可条例第15条第1項</p> <p>(2) 認可条例第16条</p>	<p>(1) 条例で定める基準を満たさずに、当該施設外で調理し、搬入している。</p>	C
<p>3 健康・安全の状況</p> <p>(1)保健計画</p>	<p>乳幼児の健康及び安全は、乳幼児の生命の保持と健やかな生活の基本であり、地域型保育事業所においては、一人一人の乳幼児の健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、地域型保育事業所全体における健康及び安全の確保に努めることが重要となる。</p> <p>また、乳幼児が、自らの体や健康に関心を持ち、心身の機能を高めていくことが大切である。</p> <p>乳幼児の健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の乳幼児の健康の保持及び増進に努めていくこと。</p>	<p>1 保健計画を作成しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第3章</p> <p>(1) 保育所保育指針第3章1(2)ア</p>	<p>(1) 保健計画を作成していない。</p>	B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等(準拠を含む)	評価事項	評価
(2)乳幼児健康診断	<p>地域型保育事業所は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p> <p>乳幼児の心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、活用するとともに、保護者に連絡し、保護者が乳幼児の状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。</p>	<p>1 健康診断を適切に行っているか。</p> <p>2 健康診断の記録を作成しているか。</p> <p>3 保護者と健康診断結果について連絡をとっているか。</p>	<p>(1) 認可条例第17条 (2) 学校保健安全法第11条、13条、第17条 (3) 学校保健安全法施行令 (4) 学校保健安全法施行規則 (5) 保育所保育指針第3章1(2)イ (6) 児発第284号通知</p> <p>(1) 認可条例第17条第3項 (2) 保育所保育指針第3章1(2)イ</p> <p>(1) 認可条例第26条、30条、32条、36条、41条、48条 (2) 運営条例第50条により準用第17条 (3) 保育所保育指針第3章1(2)イ</p>	<p>(1) 利用開始時の健康診断を行っていない。 (2) 健康診断を年2回行っていない。 (3) 実施時期・方法等が不適切である。</p> <p>(1) 乳幼児の健康診断の実施状況とその結果を記録していない。 (2) 健康診断記録が不十分である。</p> <p>(1) 保護者と連絡をとっていない。 (2) 保護者との連絡が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
(3)健康状態の把握	<p>1 一人一人の乳幼児の平常の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応すること。</p> <p>保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて乳幼児の状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切な対応を図ること。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。</p> <p>2 乳幼児の心身の状態に応じて保育するために、乳幼児の健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時把握すること。</p>	<p>1 日々の健康状態を観察しているか。</p> <p>2 必要に応じ、保護者に連絡をしているか。</p> <p>3 身長、体重等の測定を定期的に行っているか。</p>	<p>(1) 運営条例第41条 (2) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)①第3章1(1)イ</p> <p>(1) 認可条例第26条、30条、32条、36条、41条、48条 (2) 運営条例第50条により準用第18条 (3) 保育所保育指針第3章1(1)イ</p> <p>(1) 運営条例第41条 (2) 保育所保育指針第3章1(1)ア</p>	<p>(1) 日々の健康状態を観察していない。 (2) 日々の健康状態の観察が不十分である。</p> <p>(1) 保護者と連絡をとっていない。 (2) 保護者との連絡が不十分である。</p> <p>(1) 身長、体重等の測定を定期的に行っていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>
(4)虐待等への対応	<p>乳幼児の心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、区(児童相談所)や関係機関(嘱託医、福祉事務所、児童委員、保健所等)と連携し、児童福祉法第25条に基づき適切な対応を図ること。</p> <p>また、虐待が疑われる場合には、速やかに区(児童相談所)に通告し、適切な対応を図ること。</p>	<p>1 乳幼児の虐待の早期発見のために子供の心身の状態等を観察しているか。</p> <p>2 虐待が疑われる場合や不適切な養育の兆候が見られる場合に、適切に対応しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第3章1(1)ウ、第4章2(3)イ (2) 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条 (3) 児童福祉法第25条 (4) 豊島区子どもの権利権利に関する条例第17条 (5) 子発0228第2号通知 (6) 子発0228第3号通知</p>	<p>(1) 児童虐待の早期発見のために乳幼児の心身の状態等を観察していない。 (1) 適切に対応していない。 (2) 関係機関との連携が図られていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む)	評価事項	評価
(5)疾病等への対応 ア 体調不良・傷害	<p>保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、乳幼児の状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や乳幼児のかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。</p>	1 体調不良等への対処を適切に行っているか。	(1) 認可条例第14条、第26条、30条、32条、36条、41条、48条 (2) 運営条例第50条により準用第18条 (3) 保育所保育指針第3章1(3)ア	(1) 体調不良等への対処を適切に行っていない。	C
イ 感染症	<p>感染症の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。 最も重要な対策は手洗い等により手指を清潔に保つことである。適切な手洗いの手順に従って、丁寧に手洗いをすることが接触感染対策の基本であり、そのためには、全ての職員が正しい手洗いの方法を身につけ、常に実施する必要がある。 乳幼児の年齢に応じて、手洗いの介助を行うことや適切な手洗いの方法を指導することが大切である。 タオルの共用は絶対に行わず、ペーパータオルを使用することが望ましい。</p> <p>(感染症予防対策の例) ・タオル、コップ等を共用していないか。 ・食事の直前及び排便又は排便の世話をした直後は、石鹸を使って流水で十分に手指を洗っているか。 ・ビニールプール等で水遊びをする際に、下痢気味の乳幼児等を水に入れていないか。</p> <p>参考 保育所における感染症対策ガイドライン(平成30年3月(2023(令和5)年5月一部改訂子ども家庭庁)</p> <p>地域型保育事業所は、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的にも実施するように努めなければならない。</p> <p>感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、区、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する地域型保育事業所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。</p>	1 感染症の予防対策を講じているか。	(1) 認可条例第14条 (2) 保育所保育指針第3章1(3)イ (3) 雇児発第0222001号通知	(1) 感染症予防対策を適切に行っていない。 (2) 感染症予防対策が不十分である。	C B
		2 利用前の既往歴及び予防接種等の状況を把握しているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(3)	(1) 利用前の既往歴及び予防接種等の状況を把握していない、又は不十分である。	B
		3 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的にも実施するように努めているか。	(1) 認可条例第14条第2項	(1) 感染症及び食中毒の予防等について定期的に研修・訓練を実施していない。	B
		4 感染症発生時にまん延防止対策を講じているか。 再発防止対策に、園全体で取組んでいるか。	(1) 認可条例第14条 (2) 保育所保育指針第3章1(3)イ (3) 雇児発第0222001号通知	(1) まん延防止対策を講じていない。 (2) まん延防止対策が不十分である。	C B
		5 感染症発生時には、速やかに地域の医療機関と連携し、また保健所等へ報告しているか。	(1) 雇児発第0222001号通知	(1) 地域の医療機関や保健所等との連携・報告が行われていない、又は不十分である。	B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む)	評価事項	評価
ウ アレルギー疾患	<p>アレルギー疾患を有する乳幼児の保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該施設の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。</p> <p>(対策例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活管理指導表により、保護者等と情報を共有する。 ・生活管理指導表に基づいた対応について、保育士等が保護者と面談を行い、相互の連携を図る。 ・誤食事故は、注意を払っていても、日常的に発生する可能性があることを踏まえ、食器の色を変える、座席を固定する、食事中に保育士等が個別的な対応を行うことができるようにする等の環境面における対策を行う。 <p>参考 保育所保育指針 第3章1(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的エラーの対策としては、食事内容を記載した配膳カードを作成し、食物アレルギーを有する子供の調理、配膳、食事の提供までの間に2重、3重のチェック体制をとること、食物アレルギーを有する子供の食器の色などを変えて注意喚起することなどが挙げられる。 <p>参考 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン2019年改訂版(平成31年4月厚生労働省)</p> <p>参考 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府)</p>	<p>1 アレルギー疾患への対応を適切に行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活管理指導表等により、保護者等と情報を共有しているか。 ・食器の色を変える、座席を固定する、食事中に保育士等が個別的な対応をとる等、安全性を最優先とした対策がとられているか。 ・全職員を含め、関係者の共通理解の下で、組織的に対応しているか。施設長、調理員や栄養士等の専門職、保育士等が乳幼児の現状を把握し、保護者と面談等を行い、相互の共通理解及び連携を図っているか。 	<p>(1) 保育所保育指針第3章1(3)ウ 第3章2(2)ウ (2) 第3章3(2)ア、イ (3) 児発第418号通知 (4) 雇児総発第402号通知 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)</p>	<p>(1) アレルギー疾患への対応を適切に行っていない。 (2) アレルギー疾患への対応が不十分である。</p>	<p>C B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む)	評価事項	評価
(6)乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止	<p>乳児は、疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。</p> <p>乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止の観点から、医学上の理由を除いてうつぶせ寝を避け、仰向けに寝かせ、睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察するなどの基本事項を順守すること。</p> <p>1歳以上であっても乳幼児の発達状況により、仰向けに寝かせること。また、預かり始めの乳幼児については特に注意し、きめ細かな見守りが重要である。</p> <p>(対策例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の顔が見える仰向けに寝かせる。 ・照明は、乳幼児の顔色が観察できる程度の明るさを保つ。 ・乳幼児の顔色、呼吸の状態をきめ細かく観察する。(0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい。) ・睡眠前には口の中に異物等がないかを確認する。 ・柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。 ・ヒモ及びヒモ状のものをそばに置かない。 ・厚着をさせすぎない。暖房を効かせすぎない。 ・乳幼児のそばを離れない。機器の使用の有無にかかわらず、必ず職員がそばで見守る。乳幼児を1人にしない。(乳幼児だけにしない。) ・保育室内は禁煙とする。 <p>参考 「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」からの注意喚起について(平成29年12月18日付内閣府子ども・子育て本部参事官付・文部科学省初等中等教育局乳幼児教育課・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p>	<p>1 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じているか。</p> <p>・乳幼児の顔が見える仰向けに寝かせる、乳幼児の顔色・呼吸の状態をきめ細かく観察する、厚着をさせすぎない、職員がそばで見守る等、睡眠中の事故防止対策が講じられているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第2章1(3)ア第3章1(3)イ第3章3(2)ア、イ</p> <p>(2) 児発第418号通知</p> <p>(3) 雇児総発第402号通知</p> <p>(4) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)・第2[共通事項](2)</p> <p>(5) 27福保子保第3650号通知</p> <p>(6) 30福保子保第3635号通知</p>	<p>(1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じていない。</p> <p>(2) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
		<p>2 睡眠時チェック表を作成しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ</p> <p>(2) 児発第418号通知</p> <p>(3) 雇児総発第402号通知</p> <p>(4) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)・第2[共通事項](2)</p> <p>(5) 27福保子保第3650号通知</p> <p>(6) 30福保子保第3635号通知</p>	<p>(1) 睡眠時チェック表を作成していない。</p> <p>(2) 睡眠時チェック表の記録が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む)	評価事項	評価
(7)乳幼児の安全確保 ア 事故防止	<p>1 保育中の事故防止のために、乳幼児の心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。</p> <p>事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中、送迎等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、乳幼児の主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。</p> <p>(対策例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所、設備等を把握しているか。 ・窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的に行う。 ・施設・事業者は、あらかじめ点検項目を明確にし、定期的に点検を実施した上で、文書として記録するとともに、その結果に基づいて、問題のある箇所の改善を行い、また、その結果を職員に周知して情報の共有化を図る。 <p>参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の食事に関する情報(咀嚼や嚥下機能を含む発達等)や当日の乳幼児の健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去する。 ・過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用しないことが望ましい。 ・クリスマスや年末年始、節分等の行事の際は、普段とは異なる内容・形態にて食事等の提供がなされていることを踏まえ、事故防止に万全を期すこと。 <p>参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府)</p> <p>「食品の誤嚥による子どもの窒息事故の予防に向けた注意喚起について」(令和3年12月17日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園外保育時は携帯電話等による連絡体制を確保し、複数の保育士が対応する。 ・職員は子供の列の前後(加えて人数に応じて列の中)を歩く、交差点等で待機する際には車道から離れた位置に待機する等のルールを決めて移動する。 ・散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底すること。 ・目的地への到着時や出発時、帰園後の子供の人数確認等の迷子、置き去り防止策を行う。 ・散歩の経路等について、交通量や危険箇所等の点検を行う。 	<p>1 乳幼児の事故防止に配慮しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の心身の状態等を踏まえつつ、年齢、場所、活動内容等に留意し、事故の発生防止に取り組んでいるか。 ・事故発生の防止のための指針の整備等を行っているか。 ・事故発生の防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行っているか。 <p>2 窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検しているか。</p> <p>3 子供の食事に関する情報等を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。</p> <p>4 園外保育時に複数の保育従事職員(うち1人以上は常勤保育士)が対応しているか。</p>	<p>(1) 運営第50条により準用第32条第1項</p> <p>(2) 保育所保育指針 第1章1(4)イ 第1章2(2)ア(イ)② 第3章3(2)ア、イ</p> <p>(3) 児発第418号通知(準拠)</p> <p>(4) 雇児総発第402号通知</p> <p>(5) 児発第471号通知別紙1-2</p> <p>(6) (2)第1-1[保育所](5) 府子本第659号通知</p> <p>(1) 保育所保育指針 第3章3(2)ア、イ</p> <p>(2) 児発第418号通知</p> <p>(3) 雇児総発第402号通知</p> <p>(4) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)</p> <p>(1) 保育所保育指針 第3章3(2)ア、イ</p> <p>(2) 児発第418号通知</p> <p>(3) 雇児総発第402号通知</p> <p>(4) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)</p> <p>(1) 保育所保育指針 第3章3(2)ア、イ</p> <p>(2) 児発第418号通知</p> <p>(3) 雇児総発第402号通知</p> <p>(4) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)</p> <p>(5) 公定価格に関するFAQ NO.9</p> <p>(6) 子発0319第1号通知</p>	<p>(1) 乳幼児の事故防止に配慮していない。</p> <p>(2) 乳幼児の事故防止に対する配慮が不十分である。</p> <p>(1) 定期的に点検していない。</p> <p>(2) 定期的な点検が不十分である。</p> <p>(1) 窒息のリスクとなるものを除去していない。</p> <p>(2) 窒息のリスクとなるものの除去が不十分である。</p> <p>(1) 園外保育時に複数の職員(うち1人以上は常勤保育士)が対応していない。</p> <p>(2) 園外保育時における複数の職員(うち1人以上は常勤保育士)の対応が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む)	評価事項	評価
	<p>・目的地や経路について事前に安全の確認を行い、職員間で情報を共有するとともに、園外活動時の職員体制とその役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等について検討し、必要な対策を実施する。 参考「保育所等での保育における安全管理の徹底について」(令和元年5月10日付内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p> <p>「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」(令和元年6月21日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p> <p>「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について」(令和3年8月25日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p> <p>・プール、水遊びを行う場合は、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えを徹底する。 ・プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置する。 参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府)</p> <p>「保育所等での保育における安全管理の徹底について」(令和元年5月10日付内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p>	<p>5 プール活動等を行う場合は、水の外で監視に専念する職員を配置しているか。</p> <p>6 乳幼児の送迎は保護者等が行うよう周知を徹底しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (2) 雇児総発第418号通知 (3) 雇児総発第402号通知 (4) 府子本第659号通知 雇児第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)</p>	<p>(1) 監視に専念する職員を配置していない。 (2) 監視に専念する職員の配置が不十分である。</p>	<p>C B</p>
	<p>2 乳幼児の登降園は、送迎時における児童の安全確保上、原則として保護者が行うべきことを保護者に徹底する必要がある。また、外部からの人の出入りを確認するとともに、保護者以外のものが迎えに来る場合は、原則としてその都度職員が保護者に確認する必要がある。</p>	<p>7 自動車への乗降車時に、園児の所在を確認しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ、ウ (2) 雇児総発第402号通知別添-2-1(職員の共通理解と所内体制)及び(保育所・障害児通園施設の通所時における安全確保)</p>	<p>(1) 周知していない。 (2) 周知が不十分である。</p>	<p>C B</p>
	<p>3 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼等により、児童の所在を確認しなければならない。</p>	<p>1 損害賠償保険に加入しているか。 2 損害賠償保険の内容が適切か。</p>	<p>(1) 認可条例第7条の3 (1) 運営条例第50条により準用第32条第4項 (2) 雇児発0905第2号通知2(5)</p>	<p>(1) 自動車への乗降車の際に、児童の所在確認をしていない。 (2) 自動車への乗降車の際に、児童の所在確認が不十分である。</p>	<p>C B</p>
イ 損害賠償保険	<p>学校安全会、損害保険に加入することによって、事故に対する補償について万全を期すること。</p>			<p>(1) 損害賠償保険に加入していない。 (1) 損害賠償保険の内容が不適切である。</p>	<p>B B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む)	評価事項	評価
ウ 事故発生時の対応	<p>1 事故により傷害等が発生した場合には、乳幼児の状態等に 応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や乳幼児 のかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等 が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図 ること。 再発防止等に役立てるため、事故の経過及び対応を事故 簿等に記録するとともに施設全体で振り返りを行い、速やか に再発防止策を講じること。 保護者へは、緊急時には早急にまた簡潔に要点を伝え、事 故原因等については、改めて具体的に説明すること。 地域型保育事業所における死亡事故等の重大事故に係る 検証が実施 された場合には、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講 じること。</p> <p>2 次に掲げる事故等が発生した場合には区に報告すること。</p> <p>① 死亡事故</p> <p>② 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病等を伴う重篤 な事故等</p> <p>③ 感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が 生じ、次のア、イ又はウに該当する場合 ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると 疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生し た場合 イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑わ れる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向 を上回る感染症等の発生が疑われ、特に園長が報告を必要 と認めた場合</p> <p>④ 迷子、置き去り、連れ去り等が発生し又は発生しかけた場 合</p> <p>⑤ その他、乳幼児の生命又は身体被害に係る重大な事故に 直結するような事案が発生した場合</p> <p>事故報告の第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生 翌日)、第2報は原則1か月以内程度とし、状況の変化や必 要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分 析や検証等の結果については、でき次第報告すること。</p>	<p>1 事故が発生した場合に適切に対応して いるか。</p> <p>・事故の経過及び対応を事故簿等に記録 しているか。</p> <p>事故が発生した場合又はそれに至る危 険性がある事態が生じた場合に、当該事 実が報告され、その分析を通じた改善策 を職員に周知徹底する体制を整備してい るか。</p> <p>2 報告対象となる事故を区に速やかに報 告しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第3章1(3) ア</p> <p>(2) 認可条例第19条</p> <p>(3) 運営条例第50条により準用 第32条第3項</p> <p>(4) 26福保子保第2984号通知</p> <p>(5) 重大事故の再発防止のた めの事後的な検証通知</p> <p>(6) 児発第471号通知別紙1-2 (2)第1-1[保育所](7)</p> <p>(1) 運営条例第50条により準用 第32条第2項</p> <p>(2) 府子保第912号通知</p> <p>(3) 26福保子保第2984号通知</p> <p>(4) 児発第471号通知別紙1-2 (2)第1-1[保育所](6)</p>	<p>(1) 事故発生後の対応を適切に行っていな い。</p> <p>(2) 事故発生後の対応が不十分である。</p> <p>(1) 事故報告が行われていない。</p> <p>(2) 事故報告が速やかに行われていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

会 計 編

[凡例]

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等(準拠)	略称
1	平成28年3月31日号外厚生労働省令第79号「社会福祉法人会計基準」	会計基準省令
2	平成28年3月31日雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」	運用上の取扱い
3	平成28年3月31日雇児総発0331第7号、社援基発0331第2号、障障発0331第2号、老総発0331第4号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理基準等に関する運用上の留意事項について」	運用上の留意事項
4	平成29年3月29日雇児総発0329第1号、社援基発0329第1号、障企発0329第1号、老高発0329第3号社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて	入札通知
5	平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」	指導監督徹底通知
6	平成29年4月27日雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」	指導監査要綱
7	平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号「社会福祉法人の認可について」別紙2「社会福祉法人定款例」	定款例
8	平成12年12月1日障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号「社会福祉法人の認可について」別紙「社会福祉法人審査要領」	審査要領
9	平成26年10月27日条例第31号「豊島区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」	認可条例
10	平成26年10月27日条例第32号「豊島区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」	運営条例
11	平成28年8月23日府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」	留意事項通知
12	平成27年3月24日子ども家庭部長決定「豊島区特定地域型保育事業扶助要綱」	豊島区特定地域型保育事業扶助要綱
13	平成27年9月3日府子本第254号・雇児発0903第6号通知「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」	経理等通知
14	平成27年9月3日府子本第255号・雇児保発0903第1号通知「『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の取扱いについて」	経理等取扱通知
15	平成27年9月3日府子本第256号・雇児保発0903第2号通知「『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の運用等について」	経理等運用通知
16	令和2年11月19日付2福保子保第3496号通知「『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』に係る都内私立保育所における取扱いについて」	都第3496号通知
17	平成26年12月12日雇児発1212第6号通知「家庭的保育事業等の認可等について」	雇児発1212第6号通知

※社会福祉法人以外の法人については、社会福祉法人を対象とする関係法令および通知等に準拠する。

※地域型保育事業については、別に定めのない場合、認可保育所を対象とする関係法令および通知等に準拠する。

目次

I 社会福祉法人の会計経理

1 会計方法	
(1) 目的及び適用範囲	1
(2) 会計原則	1
(3) 総額表示	1
(4) 会計年度	1
(5) 会計の区分	1
(6) 共通収入支出(収益費用)の配分	2
(7) 内部取引	2
(8) 会計書類の保存	2
(9) 記録の整備	2
(10) その他	2
2 会計管理等	
(1) 経理規程	3
(2) 管理組織の確立	3
(3) 契約締結及び受贈承認に係る権限委任	3
(4) 契約担当者	3
(5) 経理公開	4
(6) その他	4
3 契約	
(1) 経理規程	4
(2) 契約機関	4
(3) 契約方法	4
(4) 契約書の整備	6
(5) その他	6
4 予算	6
5 決算・計算書類等	7
(1) 資金収支計算書	8
(2) 事業活動計算書	9
(3) 貸借対照表	10
(4) 財産目録	11
(5) 計算書類の注記	12
(6) その他	12
6 収益	
(1) 地域型保育給付費	12
(2) 利用者等利用料収益	12
(3) 私的契約利用料	13
(4) その他の事業収益	13
(5) 寄附金	14
(6) 補助金	15
(7) その他	15
7 費用	
(1) 人件費	16
(2) 事業費	16
(3) 事務費	17
(4) その他	18

8 資産	
(1) 資産評価	18
(2) 流動資産	20
(3) 固定資産	22
(4) 減価償却	23
(5) その他	24
9 負債	
(1) 借入金	25
(2) 引当金	26
(3) その他	27
10 純資産	
(1) 基本金	27
(2) 国庫補助金等特別積立金	28
(3) その他の積立金	30
(4) その他	30
11 経理事務処理	
(1) 会計帳簿等	30
(2) 証憑書類	31
(3) 月次管理	31
(4) その他	31
II 共通(社会福祉法人とそれ以外の者)の会計経理	
1 会計の区分	32
2 会計記録の整備	32
3 領収証の交付	32
4 利益供与・利益收受の禁止	32
5 偽りその他不正による收受の禁止	32
6 地域型保育給付費、扶助費の支給条件	32
7 補助金の支給条件	32
8 委託費の弾力運用	
(1) 委託費の相互流用、積立資産の積立て・取崩し、処遇改善等加算の基礎分(以下「改善基礎分」という。)相当額等の支出の要件	33
(2) 積立資産	33
(3) 改善基礎分相当額等の支出	34
(4) その他	34
9 当期末支払資金残高	
(1) 当期末支払資金残高の引継ぎ	35
(2) 前期末支払資金残高の取崩しの処理	35
(3) その他	35
10 次期繰越活動増減差額	
(1) 次期繰越活動増減差額の引継ぎ	36
(2) その他	36
11 貸付金処理	36
12 委託費の管理・運用	36
13 収支計算分析表の提出	36
III 社会福祉法人以外の者の会計経理	
(1) 経理処理等	37
(2) 経理規程(経理規程を制定している者)	37
(3) その他	

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
I 社会福祉法人の会計経理	社会福祉法人が経営する施設等に係る会計経理については、社会福祉法人会計基準(平成28年3月31日厚生労働省令第79号)で定めるところに従い、会計処理を行わなければならない。【※】	※ 指導検査における観点、関係法令等及び評価事項(評価)については、平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」に定めるところによる。			
1 会計方法					
(1) 目的及び適用範囲	会計基準省令で定めるところに従い、会計処理を行い、会計帳簿、計算書類(貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。)、その附属計算書及び財産目録を作成しなければならないが、会計基準省令に定めるもののほか、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行を斟酌しなければならない。 会計基準省令の規定は、社会福祉法人が行う全ての事業を対象とする。	1 会計基準省令で定めるところに従い会計処理が行なわれているか。	1 会計基準省令第1条	1 会計基準省令で定めるところに従い会計処理が行なわれていない。	C
(2) 会計原則	次に掲げる原則に従って、会計処理を行い、計算書類、その附属計算書及び財産目録(以下「計算書類等」という。)を作成しなければならない。	1 会計基準省令で定めるところに従い計算書類等を作成しているか。	1 会計基準省令第2、7条 運用上の留意事項3、7	1 会計基準省令で定めるところに従い計算書類等を作成していない。	C
ア 実性の原則	1 計算書類は、資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態に関する真実な内容を明瞭に表示するものでなければならない。	1 計算書類は、資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態に関する真実な内容を明瞭に表示しているか。	1 会計基準省令第2条第1項第1号	1 計算書類について、資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態に関する真実な内容を明瞭に表示していない。	C
イ 明瞭性の原則					
ウ 正規の簿記の原則	2 計算書類は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならない。	1 計算書類は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づき作成しているか。	1 会計基準省令第2条第1項第2号	1 計算書類が、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づき作成されていない。	C
エ 継続性の原則	3 会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。	1 会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法は、毎会計年度継続して適用しているか。	1 会計基準省令第2条第1項第3号	1 正当な理由なく、会計処理の原則等を変更している。	C
オ 重要性の原則	4 重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができる。		1 会計基準省令第2条第1項第4号 運用上の取り扱い1		
(3) 総額表示	計算書類等に記載する金額は、原則として総額をもって表示しなければならない。	1 計算書類等に記載する金額が、総額をもって表示されているか。	1 会計基準省令第2条の2	1 計算書類等に記載する金額が、総額をもって表示されていない。	C
(4) 会計年度	社会福祉法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。	1 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終了しているか。	1 社会福祉法第45条の23第2項	1 会計年度が、4月1日に始まり、翌年3月31日に終了していない。	C
(5) 会計の区分					
ア 拠点区分	社会福祉法人は計算書類等の作成に関して、実施する事業の会計管理の実態を勘案して会計の区分(以下「拠点区分」という。)を設けなければならない。 拠点区分は、原則として、予算管理の単位とし、一体として運営される施設、事業所又は事務所をもって1つの拠点区分とする。具体的な区分については、法令上の事業種別、事業内容及び実施する事業の会計管理の実態を勘案して区分を設定するものとする。	1 拠点区分は、法令上の事業種別、事業内容及び実施する事業の会計管理の実態を勘案して設定されているか。	1 会計基準省令第7、10条 運用上の取り扱い2 運用上の留意事項4(1)、(2)	1 拠点区分が、法令上の事業種別、事業内容及び実施する事業の会計管理の実態を勘案して設定されていない。	C
イ サービス区分	その拠点区分で実施する事業の内容に応じて区分(以下「サービス区分」という。)を設けなければならない。 また、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び同法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業(以下「保育所等」という。)を営む事業と保育所等で実施される地域子ども・子育て支援事業については、同一のサービス区分として差し支えない。	1 拠点で実施する事業内容に応じてサービス区分を設けているか。	1 会計基準省令第10条第2項 運用上の取り扱い3 運用上の留意事項5(1)、(2)	1 拠点で実施する事業内容に応じてサービス区分を設けていない。	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
ウ 本部の取扱い	本部会計については、法人の自主的な決定により、拠点区分又はサービス区分とすることができる。	1 法人本部会計について当該施設と同一の拠点区分とした場合、サービス区分を設定しているか。	1 運用上の留意事項6	1 法人本部会計を当該施設と同一の拠点区分としているにもかかわらず、サービス区分を設定していない。	C
(6) 共通収入支出(収益費用)の配分	資金収支計算を行うに当たっては、拠点区分又はサービス区分に共通する収入及び支出を合理的な基準に基づいて配分するものとする。 また、事業活動計算を行うに当たっては、拠点区分又はサービス区分に共通する収益及び費用を合理的な基準に基づいて配分するものとする。 当該配分基準は、支出及び費用の項目ごとに、その発生に最も密接に関連する量的基準(例えば、人数、時間、面積等による基準、又はこれらの2つ以上の要素を合わせた複合基準)を選択して適用する。 一度選択した配分基準は、状況の変化等により当該基準を適用することが不合理であると認められるようになった場合を除き、継続的に適用するものとする。 なお、共通する収入及び収益がある場合には、同様の取扱いをするものとする。 共通支出及び費用の具体的な科目及び配分方法は運用上の留意事項別添1のとおりとするが、これによりがたい場合は、実態に即した合理的な配分方法によることとして差し支えない。 また、科目が運用上の留意事項別添1に示すものにならざる場合は、適宜、類似の科目の考え方を基に配分して差し支えない。 なお、どのような配分方法を用いたか分かるように記録しておくことが必要である。	1 共通収入(収益)及び支出(費用)を合理的な基準に基づいて配分しているか。 2 配分基準は、状況の変化等により当該基準を適用することが不合理であると認められるようになった場合を除き、継続的に適用しているか。 3 配分基準の根拠は記録されているか。 4 配分基準を内部で決定しているか。	1 会計基準省令第14条第2項、第20条第2項 2 運用上の取り扱い7 3 運用上の留意事項13(1) 4 運用上の留意事項13(1)	1 共通収入(収益)及び支出(費用)を合理的な基準に基づいて配分していない。 2 配分基準が継続的に適用されていない。(状況の変化等により当該基準を適用することが不合理であると認められるようになった場合を除く。) 3 配分基準の根拠が記録されていない。 4 配分基準を内部で決定していない。	C C B
(7) 内部取引	拠点区分の計算書類においては、サービス区分間取引により生じる内部取引を相殺消去するものとする。	1 サービス区分間取引により生じる内部取引高は、拠点区分資金収支明細書及び拠点区分事業活動明細書において相殺消去されているか。	1 会計基準省令第11条 運用上の取り扱い4	1 サービス区分間取引により生じる内部取引高が、拠点区分資金収支明細書及び拠点区分事業活動明細書において相殺消去されていない。	C
(8) 会計書類の保存	会計基準省令第2条に規定する計算書類及び財産目録は永久に保存し、その他の附属明細書、会計帳簿及び証拠書類は10年間保管しなければならない。	1 会計書類は適切に保管されているか。	1 入札通知2	1 会計書類が適切に保管されていない。	C
(9) 記録の整備	1 特定地域型保育事業者(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問保育事業及び事業所内保育事業を行う者)で確認を受けたものをいう。以下同じ)には、財産及び収支の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。	1 会計帳簿は適切に保管されているか。	1 認可条例第19条	1 会計書類が適切に保管されていない。	C
(10) その他		1 その他会計方法について不適正な事項はないか。		1 その他会計方法について重大な問題がある。 2 その他会計方法について問題がある。	C B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
2 会計管理等					
(1) 経理規程	会計基準省令に基づく適正な会計処理のために必要な事項について経理規程を定めなければならない。	1 経理規程を関係法令等に基づき定めているか。 2 経理規程の内容は適切か。 3 経理規程に従って会計処理が行われているか。	1 運用上の留意事項1(4)定款例34条 2 運用上の留意事項1(4)定款例34条 3 定款例34条	1 経理規程を関係法令等に基づき定めていない。 2 経理規程の内容に不備がある。 3 経理規程に従って会計処理が行われていない。	C B C
(2) 管理組織の確立	予算の執行及び資金等の管理に関しては、あらかじめ運営管理責任者を定める等法人の管理運営に十分配慮した体制を確保すること。 また、会計責任者と出納職員の兼務を避け、内部牽制に配慮した業務分担、自己点検を行う等、適正な会計事務処理に努めること。 ※ 単一拠点区分内で複数の出納職員が任命されている場合には、それぞれの職務内容を明確にする。 会計責任者については理事長が任命することとし、会計責任者は取引の遂行、資産の管理及び帳簿その他の証憑書類の保存等会計処理に関する事務を行い、又は理事長の任命する出納職員にこれらの事務を行わせるものとする。 預金通帳等及び印鑑の管理については、管理者が定められているなど管理が厳正に行われなければならない。	1 会計責任者及び出納職員の任命を理事長が行っていることが書類等で確認できるか。 2 会計責任者と出納職員が兼務となっていないか。 3 預金通帳等及び印鑑の管理者及び保管場所を分離しているか。 4 小切手及び印鑑の管理者及び保管場所を分離しているか。	1 運用上の留意事項1(1)、(2) 2 運用上の留意事項1(2)指導監査要綱Ⅲ3(2)2 3 運用上の留意事項1(1)指導監督徹底通知5(6)エ 4 運用上の留意事項1(1)指導監督徹底通知5(6)エ	1 会計責任者と出納職員の任命を理事長が行っていることを書類等で確認できない。 2 会計責任者と出納職員が兼務となっている。 3 預金通帳等及び印鑑の管理者及び保管場所を分離していない。 4 小切手及び印鑑の管理者及び保管場所を分離していない。	C C C C
(3) 契約締結及び受贈承認に係る権限委任	理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約にすることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておく必要がある。 理事長の専決事項である契約締結権限及び寄附金の受贈権限等の一部を施設長等に委任する場合は規程又は委任状等により委任範囲を明確にしておかなければならない。	1 契約に係る理事長専決の範囲は定款細則等に規定されているか。 2 契約及び受贈に係る理事長権限の一部を他の職員に委任している場合、規程又は委任状により委任の範囲を明確にしているか。 3 契約締結及び寄附金の受贈について、法人で定めた権限者による承認が行われているか。	1 定款例第24条(備考)(1)⑤(注1)、⑩ 2 定款例第24条(備考)(1)⑤(注1)、⑩ 3 定款例第24条(備考)(1)⑤(注1)、⑩	1 契約に係る理事長専決の範囲が定款細則等に規定されていない。 2 契約及び受贈に係る理事長権限の一部を他の職員に委任しているにもかかわらず、規程又は委任状により委任の範囲を明確にしていない。 3 契約締結及び寄附金の受贈について、法人で定めた権限者による承認が行われていない。	C C C
(4) 契約担当者	理事長が契約について職員に委任する場合は、その委任の範囲を明確に定めること。	1 契約担当者の委任の範囲は明確に定められているか。 2 契約担当者の委任範囲は適切か。 3 契約担当者の委任の範囲を超えた契約を行っていないか。	1 入札通知1(1) 2 入札通知1(1) 3 入札通知1(1)	1 契約担当者の委任の範囲が明確に定められていない。 2 契約担当者の委任範囲が不適切である。 3 契約担当者の委任の範囲を超えた契約が行われている。	C B C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
(5) 経理公開	計算書類等を各事務所に備え置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならぬ。	1 計算書類等を各事務所に備え置き、請求があった場合には、閲覧に供せられる状況になっているか。	1 社会福祉法第45条の32	1 計算書類等を各事務所に備え置き、請求があった場合には、閲覧に供せられる状況になっていない。	C
(6) その他		1 その他会計管理等に関し不適切な事項はないか。		1 その他会計管理等に関し重大な問題がある。 2 その他会計管理等に関し問題がある。	C B
3 契約					
(1) 経理規程	契約等の取扱いについては入札通知等に示されているところであるが、この取扱いについて変更を加えるものではない。法人において経理規程を定める際には、この点を遵守しなければならない。	1 経理規程における契約部分について、入札通知を遵守しているか。	1 入札通知	1 経理規程における契約部分について、入札通知を遵守していない。	C
(2) 契約機関	契約は、理事長又は契約担当者(理事長の委任を受けた者)でなければこれをすることができない。	1 理事長又は契約担当者(理事長の委任を受けた者)以外の者が契約していないか。	1 入札通知1(1)	1 理事長又は契約担当者(理事長の委任を受けた者)以外の者が契約している。	C
(3) 契約方法	契約の方法は一般競争契約、指名競争契約、及び随意契約に区分される。契約を結ぶにあたり、契約締結の必要性を稟議書等により明確にし、契約の透明性、正当性を第三者にも証明しうるものとしなければならない。また、見積内容や納品価格が市場価格と比較して適正であるか、随意契約における発注業者選定は相見積り等により明確になっているか証明しうるものでなければならない。	1 契約に係る意思決定の経過を稟議書等で明らかにしているか。 2 契約について決定を行った文書は適切か。 3 契約手続きは適正か。(契約方法、契約業者選定理由、価格決定等)	1 定款例第24条 入札通知1(4) 2 定款例第24条 入札通知1(4) 3 指導監督徹底通知5(3)工	1 契約に係る意思決定の経過を稟議書等で明らかにしていない。 2 契約について決定を行った文書に不備がある。 3 契約手続きが適正に行われていない。	C B C
ア 一般競争入札	契約担当者は、売買、賃貸借、請負その他の契約をする場合には、あらかじめ、契約しようとする事項の予定価格を定め、競争入札に付する事項、競争執行の場所及び日時、入札保証金に関する事項、競争に参加する者に必要な資格に関する事項並びに、契約事項を示す場所等を公告して申し込みさせることにより一般競争に付さなければならない。	1 入札にかかる手続きは適正に行われているか。	1 入札通知1(5)	1 入札にかかる手続きが適正に行われていない。	C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
イ 指名競争入札	合理的な理由から一般競争に付する必要がない場合及び適当でないと認められる場合は、指名競争に付することができる。	1 指名競争入札における指名業者の選定は適切に行われているか。	1 入札通知	1 指名競争入札における指名業者の選定が適切に行われていない。	C
ウ 随意契約	<p>合理的な理由により競争入札に付することが適当でないと認められる場合においては、随意契約によるものとする。随意契約によることができる一般的な基準は次のとおり。</p> <p>1 売買、賃貸借、請負その他の契約で予定価格が、 (1)会計監査を受けない法人 1,000万円 (2)会計監査を受ける法人(会計監査人設置法人及び会計監査人を設置せずに公認会計士又は監査法人による会計監査を受ける法人) <法人の実態に応じて、以下の金額を上限に設定する> ① 建築工事:20億円 ② 建築技術・サービス:2億円 ③ 物品等:3,000万円 を越えない場合 (各法人において、定める額より小額な基準を設けることは差し支えない)</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合 3 緊急の必要により競争に付することができない場合 4 競争入札に付することが不利と認められる場合 5 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合</p> <p>価格による随意契約は、3社以上の業者から見積りを徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断すること。ただし、契約の種類に応じて、下記の金額を超えない場合には、2社以上の業者からの見積りで差し支えないこと。 (1)工事又は製造の請負 250万円 (2)食料品・物品等の買入れ 160万円 (3)その他の契約 100万円 また、見積りを徴する業者及びその契約の額の決定に当たっては、公平性、透明性の確保に十分留意すること。</p> <p>継続的な取引を随意契約で行う場合には、その契約期間中に、必要に応じて価格の調査を行うなど、適正な契約の維持に努めること。</p>	<p>1 契約方法の選択は通知に則しているか。</p> <p>2 価格による随意契約について、複数業者からの見積り合わせを実施しているか。</p> <p>3 価格によらない随意契約について、公平性、透明性の確保に留意して業者を選定しているか。</p> <p>4 継続的な取引を随意契約で行う場合には、その契約期間中に必要に応じて価格の調査を行うなど、適正な契約の維持に努めているか。</p>	<p>1 入札通知1(3)</p> <p>2 入札通知1(4) 指導監督徹底通知5(3)エ</p> <p>3 入札通知1(4) 指導監督徹底通知5(3)エ</p> <p>4 入札通知1(4) 指導監督徹底通知5(3)エ</p>	<p>1 契約方法の選択が通知に則していない。(随意契約の基準の範囲を超えた契約を行っている。)</p> <p>2 価格による随意契約について、複数業者からの見積り合わせを実施していない。</p> <p>3 価格によらない随意契約について、公平性、透明性の確保に留意して業者を選定していない。</p> <p>4 継続的な取引を随意契約で行う場合について、適正な契約を維持するために、その契約期間中に必要に応じて価格の調査等を行っていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
(4) 契約書の整備	<p>契約担当者は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約書を作成するものとする。</p> <p>(参考) 契約に係る書類の整備については、社会福祉法人の公益性・非営利性に照らして、契約書には契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項等以下の事項を記載すること。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。</p> <p>(1) 契約履行の場所 (2) 契約代金の支払い又は受領の時期及び方法 (3) 監督及び検査 (4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金 (5) 危険負担 (6) かし担保責任 (7) 契約に関する紛争の解決方法 (8) その他必要な事項</p> <p>契約書を作成する場合においては、契約担当者は契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければならない。</p>	<p>1 契約金額が経理規定で定めた金額を超える場合には、契約書を整備しているか。</p> <p>2 契約書又は請書の内容は適切か。</p> <p>3 契約書の作成を省略できる場合においても、特に軽微な契約を除き、請書その他これに準ずる書面を徴しているか。</p>	<p>1 入札通知 指導監査要綱Ⅲ4(4)4</p> <p>2 入札通知 指導監査要綱Ⅳ4(4)4</p> <p>3 入札通知 指導監査要綱Ⅲ4(4)4</p>	<p>1 契約金額が経理規定で定めた金額を超える契約について、契約書を整備していない。</p> <p>2 契約書又は請書の内容に不備がある。</p> <p>3 契約書の作成を省略できる場合について、特に軽微な契約を除き、請書その他これに準ずる書面を徴していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>
(5) その他		<p>1 その他契約に関し不適正な事項はないか。</p>		<p>1 その他契約に関し重大な問題がある。</p> <p>2 その他契約に関し問題がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
4 予算	<p>予算書は事業計画をもとに作成するものとし、資金収支予算書は各拠点区分ごとに収入支出予算を編成することとする。</p> <p>※ 理事会審議の際に予算の必要性を判断するための討議資料として、積算内訳を作成する。なお、積算内訳は担当職員が業務を行うための不可欠な資料であるため、可能な限り具体性を持たせる。</p>	<p>1 予算は事業計画をもとに作成されているか。</p> <p>2 各拠点区分ごとに資金収支予算が編成されているか。</p> <p>3 予算積算内訳等を作成し、予算の積算根拠を明らかにしているか。</p>	<p>1 運用上の留意事項2(1)</p> <p>2 運用上の留意事項2(1)</p> <p>3 運用上の留意事項2(1),(2)</p>	<p>1 予算が事業計画をもとに作成されていない。</p> <p>2 各拠点区分ごとに資金収支予算が編成されていない。</p> <p>3 予算積算内訳等を作成していない。</p>	<p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
5 決算・計算書類等	<p>予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。</p> <p>予算は、全ての収入及び支出について編成し、予算に基づいて事業活動を行うこととする。</p> <p>年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、必要な収入及び支出について補正予算を編成するものとし、あらかじめ理事会の同意を得ること。 ただし、乖離額等が施設の運営に支障がなく、軽微な範囲にとどまる場合は、この限りではない。 ※ 事業計画で予定されていない寄附物品の受け入れ、職員の退職等により予算超過となった場合にも直近の理事会で補正予算を編成する。</p> <p>※ 定款細則等において、理事長専決事項として予算上の予備費の使用に関する項目を定めている場合には、理事長の決定により予備費を充当することができる。</p> <p>決算に際しては、資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表及び附属明細書並びに財産目録を毎会計年度終了後3か月以内に作成し、毎会計年度終了後3か月以内に理事会の承認を受けなければならない。</p>	4 当初予算は年度開始前に作成しているか。	4 定款例第31条	4 当初予算を年度開始前に作成していない。	C
		5 月次報告等により予算執行管理を行っているか。	5 運用上の留意事項2(2)	5 月次報告等により予算執行管理を行っていない。	C
		6 必要に応じて、適切な時期に補正予算を編成し、あらかじめ理事会の同意を得ているか。	6 運用上の留意事項2(2)指導監査要綱Ⅲ3(3)3	6 必要に応じて、適切な時期に補正予算を編成し、あらかじめ理事会の同意を得ていない。	C
		7 予備費の使用に当たり、定款等の定めに従って適正に処理が行われているか。	7 定款例第24条(備考)(1)⑧	7 予備費の使用に当たり、定款等の定めに従って適正に処理が行われていない。	C
		8 その他予算に関し不適正な事項はないか。		8 その他予算に関し重大な問題がある。	C
				9 その他予算に関し問題がある。	B
		1 決算に際しては毎会計年度終了後3か月以内に監事の監査及び理事会の承認を受けているか。	1 運用上の留意事項3定款例32条	1 決算に際して毎会計年度終了後3か月以内に監事の監査及び理事会の承認を受けていない。	C
		2 決算整理手続きは適正か。	2 運用上の留意事項3定款例32条	2 決算整理手続きが不適正である。	B
		3 計算書類の様式は通知に沿っているか。	3 会計基準省令第17条第4項、第23条第4項、第27条第4	3 計算書類の様式が通知に沿っていない。	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
(1) 資金収支計算書 ア 支払資金	<p>資金収支計算書は、当該会計年度におけるすべての支払資金の増加及び減少の状況を明瞭に表示するものでなければならない。</p> <p>支払資金は、流動資産及び流動負債とし、その残高は流動資産と流動負債の差額とする。</p> <p>ただし、支払資金としての流動資産及び流動負債には、1年基準により固定資産又は固定負債から振替えられたもの、引当金並びに棚卸資産(貯蔵品を除く。)を除くものとする。</p>	<p>1 当期末支払資金残高について、拠点区分貸借対照表と拠点区分資金収支計算書で金額が一致しているか。</p> <p>2 前期末支払資金残高は、前年度決算額と一致しているか。</p>	<p>1 会計基準省令第12条から18条まで 運用上の取り扱い5、6</p> <p>2 会計基準省令第12条、第13条、第14条第1項 運用上の取り扱い5、6</p>	<p>1 当期末支払資金残高について、拠点区分貸借対照表と拠点区分資金収支計算書で金額が一致していない。</p> <p>2 前期末支払資金残高について、前年度決算額と一致していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
イ 資金収支計算の方法	<p>資金収支計算は、当該会計年度における支払資金の増加及び減少に基づいて行うものとする。</p>	<p>1 当該会計年度における支払資金の増加及び減少について、適正に計上されているか。</p>	<p>1 会計基準省令第14条第1項 運用上の留意事項別添3</p>	<p>1 当該会計年度における支払資金の増加及び減少について、適正に計上されていない。</p>	<p>C</p>
ウ 勘定科目	<p>資金収支計算の内容を明瞭に記録するため、拠点区分資金収支計算書に記載する勘定科目は通知に定めるとおりとする。</p> <p>拠点区分資金収支計算書(会計基準省令第1号4様式)は勘定科目の小区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略できるものとする。</p> <p>拠点区分資金収支明細書(運用上の取り扱い別紙3⑩)については、勘定科目の小区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略できるものとする。</p> <p>勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、小区分については適当な勘定科目を追加できるものとする。</p> <p>また、計算書類の様式又は運用上の留意事項別添3に規定されている勘定科目においても、該当する取引が制度上認められていない事業種別では当該勘定科目を使用することができないものとする。</p>	<p>1 勘定科目は通知に則しているか。</p> <p>2 大区分の勘定科目を追加又は修正していないか。</p> <p>3 該当する取引が制度上認められていない事業種別で、当該勘定科目を使用していないか。</p>	<p>1 会計基準省令第18条、別表第1、第1号第1、2、3、4様式 運用上の留意事項別添3</p> <p>2 運用上の留意事項25(1)</p> <p>3 運用上の留意事項25(1)</p>	<p>1 勘定科目が通知に則していない。</p> <p>2 大区分の勘定科目を追加又は修正している。</p> <p>3 該当する取引が制度上認められていない事業種別で、当該勘定科目を使用している。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
エ 拠点区分資金収支計算書の種類・様式 (ア) 拠点区分資金収支計算書	<p>拠点区分資金収支計算書は、当該会計年度における支払資金の増加及び減少の状況について、事業活動による収支、施設整備等による収支及びその他の活動による収支に区分して記載する。</p> <p>拠点区分資金収支計算書は、当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとし、決算の額と予算の額の差異が著しい勘定科目については、その理由を備考欄に記載するものとする。</p>	<p>1 拠点区分資金収支計算書について、決算の額と予算の額を対比して記載しているか。</p> <p>2 決算の額と予算の額の差異が著しい勘定科目について、理由が備考欄に記載されているか。</p>	<p>1 会計基準省令第16条第5項 会計基準省令第1号4様式</p> <p>2 会計基準省令第16条第6項</p>	<p>1 拠点区分資金収支計算書について、決算の額と予算の額を対比して記載していない。</p> <p>2 決算の額と予算の額の差異が著しい勘定科目について、理由が備考欄に記載されていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
(イ) 拠点区分資金収支明細書	<p>拠点区分資金収支明細書はサービス区分を設け、事業活動による収支、施設整備等による収支及びその他の活動による収支について作成するものとし、その様式は運用上の取り扱い別紙3⑩のとおりとする。</p> <p>なお、サービス区分が一つの拠点区分は、拠点区分資金収支明細書の作成を省略できる。</p>	<p>3 サービス区分ごとの拠点区分資金収支明細書が作成されているか。(サービス区分が1つの拠点区分を除く。)</p>	<p>3 運用上の取り扱い別紙3⑩ 運用上の留意事項5(3)</p> <p>運用上の取り扱い26(2)ウ</p>	<p>3 サービス区分ごとの拠点区分資金収支明細書が作成されていない。(サービス区分が1つの拠点区分を除く。)</p>	C
(2) 事業活動計算書 ア 次期繰越活動増減差額	<p>繰越活動増減差額の部は、前期繰越活動増減差額、基本金取崩額、会計基準省令第6条第3項に規定するその他の積立金積立額、その他の積立金取崩額を記載し、当期活動増減差額に当該項目を加減したものを、次期繰越活動増減差額として記載するものとする。</p>	<p>1 次期繰越活動増減差額が次期に引き継がれているか。</p> <p>2 次期繰越活動増減差額の金額が拠点区分貸借対照表と一致しているか。</p>	<p>1 会計基準省令第22条</p> <p>2 会計基準省令第22条第6項、第26条第2項</p>	<p>1 次期繰越活動増減差額が次期に引き継がれていない。</p> <p>2 次期繰越活動増減差額が拠点区分貸借対照表と一致していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
イ 事業活動計算の方法	<p>事業活動計算は、当該会計年度における純資産の増減に基づいて行うものとする。</p>	<p>1 当該会計年度における純資産の増減を収益又は費用として適切に計上しているか。</p>	<p>1 会計基準省令第20条</p>	<p>1 当該会計年度における純資産の増減を収益又は費用として適切に計上していない。</p>	C
ウ 勘定科目	<p>事業活動計算の内容を明瞭に記録するため、事業活動計算書に記載する科目は、通知に定めるとおりとする。</p>	<p>1 勘定科目は通知に則しているか。</p>	<p>1 会計基準省令第24条 運用上の留意事項別添3</p>	<p>1 勘定科目が通知に則していない。</p>	C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
エ 事業活動計算書の種類・様式 (ア) 拠点区分事業活動計算書	拠点区分事業活動計算書は、当該会計年度における純資産の増減について、サービス活動増減の部、サービス活動外増減の部、特別増減の部及び繰越活動増減差額の部に区分し、拠点区分全体を表示するものとする。	1 拠点区分事業活動計算書について、前年度決算と当年度決算を対比して記載しているか。	1 会計基準省令第2号4様式	1 拠点区分事業活動計算書について、前年度決算と当年度決算を対比して記載していない。	C
(イ) 拠点区分事業活動明細書	拠点区分事業活動明細書はサービス区分を設け、サービス活動増減の部及びサービス活動外増減の部について作成するものとし、その様式は会計基準省令別紙3①のとおりとする。 なお、サービス区分が一つの拠点区分は、拠点区分事業活動明細書の作成を省略できる。また、地域型保育給付費による事業を実施する拠点は、拠点区分事業活動明細書の作成を省略できる。	2 拠点区分事業活動明細書はサービス区分を設けて作成されているか。(サービス区分が1つの拠点区分を除く。)	2 運用上の取り扱い別紙3① 運用上の留意事項5(3) 運用上の取り扱い26(2)ウ	2 拠点区分事業活動明細書がサービス区分を設けて作成されていない。(サービス区分が1つの拠点区分を除く。)	C
(3) 貸借対照表 ア 貸借対照表の記載方法	拠点区分貸借対照表は、拠点区分全体を表示するものとする。	1 拠点区分貸借対照表は、拠点区分全体を表示しているか。 2 貸借対照表に計上されていない資産、負債は存在しないか。 3 貸借対照表は、当該会計年度末の額を前会計年度末の額と対比して記載しているか。	1 会計基準省令第27条 2 会計基準省令第27条第4項 3 会計基準省令第27条第4項	1 拠点区分貸借対照表が、拠点区分全体を表示していない。 2 貸借対照表に計上されていない資産、負債が存在する。 3 貸借対照表が、当該会計年度末の額を前会計年度末の額と対比して記載されていない。	C C C
イ 債権債務の流動と固定の区分について	貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に分かち、更に資産の部を流動資産及び固定資産に、負債の部を流動負債及び固定負債に区分しなければならない。 未収金、前払金、未払金、前受金等の経常的な取引によって発生した債権債務は、流動資産または流動負債に属するものとする。 ただし、これらの債権のうち、破産債権、更生債権等で1年以内に回収されることが明らかなものは固定資産に属するものとする。 貸付金、借入金等の経常的な取引以外の取引によって発生した債権債務については、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金又は支払の期限が到来するものは流動資産又は流動負債に属するものとし、入金又は支払の期限が1年を超えて到来するものは固定資産又は固定負債に属するものとする。	1 未収金、前払金、未払金、前受金等の経常的な取引によって発生した債権債務は、流動資産又は流動負債に適正に計上しているか。 2 債権のうち、破産債権、更生債権等で1年以内に回収されることが明らかなものは、固定資産に属しているか。 3 貸付金、借入金等の経常的な取引以外の取引によって発生した債権債務については、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金又は支払の期限が到来するものを流動資産又は流動負債に属しているか。	1 会計基準省令第26条第1項 運用上の取り扱い6 2 会計基準省令第26条第1項 運用上の取り扱い6 3 会計基準省令第26条第1項 運用上の取り扱い6	1 未収金、前払金、未払金、前受金等の経常的な取引によって発生した債権債務を、流動資産又は流動負債に適正に計上していない。 2 債権のうち、破産債権、更生債権等で1年以内に回収されることが明らかなものが、固定資産に属していない。 3 貸付金、借入金等の経常的な取引以外の取引によって発生した債権債務について、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金又は支払の期限が到来するものが流動資産又は流動負債に属していない。	C C C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
ウ 勘定科目	現金及び預貯金は、原則として流動資産に属するものとするが、特定の目的で保有する預貯金は、固定資産に属するものとする。ただし、当該目的を示す適当な科目で表示するものとする。	4 貸付金、借入金等の経常的な取引以外の取引によって発生した債権債務については、貸借対照表日の翌日から起算して入金又は支払の期限が1年を超えて到来するものを固定資産又は固定負債に属しているか。	4 会計基準省令第26条第1項運用上の取り扱い6	4 貸付金、借入金等の経常的な取引以外の取引によって発生した債権債務について、貸借対照表日の翌日から起算して入金又は支払の期限が1年を超えて到来するものが固定資産又は固定負債に属していない。	C
	資産、負債及び純資産の内容を明瞭に記録するため、貸借対照表に記載する勘定科目は、通知に定めたとおりとする。 会計基準省令第3号第1,2,3,4様式は、勘定科目の中区分までを記載し、必要のない中区分の勘定科目は省略できるものとする。 勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、小区分については適当な勘定科目を追加できるものとする。 また、計算書類の様式又は運用上の留意事項別添3に規定されている勘定科目においても、該当する取引が制度上認められていない事業種別では当該勘定科目を使用することができないものとする。	1 勘定科目は通知に則しているか。	1 会計基準省令第28条運用上の留意事項別添3	1 勘定科目が通知に則していない。	C
(4) 財産目録	財産目録は、当該会計年度末現在におけるすべての資産及び負債につき、その名称、数量、金額等を詳細に表示するものとする。 財産目録は、貸借対照表の区分に準じ、資産の部と負債の部に区分し、純資産の額を示すものとする。 財産目録の金額は、貸借対照表記載の金額と同一としなければならない。 財産目録は、法人全体を表示するものとし、その様式については運用上の取り扱い別紙4に定められたとおりとする。	1 財産目録に、当該会計年度末現在におけるすべての資産及び負債が詳細に表示されているか。 2 財産目録が、貸借対照表の区分に準じ、資産の部と負債の部に区分され、純資産の額が表示されているか。 3 財産目録の金額は貸借対照表記載の金額と同一になっているか。 4 財産目録に、法人全体が表示され、その様式が通知に則したのとなっているか。	1 会計基準省令第31条 2 会計基準省令第32条 3 会計基準省令第33条 4 会計基準省令第34条運用上の取り扱い別紙4	1 財産目録に、当該会計年度末現在におけるすべての資産及び負債が詳細に表示されていない。 2 財産目録が、貸借対照表の区分に準じ、資産の部と負債の部に区分されておらず、純資産の額が表示されていない。 3 財産目録の金額が貸借対照表記載の金額と同一になっていない。 4 財産目録に、法人全体が表示されておらず、その様式が通知に則したのとなっている。	C C C C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
(5) 計算書類の注記	<p>計算書類には、次の事項を注記しなければならない。</p> <p>1 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等計算書類の作成に関する重要な会計方針</p> <p>2 重要な会計方針を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額</p> <p>3 拠点で採用する退職給付制度</p> <p>4 拠点が作成する計算書類等とサービス区分</p> <p>5 基本財産の増減の内容及び金額</p> <p>6 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩しを行った場合には、その旨、その理由及び金額</p> <p>7 担保に供している資産に関する事項</p> <p>8 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高</p> <p>9 債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高</p> <p>10 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益</p> <p>11 重要な後発事象</p> <p>12 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項</p>	<p>1 重要な会計方針等計算書類の注記が整備されているか。</p>	<p>1 会計基準省令第29条運用上の取り扱い20から23まで運用上の留意事項25</p>	<p>1 重要な会計方針等計算書類の注記が整備されていない。</p>	C
(6) その他		<p>1 その他決算・計算書類等に関し不適正な事項はないか。</p>		<p>1 その他決算・計算書類等に関し重大な問題がある。</p> <p>2 その他決算・計算書類等に関し問題がある。</p>	C B
6 収益					
(1) 地域型保育給付費	(以下、資金収支計算書に係る事項のうち、事業活動計算書と共通のものについては、「収益」を「収入」と、「費用」を「支出」と読み替えることとする。)				
ア 地域型保育給付費収益	支援法第29条第1項に規定する地域型保育給付費収益(特定地域型保育事業における保育の実施等に関する運営費収益)をいう。	<p>1 地域型保育給付費収益を適正に計上しているか。</p>	<p>1 運用上の留意事項別添3</p>	<p>1 地域型保育給付費収益を適正に計上していない。</p>	C
イ 利用者負担金収益	地域型保育給付費における利用者等からの利用者負担(保育料)収益をいう。	<p>1 利用者負担(保育料)を適正に計上しているか。</p> <p>2 利用者負担(保育料)の徴収簿を整備しているか。</p> <p>3 領収書を発行しているか。</p>	<p>1 運用上の留意事項別添3</p> <p>2 運用上の留意事項1(1)、(2)</p> <p>3 運営条例第43条第5項</p>	<p>1 利用者負担(保育料)を適正に計上していない。</p> <p>2 徴収簿等を作成していない。</p> <p>3 領収書を発行していない。</p>	C B C
(2) 利用者等利用料収益					
ア 利用者等利用料収益(公費)	実費徴収額(保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事の参加に要する費用等)にかかる補足給付収益をいう。	<p>1 利用者等利用料収益(公費)を適正に計上しているか。</p>	<p>1 運用上の留意事項別添3</p>	<p>1 利用者等利用料収益(公費)を適正に計上していない。</p>	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
イ 利用者等利用料収益(一般)	実費徴収額(保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事の参加に要する費用等)のうち補足給付収入以外の収益をいう。 なお、日常的に実費徴収が生じる場合は、徴収簿等により整理することが必要である。	1 利用者等利用料収益(一般)を適正に計上しているか。 2 利用者等利用料収益等の徴収簿を整備しているか。 3 領収書を発行しているか。	1 運用上の留意事項別添3 2 運用上の留意事項1(1)、(2) 3 運営条例第43条第5項	1 利用者等利用料収益(一般)を適正に計上していない。 2 徴収簿等を作成していない。 3 領収書を発行していない。	B B C
ウ その他の利用料収益	特定負担額(教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価。上乗せ徴収というなど上記に属さない利用者からの収益をいう。 なお、日常的に上乗せ徴収が生じる場合は、徴収簿等により整理することが必要である。	1 その他の利用料収益を適正に計上しているか。 2 その他の利用料収益等の徴収簿を整備しているか。 3 領収書を発行しているか。	1 運用上の留意事項別添3 2 運用上の留意事項1(1)、(2) 3 運営条例第43条第5項	1 その他の利用料収益を適正に計上していない。 2 徴収簿等を作成していない。 3 領収書を発行していない。	C B C
(3) 私的契約利用料 ア 私的契約利用料収益	保育所等における私的契約等に基づく利用料収益をいう。 日常的に実費徴収等が生じる場合は、徴収簿等により整理することが必要である。施設運営は地域型保育給付費(保育単価×延べ人数)で賄われており、私的契約児の利用料については少なくとも保育単価に基づき徴収する必要がある。	1 私的契約児の利用料は適正か。 2 私的契約児利用料等の徴収簿を整備しているか。 3 私的契約児利用料等の徴収簿の内容に不備はないか。 4 領収書を発行しているか。 5 その他利用料に関して不適正な事項はないか。	1 運用上の留意事項別添3 2 運用上の留意事項1(1)、(2) 3 運用上の留意事項1(1)、(2) 4 運営条例第43条第5項 5 運用上の留意事項1(1)、(2)	1 保育単価を下回っている。 2 徴収簿等を作成していない。 3 徴収金を適正に計上していない。 4 徴収簿等の内容に不備がある。 4 領収書を発行していない。 5 その他不備がある。	B B B B C B
(4) その他の事業収益	延長保育を行っている場合、利用料を徴収し、収入処理をしなければならない。	1 延長保育利用料等の徴収簿を整備しているか。 2 延長保育利用料等の徴収簿の内容に不備はないか。 3 領収書を発行しているか。 4 その他利用料に関して不適正な事項はないか。	1 運用上の留意事項1(1)、(2) 2 運用上の留意事項1(1)、(2) 4 運用上の留意事項1(1)、(2)	1 徴収簿等を作成していない。 2 徴収金を適正に計上していない。 徴収簿等の内容に不備がある。 3 領収書を発行していない。 4 その他不備がある。	B B B B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
(5) 寄附金	<p>寄附金及び寄附物品を受取した場合においては、寄附者から寄附申込書を受けるとし、寄附金収益明細書を作成し、寄附者、寄附目的、寄附金額等を記載することとする。</p> <p>※ 寄附の性質、受領の状況等から寄附目的が明らかな場合には申込書の作成は求めないが、証憑書類を保管の上、寄附目的に基づいて帰属拠点区分を決定する。</p> <p>金銭の寄附は、寄附目的により拠点区分(及びサービス区分)の帰属を決定し、当該区分の資金収支計算書の経常経費寄附金収入又は施設整備等寄附金収入として計上し、併せて事業活動計算書の経常経費寄附金収益又は施設整備等寄附金収益として計上するものとする。</p> <p>寄附物品については、取得時の時価により、経常経費に対する寄附物品であれば経常経費寄附金収入及び経常経費寄附金収益として計上する。土地などの支払資金の増減に影響しない寄附物品については、事業活動計算書の固定資産受贈額として計上するものとし、資金収支計算書には計上しないものとする。</p> <p>ただし、当該物品が飲食物等で即日消費されるもの又は社会通念上受取寄附金として扱うことが不適当なものはこの限りではない。</p> <p>施設利用者又は利用者の家族等に寄附金を強要し、これを不正に使用しないこと。</p>	<p>1 寄附申込書を受け入れ、寄附申込者の意思を確認しているか。</p> <p>2 寄附目的により拠点区分(及びサービス区分)に計上しているか。</p> <p>3 固定資産以外の寄附物品について、取得時の時価により寄附金収益として計上しているか。</p> <p>4 固定資産について、取得時の公正な評価額により固定資産受贈額を計上しているか。</p> <p>5 寄附金領収書を発行しているか。</p> <p>6 寄附金領収書の内容は適正か。</p> <p>7 後援会など社会福祉法人以外の者に対する寄附に、法人名義の領収書を発行していないか。</p> <p>8 施設利用者又は利用者の家族等に寄附を強要していないか。</p> <p>9 受領に際して、理事長又は受贈権利者の委任を受けた者の承認はあるか。</p> <p>10 寄附金収益明細書を整備しているか。</p>	<p>1 運用上の留意事項9(2)運用上の取り扱い別紙3(②)</p> <p>2 運用上の留意事項9(1)</p> <p>3 運用上の留意事項9(2)</p> <p>4 会計基準省令第4条第1項運用上の留意事項9(2)</p> <p>5 会計基準省令第2条 所得税法施行規則第47条の2第3項1号イ</p> <p>6 所得税法施行規則第47条の2第3項1号イ</p> <p>7 所得税法施行規則第47条の2第3項1号イ</p> <p>8 指導監督徹底通知5(4)エ</p> <p>9 定款例第24条(備考)(1)①</p> <p>10 会計基準省令第30条第1項第2号 運用上の留意事項9(2)</p>	<p>1 寄附申込書を受け入れておらず、寄附申込者の意思を確認していない。</p> <p>2 寄附目的により拠点区分(及びサービス区分)に計上していない。</p> <p>3 固定資産以外の寄附物品について、取得時の時価により寄附金収益として計上していない。</p> <p>4 固定資産について、取得時の公正な評価額により固定資産受贈額を計上していない。</p> <p>5 寄附金領収書を発行していない。</p> <p>6 寄附金領収書の内容に不備がある。</p> <p>7 後援会など社会福祉法人以外の者に対する寄附に、法人名義の領収書を発行している。</p> <p>8 施設利用者又は利用者の家族等に寄附を強要している。</p> <p>9 理事長又は受贈権利者の委任を受けた者の承認がない。</p> <p>10 寄附金収益明細書を整備していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
(6) 補助金	<p>共同募金会からの受配者指定寄附金のうち、施設整備及び設備整備に係る配分金(資産の取得等に係る借入金の償還に充てるものを含む。))は、施設整備等寄附金収入として計上し、併せて施設整備等寄附金収益として計上する。このうち、基本金として組入れすべきものは、基本金に組み入れるものとする。</p> <p>また、受配者指定寄附金のうち経常的経費に係る配分金は、経常経費寄附金収入として計上し、併せて経常経費寄附金収益として計上する。</p> <p>施設整備等に係る補助金、借入金元金償還補助金、借入金利息補助金及び経常経費補助金等の各種補助金については、補助の目的に応じて帰属する拠点区分(及びサービス区分)を決定し、当該区分で受け入れることとする。</p> <p>共同募金会からの受配者指定寄附金以外の配分金のうち、施設整備及び設備整備に係る配分金は、施設整備等補助金収入及び施設整備等補助金収益に計上し、国庫補助金等特別積立金を積み立てることとする。</p> <p>また、受配者指定寄附金以外の配分金のうち、経常的経費に係る配分金は、補助金事業収入及び補助金事業収益に計上する。</p>	11 寄附金収益明細書の内容は適切か。	11 運用上の留意事項9(2)	11 寄附金収益明細書の内容に不備がある。	B
		12 契約業者から寄附を受けている場合の業者との契約内容は適正か。	12 指導監督徹底通知5(2)イ	12 寄附を受けている業者との契約内容が不適正である。	C
		13 共同募金会からの受配者指定寄附金は、適正に計上しているか。	13 運用上の留意事項9(3)	13 共同募金会からの受配者指定寄附金が、適正に計上されていない。	C
(7) その他 ア 利用者等外給食費収入	<p>職員等利用者以外に提供した食事に対する収入をいう。</p> <p>職員給食費等については、徴収単価≧児童1人あたり材料購入単価の関係を維持する必要があり、この関係を説明できなければならない。</p>	1 補助金を目的に応じた区分及び勘定科目により計上しているか。	1 運用上の留意事項10	1 補助金を目的に応じた区分及び勘定科目により計上していない。	C
		2 共同募金会からの受配者指定寄附金以外の配分金は、適正に計上しているか。	2 運用上の留意事項9(3)	2 共同募金会からの受配者指定寄附金以外の配分金が、適正に計上されていない。	C
		3 補助金事業等収益明細書を作成しているか。	3 会計基準省令第30条第1項第3号 運用上の留意事項10	3 補助金事業等収益明細書を作成していない。	C
イ その他の収益等	<p>他のいずれにも属さない収益をいう。</p>	1 利用者等外給食費収入を適正に収入計上しているか。	1 運用上の留意事項別添3 運用上の留意事項1(1)	1 利用者等外給食費収入を適正に収入計上していない。	C
		2 職員給食単価は適正か。		2 職員給食単価が適正でない。	B
		3 職員給食費等に徴収漏れは無いか。		3 職員給食費等に徴収漏れがある。	B
		4 実費徴収簿等を作成しているか。	4 運用上の留意事項1(1)、(2)	4 実費徴収簿等を作成していない。	B
		1 その他の収益等を適正に計上しているか。	1 運用上の留意事項別添3	1 その他の収益等を適正に計上していない。	C
2 その他収益に関し不適正な事項はないか。		2 その他収益に関し重大な問題がある。	C		
3 その他収益に関し問題がある。		3 その他収益に関し問題がある。	B		

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
7 費用 (1) 人件費	<p>役員報酬、職員給料、職員賞与、非常勤職員給与、派遣職員費、退職給付費用、法定福利費をいう。</p> <p>人件費については、給与規程等の根拠に基づき計上しなければならない。</p> <p>※ 人件費には給与、賃金、各種手当などがあり、施設運営における職員の処遇に必要な経費である。最低基準、措置費国库負担金交付要綱及びそれに関する関係通知等に示す職員の資格要件・配置基準等を遵守し、適正な給与水準を維持する。</p> <p>人件費は、雇用形態、契約形態により「職員給料」「非常勤職員給与」「派遣職員費」の勘定科目に区分する。</p> <p>独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び確定拠出年金制度のように拠出以後に追加的な負担が生じない外部拠出型の制度については、当該制度に基づく要拠出額である掛金額をもって費用処理する。</p>	<p>1 支給対象となる事実及び勤務実態は客観的資料により確認できるか。</p> <p>2 人件費について、関連規程等に基づいて計上されているか。</p> <p>3 人件費を雇用形態、契約形態により「職員給料」、「非常勤職員給与」、「派遣職員費」、の勘定科目に区分しているか。</p> <p>4 人件費が施設の財務状況を圧迫していないか。</p> <p>5 退職共済掛金は費用処理されているか。</p> <p>6 社会保険料及び労働保険料等の納付は適正に行われているか。</p>	<p>1 会計基準省令第2条 運用上の留意事項別添3 指導監督徹底通知5(3)ア</p> <p>2 会計基準省令第2条 運用上の留意事項別添3</p> <p>3 運用上の留意事項別添3</p> <p>4 指導監督徹底通知5(3)オ</p> <p>5 運用上の留意事項21(2)</p> <p>6 健康保険法第161条、164条 厚生年金保険法第82条、83条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第15条</p>	<p>1 支給対象となる事実及び勤務実態が客観的資料により確認できない。</p> <p>2 人件費について、関連規程等に基づいて計上されていない。</p> <p>3 人件費を雇用形態、契約形態により「職員給料」、「非常勤職員給与」、「派遣職員費」の勘定科目に区分していない。</p> <p>4 人件費が施設の財務状況を圧迫している。</p> <p>5 退職共済掛金が適正に費用処理されていない。</p> <p>6 社会保険料及び労働保険料等の納付が適正に行われていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>
(2) 事業費	<p>事業費は、保育所等入所児童の処遇に必要な一切の経費に支出するものであり、その経費は十分に確保されていなければならない。</p> <p>処遇上の経費が不十分な場合には、予算及び事業計画の見直し等を行い、改善しなければならない。</p>				
ア 事務費と事業費の科目の取扱い	<p>弾力運用が認められないケースでは「水道光熱費」、「燃料費」、「賃借料」、「保険料」については、事業費、事務費双方に計上するものとする。</p>	<p>1 弾力運用が認められないケースにおいて、「水道光熱費」、「燃料費」、「賃借料」及び「保険料」は事務費及び事業費の双方に計上しているか。</p>	<p>1 運用上の留意事項13(2)</p>	<p>1 弾力運用が認められないケースにおいて、「水道光熱費」、「燃料費」、「賃借料」及び「保険料」が事務費及び事業費の双方に計上されていない。</p>	C
イ 物品購入等の費用	<p>保健衛生費、事務消耗品費等の費用をいう。</p>	<p>1 物品購入契約書等に基づき計上されているか。</p> <p>2 請求書と納品書の照合が行われているか。</p>	<p>1 会計基準省令第2条第1項第2号 運用上の留意事項別添3</p> <p>2 会計基準省令第2条第1項第2号</p>	<p>1 物品購入契約書等に基づき計上されていない。</p> <p>2 請求書と納品書の照合が行われていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
ウ 給食費	食材及び食品の費用をいう。なお、給食業務を外部委託している施設にあっては、材料費を計上すること。また、職員、来訪者等利用者以外に提供した食材及び食品の費用はその他のサービス活動外費用の利用者等外給食費に計上すること。	1 給食材料費に、給食業務委託にかかる経費、職員給食等の経費が含まれていないか。	1 運用上の留意事項別添3	1 給食材料費に、給食業務委託にかかる経費、職員給食等の経費が含まれている。	B
エ 賃借料	固定資産に計上を要しない器機等のリース料、レンタル料をいう。 オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。	1 オペレーティング・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理が行われているか。	1 運用上の取り扱い8-1(4) 運用上の留意事項別添3	1 オペレーティング・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理が行われていない。	C
(3) 事務費					
ア 福利厚生費	役員・職員が福利施設を利用する場合における事業主負担額、健康診断その他福利厚生のために要する法定外福利費をいう。 また、従前から国の見解により、職員給食の補助は認めていない。 施設職員の福利厚生事業として行う職員旅行、親睦会等への支出についても次のガイドラインにより指導する。 ・社会常識からみて妥当な範囲とする。 ・施設負担は実費用の1/2を限度とする。	1 職員のための給食費補助としての費用は計上されていないか。 2 職員旅行・親睦会費等の補助額(職員負担分)は妥当か。	運用上の留意事項別添3	1 職員のための給食費補助としての費用が計上されている。 2 職員旅行、親睦会費等の補助額(職員負担分)が妥当でない。	B B
イ 修繕費	建物、器具及び備品等の修繕又は模様替の費用をいう。ただし、建物、器具及び備品を改良し、耐用年数を延長させるような資本的費用を含まない。	1 資本的費用(固定資産の取得)と収益的費用(修繕費)は適切に区分されているか。	1 運用上の留意事項別添3	1 資本的費用(固定資産の取得)と収益的費用(修繕費)が適切に区分されていない。	C
ウ 業務委託費	洗濯、清掃、夜間警備及び給食(給食材料費を除く)など施設の業務の一部を他に委託するための費用(保守料を除く)をいう。必要に応じて検査委託、給食委託、寝具委託、医事委託、清掃委託など、小区分で更に細分化することができる。	1 業務委託契約書等に基づき費用が計上されているか。 2 業務完了報告書等により業務の履行を確認したうえで支払いが行われているか。	1 会計基準省令第2条第1項第2号 運用上の留意事項別添3 2 会計基準省令第2条第1項第2号	1 業務委託契約書等に基づき費用が計上されていない。 2 業務完了報告書等により業務の履行を確認したうえで支払いが行われていない。	C C
エ 土地・建物賃借料	保育所の土地・建物の賃借料を支出する科目である。	1 保育所の土地・建物の賃借料は、土地・建物賃借料(科目)に計上されているか。	1 運用上の留意事項別添3	1 保育所の土地・建物の賃借料を土地・建物賃借料(科目)に計上していない。	B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
オ 雑費	他のいずれにも属さない費用をいう。 地域型保育給付費からの職員等への慶弔金等の支出については、社会的妥当性が求められるものであり、区市町村からの委託費として運営に要する費用が支弁されていることを鑑み、社会通念上認められる範囲及び金額でなければならない。	1 雑費について、他の勘定科目で処理すべきものが含まれていないか。 2 慶弔費等は適正か。	1 運用上の留意事項別添3	1 雑費について、他の勘定科目で処理すべきものが含まれている。 2 慶弔費等が適正でない。	B B
(4) その他 ア 利用者等外給食費支出	職員等利用者以外に提供した食材及び食品の支出をいう。	1 職員等に提供した食材及び食品の費用は利用者等外給食費で支出しているか。	1 運用上の留意事項別添3	1 職員等に提供した食材及び食品の費用を利用者等外給食費で支出していない。	B
イ その他の費用等	いずれの勘定科目にも属さない費用をいう。	1 その他の費用等の内容は明らかになっているか。 1 その他費用に関し不適正な事項はないか。	1 運用上の留意事項別添3	1 その他の費用等の内容が明らかになっていない。 1 その他費用に関し重大な問題がある。 2 その他費用に関し問題がある。	C C B
8 資産 (1) 資産評価 ア 資産の貸借対照表価額	資産の貸借対照表価額は、原則として、当該資産の取得価額を基礎として計上しなければならない。受贈、交換によって取得した資産の取得価額は、その取得時における公正な評価額とする。	1 資産の貸借対照表価額は、適正に計上されているか。	1 会計基準省令第4条第1項運用上の取り扱い8、13,14	1 資産の貸借対照表価額が、適正に計上されていない。	C
イ 受取手形、未収金、貸付金等の債権の評価	受取手形、未収金、貸付金等の債権については、取得価額から徴収不能引当金を控除した額をもって貸借対照表価額とする。	1 受取手形、未収金、貸付金等の債権は適正に計上されているか。	1 会計基準省令第4条第4項運用上の取り扱い1(1)	1 受取手形、未収金、貸付金等の債権が適正に計上されていない。	C
ウ 有形固定資産及び無形固定資産の評価	有形固定資産及び無形固定資産については、その取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。	1 有形固定資産及び無形固定資産は適正に計上されているか。	1 会計基準省令第4条第2項運用上の取り扱い16運用上の留意事項17	1 有形固定資産及び無形固定資産が適正に計上されていない。	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
ウ 事業未収金	事業収益に対する未収入金をいう。	1 事業未収金の状況と、その理由を明確に把握し、記録しているか。 2 期限どおりに入金されていないものがある場合には、遅滞なく権限者に報告し、適切な措置がとられているか。 3 未収金台帳または未収金管理簿における未収残高について、月次試算表、総勘定元帳における残高との確認を実施しているか。	1 会計基準省令第2条 2 会計基準省令第2条 運用上の留意事項1(1)、(2)、(4) 3 会計基準省令第2条	1 事業未収金の状況と、その理由の記録がなく、明確に把握していない。 2 期限どおりに入金されていないものがある場合に、権限者に報告しておらず、適切な措置をとっていない。 3 未収金台帳または未収金管理簿における未収残高について、月次試算表、総勘定元帳における残高との確認を実施していない。	C C C
エ 未収金	事業収益以外の収益に対する未収入金をいう。	1 未収金を事業未収金、未収金及び未収補助金に区別して、貸借対照表に計上しているか。	1 会計基準省令第2条 運用上の留意事項3、別添3	1 未収金が事業未収金、未収金及び未収補助金に区別して、貸借対照表に計上されていない。	C
オ 未収補助金	施設整備、設備整備及び事業に係る補助金等の未収額をいう。	1 補助対象年度に入金されていない補助金を未収補助金として計上しているか。	1 会計基準省令第2条 運用上の留意事項10、別添3	1 補助対象年度に入金されていない補助金を未収補助金として計上していない。	C
カ 未収収益	一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、すでに提供した役務に対してはまだその対価の支払を受けていないものをいう。	1 未収収益は、適正に認識され、処理されているか。	1 運用上の留意事項別添3	1 未収収益が、適正に認識され、処理されていない。	C
キ 立替金	一時的に立替払いをした場合の債権額をいう。	1 立替金の内容は明確に把握し、記録しているか。	1 会計基準省令第1章 運用上の留意事項別添3	1 立替金の内容の記録がなく明確に把握していない。	C
ク 前払金	物品等の購入代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前払額をいう。	1 前払金は契約等に基づき支払われているか。	1 会計基準省令第1章 運用上の留意事項別添3	1 前払金が契約等に基づき支払われていない。	C
ケ 前払費用	一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対し支払われた対価をいう。	1 前払費用は、適正に認識され、処理されているか。	1 会計基準省令第1章 運用上の留意事項別添3	1 前払費用が、適正に認識され、処理されていない。	C
コ 仮払金	処理すべき科目又は金額が確定しない場合の支出額を一時的に処理する科目をいう。	1 仮払金の支出及び精算時には、内容を明確にした文書により会計責任者の承認を得ているか。 2 仮払金の支出から精算までの期間が長期化していないか。	1 運用上の留意事項1(1)、別添3 2 運用上の留意事項1(1)、別添3	1 仮払金の支出及び精算時に、内容を明確にした文書により会計責任者の承認を得ていない。 2 仮払金の支出から精算までの期間が長期化している。	C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
サ 徴収不能引当金	未収金や受取手形について、回収不能額を見積もったときの引当金をいう。 徴収不能引当金の計上は、原則として、毎回会計年度末において徴収することが不可能な債権を個別に判断し、当該債権を徴収不能引当金に計上する(運用上の取り扱い別紙3⑨参照)。 一般債権については、過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を徴収不能引当金として計上する。	1 徴収不能引当金の額は適正に計上されているか。	1 運用上の留意事項18(1)、別添3	1 徴収不能引当金の額が適正に計上されていない。	C
(3) 固定資産					
ア 基本財産(土地、建物)	所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、すべて基本財産として定款に記載されていること。また、当該不動産の所有権について登記がなされていること。 基本財産を所轄庁の承認を得ずに、処分し、貸与し又は担保に供してはならない。	1 基本財産について、定款、財産目録、不動産登記簿謄本の内容が一致しているか。 2 基本財産を社会福祉事業外の不適正な目的に供していないか。	1 指導監査要綱Ⅲ2(1)1 2 指導監査要綱Ⅲ2(1)1	1 基本財産について、定款、財産目録、登記簿謄本の内容が一致していない。 2 基本財産を社会福祉事業外の不適正な目的に供している。	C C
イ 固定資産管理	基本財産及びその他の固定資産の明細書では、基本財産(有形固定資産)及びその他の固定資産(有形固定資産及び無形固定資産)の種類ごとの残高等を記載するものとする。なお、有形固定資産及び無形固定資産以外に減価償却がある場合には、当該資産についても記載するものとする。 基本財産(有形固定資産)及びその他の固定資産(有形固定資産及び無形固定資産)は個々の資産の管理を行うため、固定資産管理台帳を作成するものとする。	1 拠点区分ごとに基本財産及びその他の固定資産の明細書を作成しているか。 2 拠点区分ごとに固定資産管理台帳を作成しているか。 3 固定資産は使用目的に対応した拠点区分に計上されているか。 4 固定資産の増減は適正に把握しているか。 5 決算期には固定資産現在高報告書と固定資産管理台帳との照合を実施しているか。 6 権限者による承認等、固定資産物品の購入及び廃棄に伴う事務処理は適正か。	1 会計基準省令第30条第1項第8号 運用上の取り扱い25(2)イ、別紙3③ 2 運用上の留意事項27 3 会計基準省令第30条第1項第8号 運用上の留意事項27 4 会計基準省令第30条第1項第8号 運用上の留意事項27 5 会計基準省令第30条第1項第8号 運用上の留意事項27 6 運用上の留意事項27 定款例第24条備考⑥、⑦	1 拠点区分ごとに基本財産及びその他の固定資産の明細書を作成していない。 2 拠点区分ごとに固定資産管理台帳を作成していない。 3 固定資産が使用目的に対応した拠点区分に計上されていない。 4 固定資産の増減を適正に把握していない。 5 決算期に固定資産現在高報告書と固定資産管理台帳との照合を実施していない。(現在高報告) 6 固定資産物品の購入及び廃棄に伴う事務処理が適正でない。	C C C B B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
ウ 拠点区分間固定資産移管収益(費用)	同一事業区分内における他の拠点区分からの固定資産の移管による収益(費用)をいう。	1 固定資産物品の拠点区分間の所管換えに係る会計処理は適切に行われているか。	1 会計基準省令第30条第1項第8号 運用上の留意事項27	1 固定資産物品の拠点区分間の所管換えに係る会計処理が適切に行われていない。	C
エ 固定資産の除売却損益	固定資産を売却した場合の売却損益をいう。	1 固定資産の除売却に伴う損益は適正に計上されているか。	1 会計基準省令第24条、別表第2、第2号第1,2,3,4号様式	1 固定資産の除売却に伴う損益が適正に計上されていない。	C
(4) 減価償却 ア 減価償却費の計上	基本財産(有形固定資産)及びその他の固定資産(有形固定資産及び無形固定資産)は個々の資産の管理を行うため、固定資産管理台帳を作成するものとする。	1 固定資産管理台帳により適正に減価償却費を計上しているか。	1 運用上の取り扱い16 運用上の留意事項17、27	1 固定資産管理台帳により適正に減価償却費を計上していない。	C
イ 減価償却の対象	耐用年数が1年以上、かつ、原則として使用又は時の経過により価値が減ずる1個若しくは1組の金額が10万円以上の有形固定資産及び無形固定資産(ただし、取得価額が少額のものは除く。以下「償却資産」という。)に対して毎期一定の方法により償却計算を行わなければならない。 なお、土地など減価が生じない資産(非償却資産)については、減価償却を行うことができないものとする。	1 償却資産の範囲は適正か。 2 減価償却方法は、毎期継続し適用しているか。	1 運用上の取り扱い16 運用上の留意事項17(1) 2 運用上の取り扱い16	1 償却資産の範囲が適正でない。 2 減価償却方法が、毎期継続し適用していない。	C C
ウ 減価償却の方法	減価償却の方法としては、有形固定資産については定額法又は定率法のいずれかの方法で償却計算を行う。 また、ソフトウェア等の無形固定資産については定額法により償却計算を行うものとする。 なお、償却方法は、拠点区分ごと、資産の種類ごとに選択し、適用することができるとし、減価償却計算の単位は、原則として各資産ごととする。	1 有形固定資産は、定額法又は定率法により減価償却計算を行っているか。 2 無形固定資産は、定額法により償却計算を行っているか。 3 減価償却計算は資産ごとに行っているか。	1 運用上の取り扱い16 2 運用上の取り扱い16 3 運用上の取り扱い16 運用上の留意事項17(1)	1 有形固定資産について、定額法又は定率法により減価償却計算を行っていない。 2 無形固定資産について、定額法により償却計算を行っていない。 3 減価償却計算が資産ごとに行われていない。	C C C
エ 耐用年数	耐用年数は、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)によるものとする。 ただし、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却費は、原則として、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する。	1 耐用年数の見積りは適正か。	1 運用上の留意事項17(3)	1 耐用年数の見積りが不適正である。	C
オ 償却率等	減価償却の計算は、原則として、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の定めによるものとし、適用する償却率等は運用上の留意事項別添2(減価償却資産の償却率、改訂償却率及び保証率表)のとおりとする。	1 適用する償却率等は適正か。	1 運用上の留意事項17(4)、別添2	1 適用する償却率等が不適正である。	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
カ 残存価額	<p>1 平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産 有形固定資産について償却計算を実施するための残存価額は取得価額の10%とする。耐用年数到来時においても使用し続けている有形固定資産については、さらに、備忘価額(1円)まで償却を行うことができるものとする。</p> <p>2 平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産 有形固定資産について償却計算を実施するための残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却するものとする。</p> <p>3 無形固定資産 無形固定資産については、当初より残存価額をゼロとして減価償却を行うものとする。</p>	<p>1 固定資産の残存価額は取得日に応じた価額となっているか。</p> <p>2 無形固定資産の残存価額はゼロとなっているか。</p>	<p>1 運用上の留意事項17(2)</p> <p>2 運用上の留意事項17(2)</p>	<p>1 固定資産の残存価額は取得日に応じた価額となっていない。</p> <p>2 無形固定資産の残存価額がゼロとなっていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
キ 減価償却計算期間の単位	減価償却費の計算は、原則として1年を単位として行うものとする。ただし、年度途中で取得又は売却・廃棄した減価償却資産については、月を単位(月数は暦に従って計算し、1か月に満たない端数を生じた時はこれを1か月とする)として計算を行うものとする。	1 年度途中で取得又は売却・廃棄した減価償却資産の減価償却計算は月を単位として行われているか。	1 運用上の留意事項17(5)、27	1 年度途中で取得又は売却・廃棄した減価償却資産の減価償却計算が月を単位として行われていない。	C
ク 減価償却費の配分の基準	複数の拠点区分に共通して発生する減価償却費のうち、国庫補助金等により取得した償却資産に関する減価償却費は、国庫補助金等の補助目的に沿った拠点区分に配分する。上記以外の複数の拠点区分に共通して発生する減価償却費については、利用の程度に応じた面積、人数等の合理的基準に基づいて毎期継続的に各拠点区分に配分する。	1 複数の拠点区分に共通して発生する減価償却費の配分は適切か。	1 運用上の留意事項17(6)	1 複数の拠点区分に共通して発生する減価償却費の配分が適切でない。	C
(5) その他					
ア リース会計	<p>ファイナンス・リース取引については、原則として、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。</p> <p>なお、リース契約1件当たりのリース料総額(維持管理費用相当額又は通常の保守等の役務提供相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合には、その合理的見積額を除外することができる。)が300万円以下のリース取引等少額のリース資産や、リース期間が1年以内のリース取引についてはオペレーティング・リース取引の会計処理に準じて資産計上又は運用上の取り扱いに記載されている注記を省略することができる等の簡便的な取扱いができるものとする。</p>	1 ファイナンス・リース取引について、適正に会計処理が行われているか。	1 運用上の取り扱い1(5)、8 運用上の留意事項20(1)ア	1 ファイナンス・リース取引について、適正に会計処理が行われていない。	C
イ その他の積立資産	<p>現金及び預貯金は、原則として流動資産に属するものとするが、特定の目的で保有する預貯金は固定資産に属するものとする。ただし、当該目的を示す適当な科目で表示するものとする。</p> <p>当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合には、その範囲内で将来の特定の目的のために積立金を積み立てることができるものとする。積立金を計上する際は、積立ての目的を示す名称を付し、同額の積立資産を積み立てるものとする。</p> <p>また、積立金に対応する積立資産を取崩す場合には、当該積立金を同額取崩すものとする。</p>	<p>1 その他の積立資産は流動資産の預金と区別されているか。</p> <p>2 積立金・積立資産明細書を作成しているか。</p>	<p>1 運用上の取り扱い6</p> <p>2 会計基準省令第30条第1項第12号 運用上の取り扱い19、25(2)ア別紙3㊴ 運用上の留意事項19(1)</p>	<p>1 その他の積立資産が流動資産の預金と区別されていない。</p> <p>2 積立金・積立資産明細書を作成していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
ウ その他	<p>運用上の取り扱い19において積立金を計上する際は同額の積立資産を積み立てることとしているが、資金管理上の理由等から積立資産の積立が必要とされる場合には、その名称・理由を明確化した上で積立金を積み立てずに積立資産を計上できるものとする。</p>	<p>1 その他資産に関して不適正な事項はないか。</p>		<p>1 その他資産に関して重大な問題がある。</p> <p>2 その他資産に関して問題がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
9 負債 (1) 借入金	<p>借入金は理事会の議決(及び評議員会の意見の聴取)を経て行われていること。 また、借入金が事業運営上の必要によりなされたものであること。</p> <p>借入金の償還財源に寄附金が予定されている場合は、寄附予定者との間で書面による贈与契約が締結されており、その寄附が遅滞なく履行されていること。</p> <p>借入金の借入れ及び償還に係る会計処理は、借入目的に応じて、各拠点区分(又はサービス区分)で処理することとする。 なお資金を借り入れた場合については、借入金明細書を作成し、借入先、借入額及び償還額等を記載することとする。その際、独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合は、借入金明細書の借入先欄の金融機関名の後に(協調融資)と記載するものとする。 また、法人が将来受け取る債権を担保として供する場合には、計算書類の注記及び借入金明細書の担保資産欄にその旨を記載するものとする。</p>	<p>1 借入金について理事会の議決を経て行われているか。</p> <p>2 借入金は事業運営上の必要によりなされたものであるか。</p> <p>3 借入れにかかる契約書類は整備されているか。</p> <p>4 借入金の償還計画を作成しているか。</p> <p>5 借入金の償還計画に基づく償還が行われているか。</p> <p>6 借入金の償還財源に寄附金が予定されている場合は、法人と寄附者との間で書面による贈与契約が締結されているか。</p> <p>7 贈与契約に基づく償還財源寄附が遅滞なく履行されているか。</p> <p>8 借入金は借入目的に応じた拠点区分(又はサービス区分)に計上されているか。</p>	<p>1 指導監査要綱 I 6(3)</p> <p>2 指導監査要綱 I 6(3)</p> <p>3 会計基準省令第1条第2項</p> <p>4 会計基準省令第1条第2項</p> <p>5 指導監査要綱 I 6(3) 審査要領第4(3)</p> <p>6 指導監査要綱 III 3(3)3</p> <p>7 指導監査要綱 III 3(3)2</p> <p>8 運用上の留意事項8</p>	<p>1 借入金について理事会の議決を経ていない。</p> <p>2 借入金が事業運営上の必要によりなされたものでない。</p> <p>3 借入れにかかる契約書類が整備されていない。</p> <p>4 借入金の償還計画を作成していない。</p> <p>5 借入金の償還計画に基づく償還が行われていない。</p> <p>6 借入金の償還財源に寄附金が予定されている場合に、法人と寄附者との間で書面による贈与契約が締結されていない。</p> <p>7 贈与契約に基づく償還財源寄附が履行されていない。</p> <p>8 借入金が借入目的に応じた拠点区分(又はサービス区分)に計上されていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
(3) その他 ア 事業未払金	事業活動に伴う費用等の未払債務をいう。	1 事業未払金は適正に処理されているか。	1 運用上の留意事項別添3	1 事業未払金が適正に処理されていない。	C
イ 未払金	事業未払金以外の未払金をいう。	1 長期化している未払金はないか。 2 未払金明細書と貸借対照表との整合性がとれているか。	1 運用上の留意事項別添3 2 会計基準省令第25条	1 長期化している未払金がある。 2 未払金明細書と貸借対照表との整合性がとれていない。	C C
ウ 未払費用	賃金、支払利息、賃借料など時の経過に依存する継続的な役務給付取引において既に役務の提供は受けたが、会計期末までに法的にその対価の支払債務が確定していない分の金額をいう。	1 未払費用は適正に認識され処理されているか。	1 運用上の留意事項別添3	1 未払費用が適正に認識され処理されていない。	C
エ 前受収益	受取利息、賃貸料など時の経過に依存する継続的な役務提供取引に対する前受分のうち未経過の金額をいう。	1 前受収益は適正に認識され処理されているか。 1 その他負債に関して不適正な事項はないか。	1 運用上の留意事項別添3	1 前受収益が適正に認識され処理されていない。 1 その他負債に関して重大な問題がある。 2 その他負債に関して問題がある。	C C B
10 純資産 (1) 基本金	基本金には、社会福祉法人が事業開始等に当たって財源として受け取った寄附金の額を計上するものとする。 なお、基本金は以下のものとする。 1 社会福祉法人の設立並びに施設の創設及び増築のために基本財産等を取得すべきものとして指定された寄附金の額 2 前号の資産の取得等に係る借入金の元金償還に充てるものとして指定された寄附金の額 3 施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために収受した寄附金の額	1 基本金は適正に計上されているか。	1 会計基準省令第6条第1項 運用上の取り扱い11	1 基本金が適正に計上されていない。	C
ア 基本金の組入れ	基本金への組入れは、会計基準省令第6条第1項に規定する寄附金を事業活動計算書の特別収益に計上した後、その収益に相当する額を基本金組入額として特別費用に計上して行う。	1 基本金への組入れは、運用上の取り扱い11に規定する寄附金別に、適正に計上されているか。	1 運用上の取り扱い11 運用上の留意事項14(2)	1 基本金への組入れが、運用上の取り扱い11に規定する寄附金別に、適正に計上されていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
イ 基本金の取崩し	<p>社会福祉法人が事業の一部又は全部を廃止し、かつ基本金組入れの対象となった基本財産又はその他の固定資産が廃棄され、又は売却された場合には、当該事業に関して組み入れられた基本金の一部又は全部の額を取り崩し、その金額を事業活動計算書の繰越活動増減差額の部に計上する。</p> <p>また、基本金の取崩しについても各拠点区分において取崩しの処理を行うこととする。</p> <p>なお、基本金を取り崩す場合には、基本財産の取崩しと同様、事前に所轄庁に協議し、内容の審査を受けなければならない。</p> <p>基本金の組入れ及び取崩しに当たっては、基本金明細書を作成し、それらの内容を記載することとする。</p>	<p>1 基本金を取り崩す場合の処理は、適正に行われているか。</p> <p>2 基本金明細書を作成しているか。</p>	<p>1 運用上の取り扱い2 運用上の留意事項14(3)</p> <p>2 会計基準省令第30条第1項6号 運用上の取り扱い25(1)、別紙3⑥ 運用上の留意事項14(4)</p>	<p>1 基本金を取り崩す場合の処理が、適正に行われていない。</p> <p>2 基本金明細書を作成していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
(2) 国庫補助金等特別積立金	<p>国庫補助金等特別積立金には、施設及び設備の整備のために国又は地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等(以下「国庫補助金等」という。)の額を計上するものとする。</p> <p>当該国庫補助金等とは、「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担(補助)について」(平成17年10月5日付厚生労働省発社援第1005003号)に定める施設整備事業に対する補助金など、主として固定資産の取得に充てられることを目的として、国及び地方公共団体から受領した補助金、助成金及び交付金等をいう。</p> <p>また、国庫補助金等には、自転車競技法第24条第6号などに基づいたいわゆる民間公益補助事業による助成金等を含むものとする。</p> <p>なお、施設整備及び設備整備の目的で共同募金会から受ける受配者指定寄附金以外の配分金も国庫補助金等を含むものとする。</p> <p>また、設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するものは国庫補助金等とする。</p>	<p>1 国庫補助金等特別積立金の計上は適正に行われているか。</p> <p>2 複数の拠点区分(又はサービス区分)に対して受け入れた国庫補助金等は、補助目的に沿った拠点区分(又はサービス区分)に配分されているか。</p>	<p>1 会計基準省令第6条第2項 運用上の取り扱い10 運用上の留意事項15(1)、(2)ア</p> <p>2 運用上の留意事項15(2)ア</p>	<p>1 国庫補助金等特別積立金の計上が適正に行われていない。</p> <p>2 複数の拠点区分(又はサービス区分)に対して受け入れた国庫補助金等が補助目的に沿って拠点区分(又はサービス区分)に配分されていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
ア 積立て	<p>国庫補助金等特別積立金の積立ては、会計基準省令第6条第2項に規定する国庫補助金等の収益額を事業活動計算書の特別収益に計上した後、その収益に相当する額を国庫補助金等特別積立金積立額として特別費用に計上して行う。</p> <p>また、国庫補助金等特別積立金については、国又は地方公共団体等から受け入れた補助金、助成金及び交付金等の額を各拠点区分で積み立てることとし、合算等により受け入れる拠点区分が判明しない場合、又は複数の施設に対して補助金を受け入れた場合には、最も合理的な基準に基づいて各拠点区分に配分することとする。</p>	<p>1 国庫補助金等特別積立金の積立ては、適正に行われているか。</p>	<p>1 運用上の取り扱い10 運用上の留意事項15(2)ア</p>	<p>1 国庫補助金等特別積立金の積立てが、適正に行われていない。</p>	<p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
イ 取崩し	<p>国庫補助金等特別積立金は、施設及び設備の整備のために国又は地方公共団体等から受領した国庫補助金等に基づいて積み立てられたものであり、当該国庫補助金等の目的は、社会福祉法人の資産取得のための負担を軽減し、社会福祉法人が経営する施設等のサービス提供者のコスト負担を軽減することを通して、利用者の負担を軽減することである。</p> <p>したがって、国庫補助金等特別積立金は、毎会計年度、国庫補助金等により取得した資産の減価償却費等により事業費用として費用配分される額の国庫補助金等の当該資産の取得原価に対する割合に相当する額を取り崩し、事業活動計算書のサービス活動費用に控除項目として計上しなければならない。</p> <p>また、国庫補助金等特別積立金の積立ての対象となった基本財産等が廃棄され又は売却された場合には、当該資産に相当する国庫補助金等特別積立金の額を取崩し、事業活動計算書の特別費用に控除項目として計上しなければならない。</p> <p>運用上の取り扱い9に規定する国庫補助金等特別積立金の減価償却等による取り崩し及び国庫補助金等特別積立金の対象となった基本財産等が廃棄又は売却された場合の取り崩しの場合についても各拠点区分(又はサービス区分)で処理することとする。</p> <p>また、国庫補助金等はその効果を発現する期間にわたって、支出対象経費(主として減価償却費をいう)の期間費用計上に対応して国庫補助金等特別積立金取崩額をサービス活動費用の控除項目として計上する。</p> <p>なお、非償却資産である土地に対する国庫補助金等は、原則として取崩しという事態は生じず、将来にわたっても純資産に計上する。</p> <p>国庫補助金等特別積立金の積み立て及び取り崩しに当たっては、国庫補助金等特別積立金明細書を作成し、それらの内容を記載することとする。</p>	<p>1 減価償却に対応する国庫補助金等特別積立金取崩額は、適正に計上されているか。</p> <p>2 固定資産の廃棄に対応する国庫補助金等特別積立金取崩額は適正に計上されているか。</p> <p>3 国庫補助金等特別積立金明細書を作成しているか。</p>	<p>1 運用上の取り扱い9 運用上の留意事項15(2)イ</p> <p>2 運用上の取り扱い9 運用上の留意事項15(2)イ</p> <p>3 会計基準省令第30条第21項第7号 運用上の取り扱い25(1)別紙3⑦ 運用上の留意事項15(2)ウ</p>	<p>1 減価償却に対応する国庫補助金の取り崩しが適正に計上されていない。</p> <p>2 固定資産の廃棄に対応する国庫補助金等特別積立金取崩額が適正に計上されていない。</p> <p>3 国庫補助金等特別積立金明細書を作成していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
ウ 設備資金借入金の償還に係る補助金の取扱い	<p>設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するものとして積み立てられた国庫補助金等特別積立金の取崩額の計算に当たっては、償還補助総額を基礎として支出対象経費(主として減価償却費をいう)の期間費用計上に対応して国庫補助金等特別積立金取崩額をサービス活動費用の控除項目として計上する。</p>	<p>1 設備資金借入金元金償還補助金収入に係る国庫補助金等特別積立金の会計処理は適正に行なわれているか。</p> <p>2 実際に償還補助があったときに当該金額を国庫補助金等特別積立金に積み立てているか。</p>	<p>1 運用上の取り扱い10 運用上の留意事項15(2)</p> <p>2 運用上の取り扱い10 運用上の留意事項15(2)ア</p>	<p>1 設備資金借入金元金償還補助金収入に係る国庫補助金等特別積立金の会計処理が適正に行なわれていない。</p> <p>2 実際に償還補助があったときに当該金額を国庫補助金等特別積立金に積み立てていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等(準拠を含む。)	評価事項	評価
II 共通(社会福祉法人とそれ以外の者)の会計経理					
1 会計の区分	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	1 特定地域型保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	1 運営条例第50条により準用第33条	1 特定地域型保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分していない。	C
2 会計記録の整備	特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	1 計算書類、会計帳簿等を適切に整備保管しているか。	1 運営条例第49条第1項	1 計算書類、会計帳簿等を適切に整備保管していない。	C
3 領収証の交付	特定地域型保育事業者は、利用者負担額(保育料)、上乗せ徴収及び実費徴収の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った給付認定保護者に対し交付しなければならない。	1 当該費用に係る領収証を保護者に交付しているか。	1 運営条例第43条第5項	1 当該費用に係る領収証を保護者に交付していない。	C
4 利益供与・利益收受の禁止	<p>1 特定地域型保育事業者は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。</p>	1 当該特定地域型保育事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	1 運営条例第50条により準用第29条第1項	1 当該特定地域型保育事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与している。	C
		2 小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していないか。	1 運営条例第50条により準用第29条第2項	1 小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受している。	C
5 偽りその他不正による收受の禁止	特定地域型保育事業者は、偽りその他不正の手段により地域型保育給付費、扶助費の支払を受けてはならない。	1 偽りその他不正の手段により地域型保育給付費、扶助費の支払を受けていないか。	1 子ども・子育て支援法第12条 2 留意事項通知第5 3 豊島区特定地域型保育事業扶助要綱第7条	1 偽りその他不正の手段により地域型保育給付費、扶助費の支払を受けている。	C
6 地域型保育給付費、扶助費の支給条件	特定地域型保育事業者は、地域型保育給付費、扶助費の支給条件や加算要件を満たしていなければならない。	1 支給条件や加算要件を満たしているか。	1 留意事項通知 2 豊島区特定地域型保育事業扶助要綱	1 支給条件や加算要件を満たしていない。	C
7 補助金の支給条件	特定地域型保育事業者は、補助金の支給条件や加算要件を満たしていなければならない。	1 支給条件や加算要件を満たしているか。	1 キャリアアップ交付要綱 2 サービス交付要綱 3 デジタル化推進事業費補助金 4 宿舍借上げ交付要綱 5 その他補助金の交付要綱	1 支給条件や加算要件を満たしていない。	C

